

# 第2期たまむらささえあい計画

地域福祉計画(第2期)

自殺対策計画(第2期)

成年後見制度利用促進基本計画(第2期)



令和6年3月

玉村町



## はじめに

近年、少子高齢化や核家族化などが進み、また個々の価値観や生活様式の多様化に伴って近所付き合いが希薄となることで、家族や地域で支え合う力が弱体化していると言われていています。さらに、社会的孤立、生活困窮、ひきこもり、ヤングケアラー、8050 問題など、地域住民が抱える課題も複雑化・複合化が進み、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しています。



そのような状況の中で、改めてつながりの大切さを実感するとともに、人々が住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」を実現していくことが不可欠となっています。

本町では、平成 31 年 3 月に、地域における高齢者、障がい者、子どもなど、福祉問題に対して取り組むべき事項を定めた「地域福祉計画・自殺対策計画・成年後見制度利用促進基本計画」（たまむらさきえあい計画）を策定し、施策の充実を図ってまいりました。第 2 期となる本計画は、第 6 次玉村町総合計画に掲げた、すべての人にとって「暮らすなら、ここがいい。」の将来像を目指し、人生が充実し、毎日を幸せに感じて暮らせるまちづくりを進めるため、これまでの基本理念を継承しつつ、新たに重層的支援体制整備事業や再犯防止推進計画を包含しております。

今後、本計画に基づき、持続可能な地域共生社会を築くためには、住民や地域活動団体、関係機関の皆様と分野を超えて連携を図る取り組みが重要となりますので、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、多大なご尽力をいただきました玉村町地域福祉計画策定委員会の委員の皆様をはじめ、アンケート調査、ワークショップ、パブリックコメント等にご協力をいただきました住民の皆様並びに関係団体及び関係各位に、心から感謝申し上げます。

令和 6 年 3 月

玉村町長 石川 眞男



# 目次

総論.....	1
第1章 計画の策定にあたって .....	2
1 計画策定の背景等 .....	2
2 計画の位置付け .....	6
3 計画の期間 .....	9
4 計画の策定と推進の体制 .....	10
5 計画のロードマップ .....	12
第2章 玉村町の現状.....	13
1 統計データからみる玉村町の現状.....	13
2 住民アンケート調査の実施結果.....	24
3 ワークショップの実施結果.....	43
4 第1期計画の推進状況 .....	51
5 第2期計画策定にあたっての課題.....	56
各論Ⅰ 玉村町地域福祉計画（第2期） .....	59
第1章 計画の基本的な考え方.....	60
1 計画の基本理念 .....	60
2 計画の基本目標.....	61
3 圏域の考え方 .....	62
4 計画の施策体系 .....	63
第2章 施策の展開.....	64
基本目標1 地域福祉を推進する基盤づくり .....	64
基本目標2 ふれあい・支え合う地域づくり .....	69
基本目標3 安心して暮らせる福祉のまちづくり .....	75
各論Ⅱ 玉村町自殺対策計画（第2期） .....	87
第1章 計画の基本的な考え方.....	88
1 計画の基本理念 .....	88
2 計画の基本施策.....	89
第2章 施策の展開.....	90
基本施策1 地域におけるネットワークの強化 .....	90
基本施策2 悩みに寄り添える人の育成.....	91
基本施策3 住民への啓発と周知の推進.....	92
基本施策4 生きることの包括的支援の推進 .....	93
基本施策5 自殺を防ぐ社会的な取り組みの推進 .....	96
基本施策6 子ども・若者・女性の自殺対策の推進 .....	98

各論Ⅲ 玉村町成年後見制度利用促進基本計画（第2期） .....	101
第1章 計画の基本的な考え方 .....	102
1 計画の基本理念 .....	102
2 計画の基本施策 .....	103
第2章 施策の展開 .....	104
基本施策1 制度の適切な利用促進に向けた周知活動の充実 .....	104
基本施策2 利用者がメリットを実感できる制度と制度運用の充実 .....	105
基本施策3 権利擁護支援の地域連携ネットワークの体制の充実 .....	106
資料編 .....	108
1 アンケート調査結果等に見る小学校区別状況 .....	109
2 玉村町地域福祉計画等策定委員会委員名簿 .....	115
3 計画策定の経過 .....	116

# 総論

---

---

## 第1章 計画の策定にあたって

---

### 1 計画策定の背景等

#### (1) 計画策定の背景と趣旨

これまで私たちは、様々な生活上の問題を、自身や家族の力（自助）、行政や公的機関の福祉サービス等の支援（公助）、地域の人や組織の助け合い（互助）などで解決してきました。しかし、近年、晩婚・晩産化によってもたらされる育児と介護のタイミングが重なる「ダブルケア」、高齢の親がひきこもり状態の子どもの世話を続ける「8050問題」など、生活課題の複合化・複雑化が進んでいます。また、地震や風水害などの自然災害は発生頻度を増し、その被害も大規模化しています。更に、新型コロナウイルス感染症の拡大は、自殺の要因となり得る様々な問題を悪化させるとともに、長い月日をかけて培われた身近な人とのつながりや助け合いの仕組みを脅かし、私たちは、未だ、以前の日常への回帰の途上にあります。

現在我が国は、年齢、障害の有無、国籍などの背景を異にする全ての人が社会とつながり、相互の尊重と生きがいをもって暮らす「地域共生社会」を実現することで、そうした多くの困難に対峙しようとしています。そのため、属性を問わない相談支援、狭間のニーズに対応する参加支援、顔の見える住民関係を育てる地域づくり支援などからなる重層的支援体制整備事業を核とした包括的支援体制を整えることを喫緊の課題としています。

また、世界は、平成27年9月の国連サミットにおいてSDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）を全会一致で採択し、2030年までに地球上の誰一人も取り残すことなく、貧困や飢餓・暴力等が撲滅されるとともに健康と福祉が提供され、人権が守られ、経済が持続可能な形で発展する世界の実現を目指しています。

本町は、平成31年3月に、「町民が安心して暮らし続けることができる地域をつくる」という考えを共通の基盤とし、その上に、住民のつながり・社会的弱者への支援・人権擁護というSDGsの理念に沿った、地域福祉計画（第1期）、自殺対策計画（第1期）、成年後見制度利用促進基本計画（第1期）を一体化した「たまむらさきえあい計画」を策定して、様々な取組を行ってきました。

この計画が令和5年度に終了することから、町民の誰一人も取り残されることなく安心して暮らせる持続可能な「地域共生社会づくり」を更に先に進めるため、令和6年度から令和10年度までを期間とする第2期たまむらさきえあい計画（地域福祉計画（第2期）、自殺対策計画（第2期）、成年後見制度利用促進基本計画（第2期））を策定しました。



## (2) 地域福祉とは

「地域福祉」は、社会福祉法第1条で「地域における社会福祉」と定義されています。また、令和2年6月の改正で第4条に新たに第1項が追加され、地域福祉は地域住民により「共生する地域社会の実現」を目指して推進されなければならないことが明記されました。

社会福祉法（抜粋）

### (目的)

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び**地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）**の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

### (地域福祉の推進)

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、**共生する地域社会の実現**を目指して行われなければならない。

- 2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
- 3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上で各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

### (3) 地域福祉等に関する国及び県の主な動向

「たまむらささえあい計画」が策定された平成31年3月の前後から現在に至るまでの間に、地域福祉や自殺等に関係して国や県に以下の動きがありました。

年	内容
平成31・ 令和元年	<p>【県】第3次群馬県自殺総合対策行動計画策定（3月）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2次計画までの自殺対策の進捗や、国の自殺総合対策大綱の見直し等を踏まえ、総合的な自殺対策を引き続き推進するため、「誰も自殺に追い込まれることのない群馬県」の実現を基本理念とする計画として策定されました。</li> </ul> <p>【県】群馬県再犯防止推進計画策定（3月）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国の再犯防止推進計画（平成29年12月閣議決定）を踏まえ、犯罪や非行をした人たちが、社会において孤立することなく、円滑に社会復帰できるよう支援をすることにより、県民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指す計画として策定されました。</li> </ul>
令和2年	<p>【県】群馬県福祉プラン策定（3月）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・群馬県総合計画の個別計画であり福祉計画の最上位計画として、「県民誰もが安心して暮らせる地域共生社会づくり」を基本理念に、3つの基本目標（（1）共に支えあう「地域づくり」、（2）地域を支える「仕組みづくり」、（3）福祉を支える「人づくり」）を柱として策定されました。</li> </ul> <p>【国】社会福祉法の改正（6月、令和3年4月施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援などを目的として改正が行なわれました。</li> </ul>
令和3年	<p>【国】市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉計画の策定ガイドライン公表（3月）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生労働省は社会福祉法の改正に合わせ「計画策定のガイドラインを」公表しました。</li> </ul> <p>【国】災害対策基本法の改正（5月、令和3年5月施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時に大きな被害を受けやすい障がい者や高齢者など避難行動要支援者の「個別避難計画の作成」が自治体の努力義務となりました。</li> </ul>
令和4年	<p>【国】第二期成年後見制度利用促進基本計画の策定（3月）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組を更に進める計画として策定されました。</li> </ul> <p>【国】困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の公布（5月、令和6年4月施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性等が安心して、かつ自立して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的としています。</li> </ul>

<p>令和4年 (つづき)</p>	<p><b>【国】子ども基本法の公布（6月、令和5年4月施行）</b>          ・次代の社会を担う全ての子どもが、自立した個人として健やかに成長することができ、子どもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会を実現するために、子ども施策を国や都道府県、市町村が総合的に推進することを目的としています。</p> <p><b>【国】自殺総合対策大綱の閣議決定（10月）</b>          ・従来からの取組に加え、「子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化」、「女性に対する支援の強化」、「地域自殺対策の取組強化」、「新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進」などを追加し、総合的な自殺対策の更なる推進・強化を掲げています。</p>
<p>令和5年</p>	<p><b>【国】第二次再犯防止推進計画閣議決定（3月）</b>          ・平成29年12月に策定された第一次再犯防止推進計画の取組状況や成果の検証結果を踏まえ、その基本方針を踏襲するとともに、「就労・住居の確保」、「保健医療・福祉サービスの利用促進」、「修学支援」、「特性に応じた効果的指導」、「民間協力者の活動促進」、「地域による包摂推進」、「再犯防止に向けた基盤整備」の7つを重点課題として策定されました。</p> <p><b>【国】子ども家庭庁発足（4月）</b>          ・子ども家庭庁設置法に基づいて、子どもの視点に立って意見を聴き、子どもにとって一番の利益を考え、子どもと子どもがいる家庭の福祉や健康の向上を支援し、子どもの権利をまもる、「子どもがまんなかの社会」を実現するための司令塔組織として内閣府に設置されました。</p> <p><b>【国】孤独・孤立対策推進法の公布（6月、令和6年4月施行）</b>          ・日常生活や社会生活において孤独・孤立の状態となることの予防、孤独・孤立の状態にある者への迅速かつ適切な支援等について、基本理念及び国や地方公共団体の責務を定め、総合的な孤独・孤立対策を推進することを目的としています。</p> <p><b>【国】共生社会の実現を推進するための認知症基本法の公布（6月）</b>          ・認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とし、市町村に対し、当該市町村の実情に即した市町村認知症施策推進計画の策定が努力義務とされました。</p>

## 2 計画の位置付け

### (1) 地域福祉計画

「地域福祉計画」とは、地域福祉を総合的・計画的に進めるために市町村が策定する計画で、社会福祉法第107条に、次のとおり規定されています。

社会福祉法（抜粋）

#### (市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、**地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）**を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
  - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
  - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
  - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
  - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

ここで、第1項第五号として示された「包括的に提供される体制の整備」は、同法第106条の3で次のとおり規定されています。

#### (包括的な支援体制の整備)

第106条の3 市町村は、次条第2項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
- 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

## (2) 自殺対策計画

「自殺対策計画」とは、市町村の区域内における自殺対策を総合的に行うための計画で、自殺対策基本法第13条第2項に、次のとおり規定されています。

自殺対策基本法（抜粋）

### （都道府県自殺対策計画等）

第13条

2 市町村は、自殺総合対策計画及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

## (3) 成年後見制度利用促進基本計画

「成年後見制度利用促進基本計画」とは、市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策その他必要な措置を講ずるための計画で、成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下、成年後見制度利用促進法）第14条に、次のとおり規定されています。

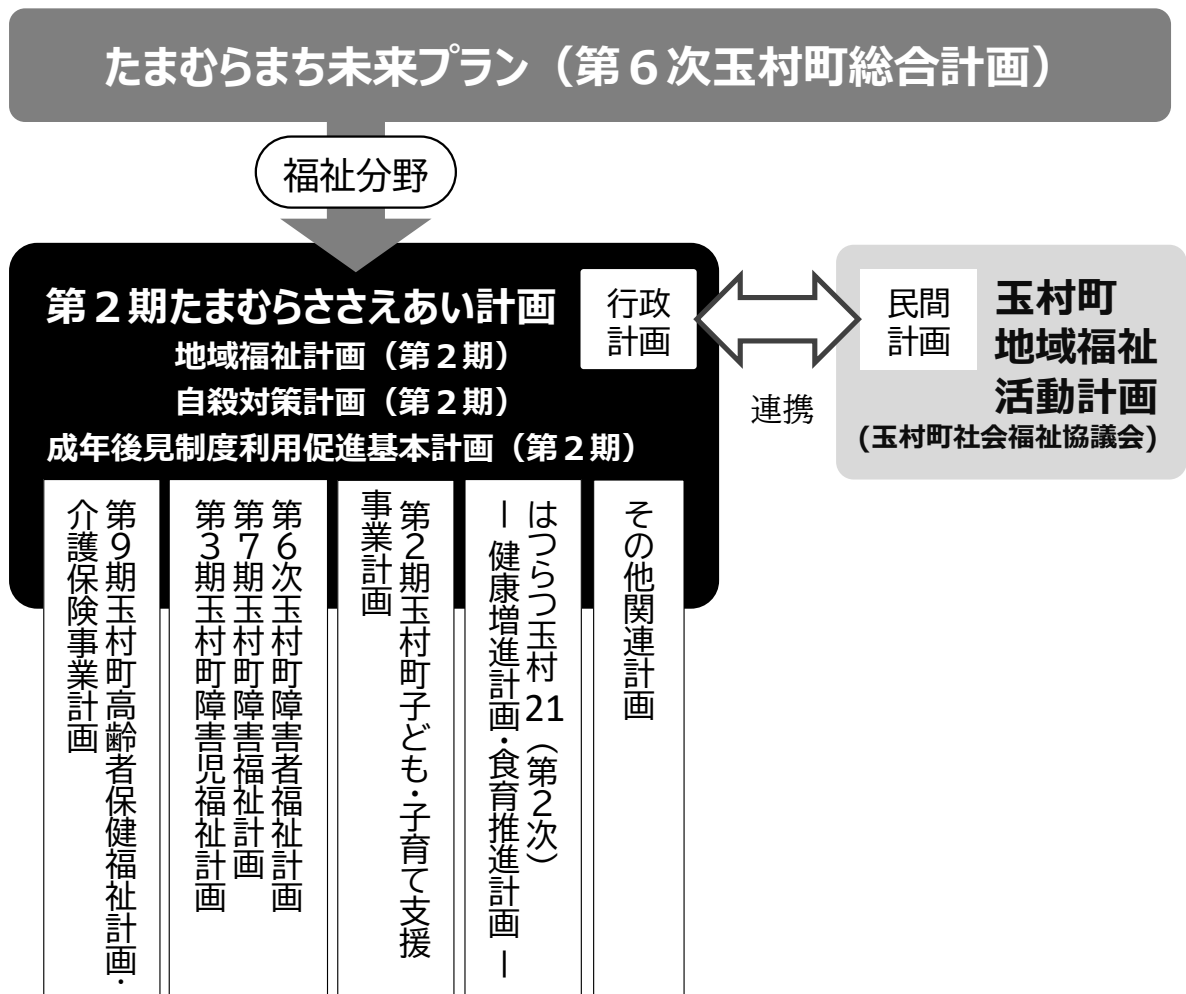
成年後見制度利用促進法（抜粋）

### （市町村の講ずる措置）

第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### (4) 町の関連計画との関係

本計画は、「玉村町総合計画」を上位計画とする部門別計画であり、福祉に係る他の個別計画の上位に位置する計画として、整合・連携を図りながら、共通して取り組む事項を記載します。また玉村町社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画との連携を図り、本町における地域福祉活動の効果的推進を図ります。



### 3 計画の期間

第2期たまむらささえあい計画は、令和6年度から令和10年度までの5年間で計画期間とします。



地域福祉計画等策定委員会

## 4 計画の策定と推進の体制

### (1) 計画の策定体制

社会福祉法は第107条第2項で「市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映するよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする」と規定しています。

これらの規定に従い、本計画策定にあたっては、以下に示す協議会での審議、アンケート調査、ワークショップ及びパブリックコメントを実施し、町民の皆さまのご意見を的確に計画に反映させることに努めました。

#### ■ 玉村町地域福祉計画等策定委員会

学識経験者や福祉関係団体、医療・教育・消防・警察などの機関や地域の代表者により構成される組織で、計画案に関する審議や意見交換等をつうじて、計画策定に取り組みました。

#### ■ 住民アンケート調査

計画策定の基礎資料とするため、18歳以上の町民2,000名を対象に、地域福祉などに関する考えやご意見を広く伺うアンケート調査を行いました。

#### ■ 町民ワークショップ

計画策定に活かすため、「地域福祉」と「自殺対策」をテーマとしたワークショップをそれぞれ開催し、参加者から地域における課題等について伺いました。

#### ■ 計画素案に対するパブリックコメント

計画案を町のホームページ等で一定期間公開し、計画及び計画に盛り込まれる施策について、町民からの意見を広く募集し、計画への反映を図りました。



地域福祉ワークショップ



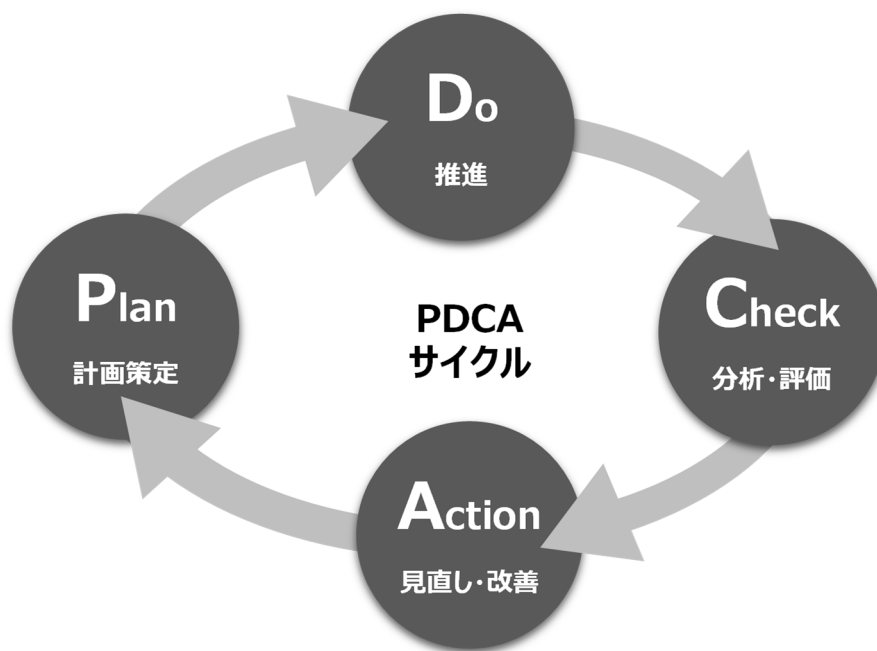
## (2) 計画の推進体制

本計画については、様々な機会や媒体を利用し、地域福祉等の活動の主体となる町民や関係団体などへの計画の周知を図り、活動への参画を促進します。

本計画の推進にあたっては、町の関係部署が連携して施策・事業に取り組むとともに、玉村町社会福祉協議会や福祉サービス事業者、NPO・ボランティア団体、医療機関、教育機関など関係する団体・機関とすべての町民の力を集め、安心して暮らし続けることのできる地域社会の実現を目指します。

## (3) 計画の評価と見直し

計画期間中は、毎年度、各事業の推進状況を分析・評価し、その結果を「玉村町地域福祉計画推進会議」に報告し、委員会の助言・提言を受け、必要な見直し・改善を講じる「PDCAサイクル」によって進捗管理を実施します。

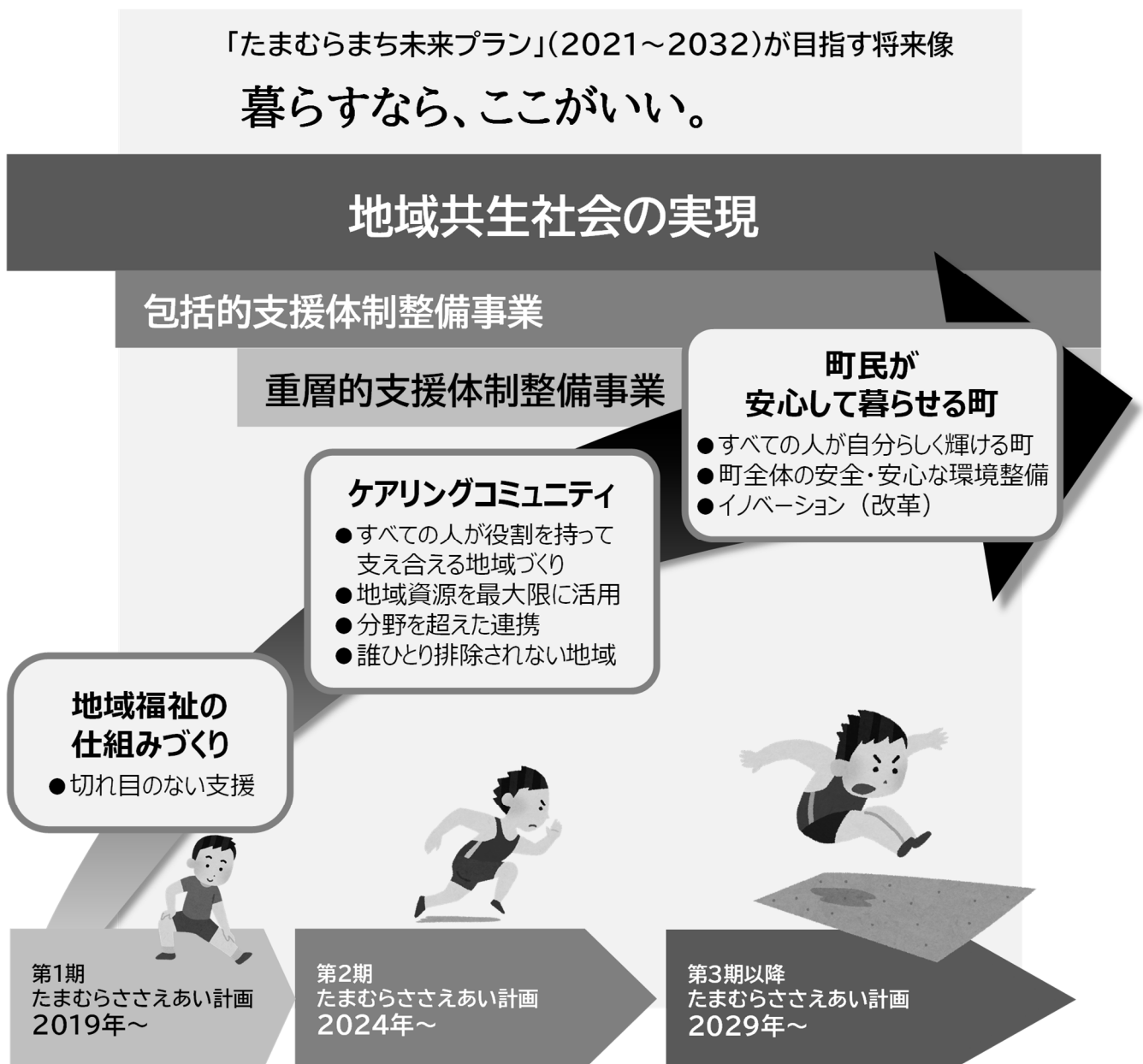


## 5 計画のロードマップ

玉村町は、「たまむらまち未来プラン（第6次玉村町総合計画）」において、町の将来像を「暮らすなら、ここがいい。」で表し、町民にとって当たり前のことが満たされ、毎日を幸せに感じて暮らせるまちづくりを進めています。

本計画は、そのための様々な取り組みを福祉の分野において担い、町民の生命と財産をまもり、子どもの未来をつくり、元気に年を重ねられるまちをつくる計画です。

「計画のロードマップ」では、まちの将来像の実現までの途上で必要とされる取り組みを、現在の時点で予測し表現しました。



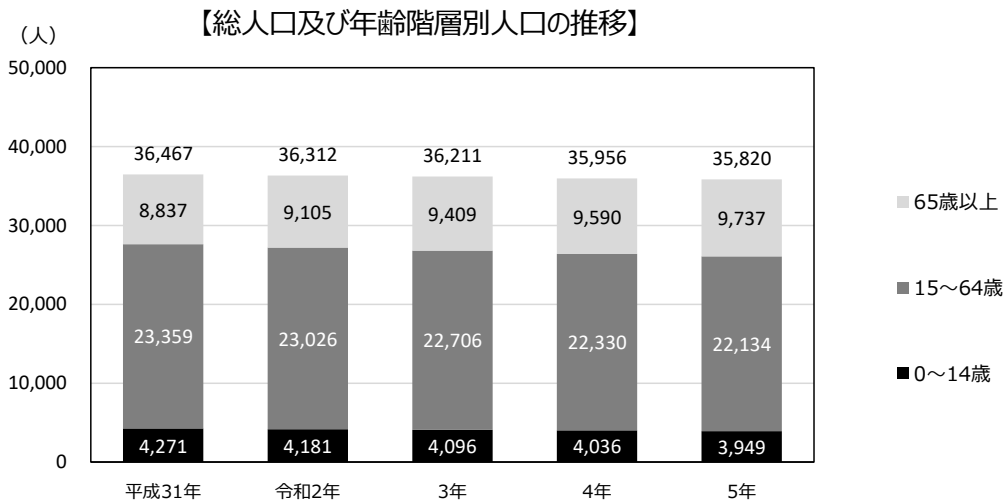
## 第2章 玉村町の現状

### 1 統計データからみる玉村町の現状

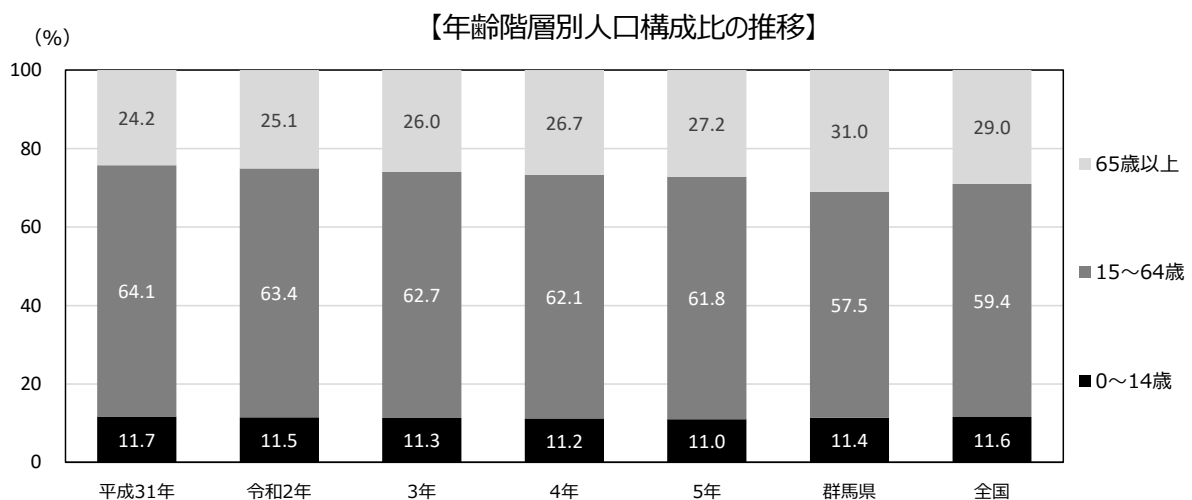
#### (1) 総人口及び年齢階層別人口の推移

本町の総人口はゆるやかに減少しており、令和5年には35,820人となっています。

年齢階層別にみると、0～14歳の年少人口と15～64歳の生産年齢人口が総数、構成比とも年々減少している一方、65歳以上の高齢者人口は、総数、構成比（高齢化率）とも増加しています。但し、高齢化率は令和5年においても27.2%と、群馬県の31.0%、全国の29.0%よりも低くなっています。

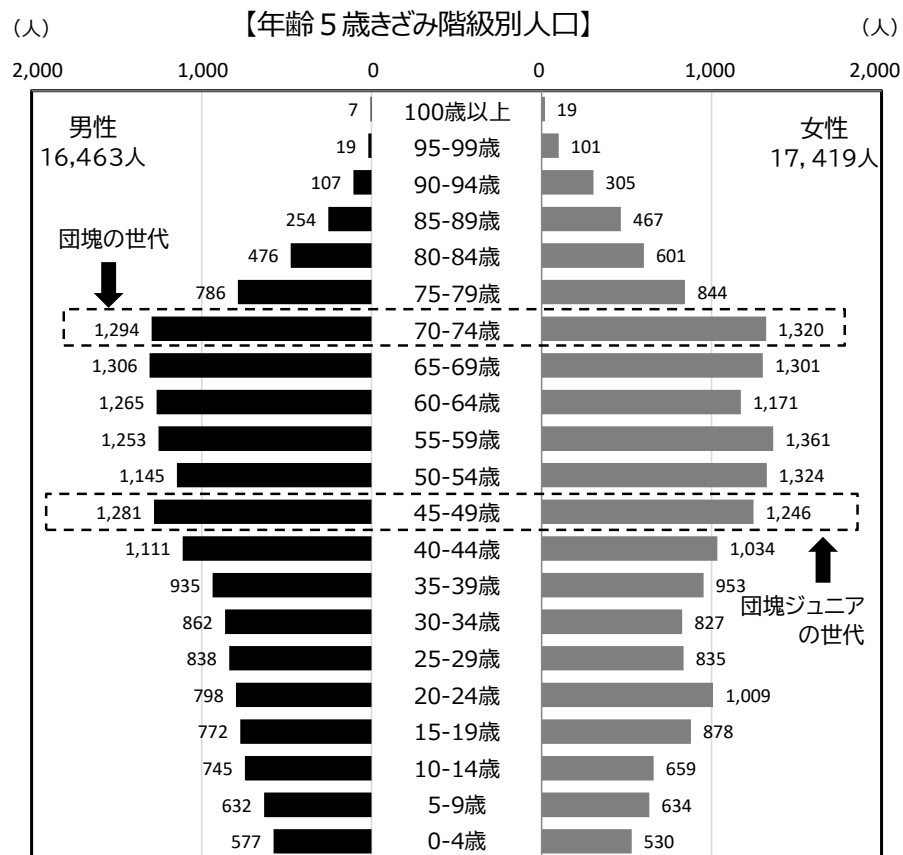


資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）



資料：住民基本台帳（各年4月1日時点、県と全国は令和4年10月1日時点）

令和2年の国勢調査における本町の年齢5歳階級別人口では、男女とも「団塊の世代」にあたる70～74歳の年代、その子どもである「団塊ジュニアの世代」にあたる45～49歳の年代にピークがみられています。その下の世代では、女性の20～24歳の年代にピークがありますが男性では明瞭ではありません。19歳以下の年代では男女とも年代が下がるにつれて人口は減少しており、今後の本町の人口は減少傾向が継続することが予測されます。

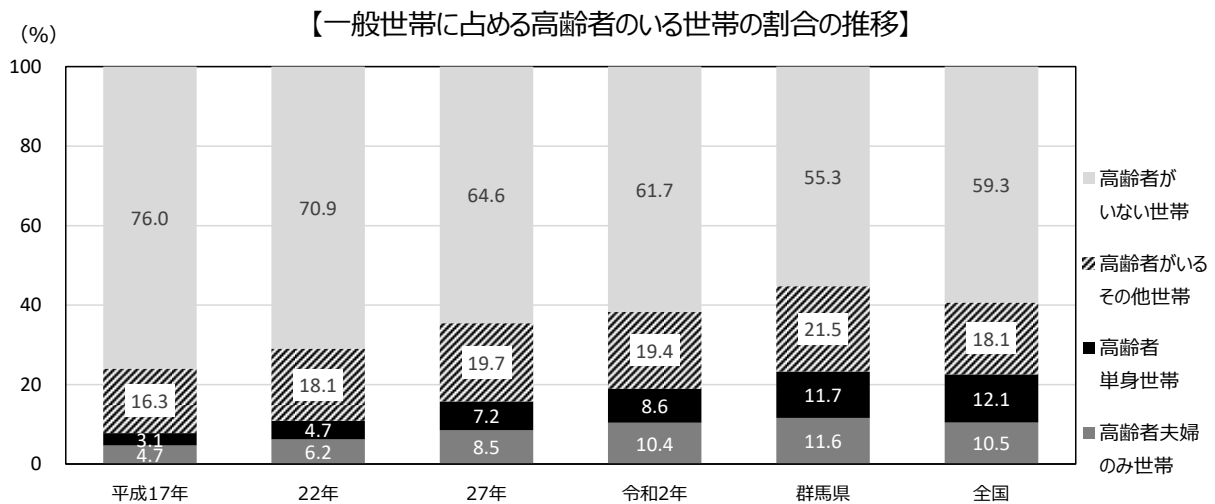
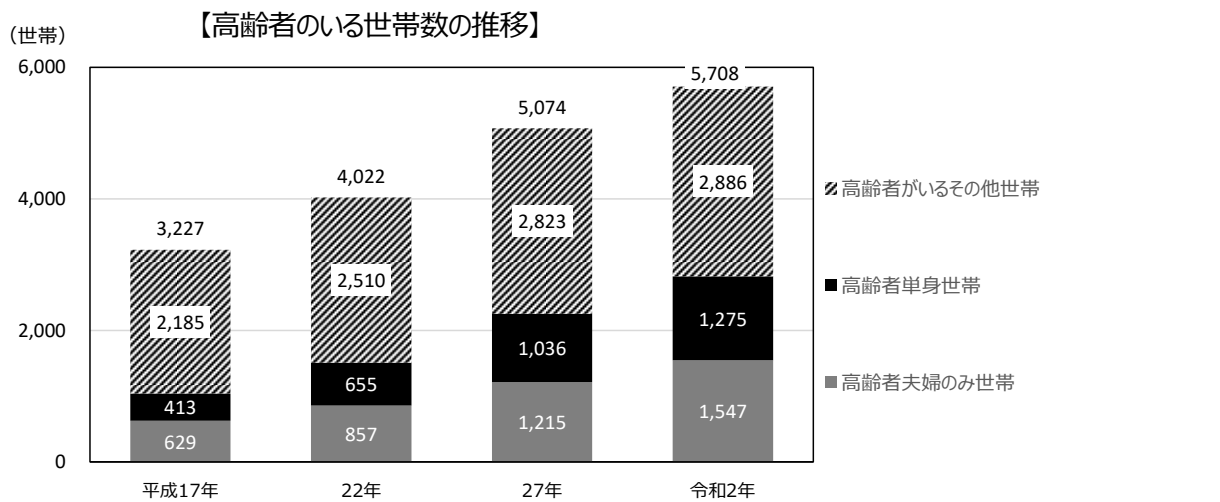


資料：国勢調査（令和2年4月1日時点）

## (2) 世帯数の推移

国勢調査から本町の高齢者がいる世帯数をみると、高齢者夫婦のみの世帯、高齢者単身世帯、高齢者がいるその他世帯のいずれも調査の度に増加しており、令和2年調査では、高齢者夫婦のみ世帯が1,547世帯（平成22年比80.5%増）、高齢者単身世帯が1,275世帯（同94.7%増）、高齢者がいるその他世帯が2,886世帯（同15.0%増）となっています。

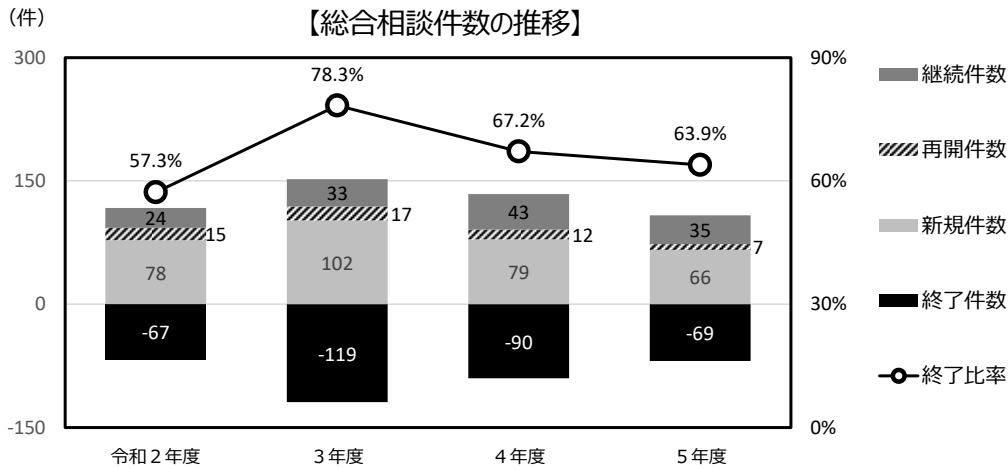
一般世帯に占める割合をみると、高齢者夫婦のみ世帯は群馬県よりも1.2ポイント低くほぼ全国並み、高齢者単身世帯は群馬県や全国よりも3ポイント以上低くなっています。



資料：国勢調査（各年10月1日時点、県と全国は令和2年10月1日時点）

### (3) 総合相談件数の推移

令和2年度から健康福祉課に総合相談窓口を設置し、町独自の事業としてコミュニティソーシャルワーカー（相談支援包括化推進員）を配置しました。事業開始からの相談件数は、令和4年度までの3年間で259件に上り、令和5年度も12月末時点で66件に達しています。相談件数は年により変動していますが、終了比率（終了件数／合計件数）は令和5年まで、6割台を中心に推移しています。



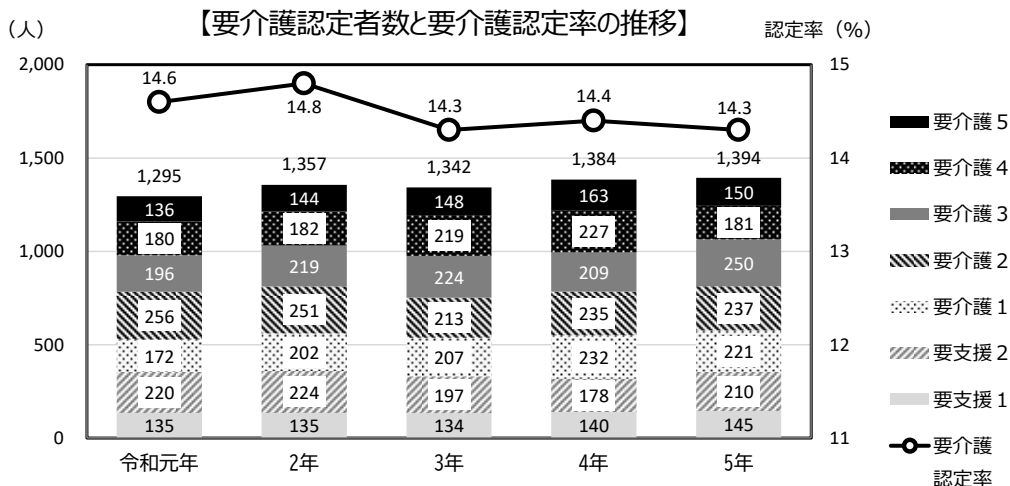
資料：健康福祉課（令和5年度は12月末時点）

### (4) 要介護認定者数と要介護認定率の推移

本町の要介護認定者数は、令和元年の1,295人から年々増加して、令和5年には1.08倍の1,394人となっています。

要介護度別では、要介護3が250人と全体の17.9%を占めて最も高く、次いで要介護2が237人（同17.0%）、要介護1が221人（同15.9%）となっています。令和元年と比較した伸びをみると、要介護1と3がともに1.28倍で最も大きく、次いで要介護5が1.10倍となっています。

要介護認定率は14%台半ばで年により増減はありますが、減少傾向にあります。

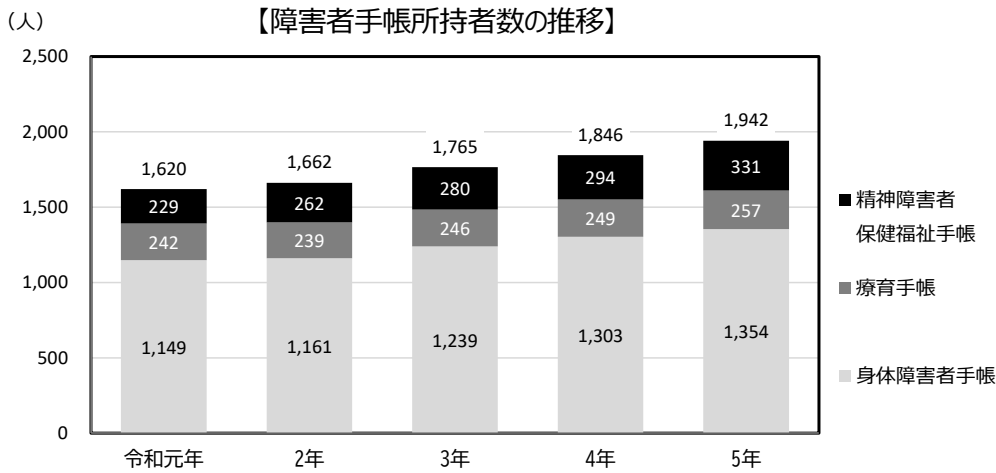


資料：介護保険事業状況報告（各年9月末時点）

### (5) 障害者手帳所持者数の推移

本町の障害者手帳所持者数は、令和元年の1,620人から年々増加して、令和5年には1.20倍の1,942人となっています。

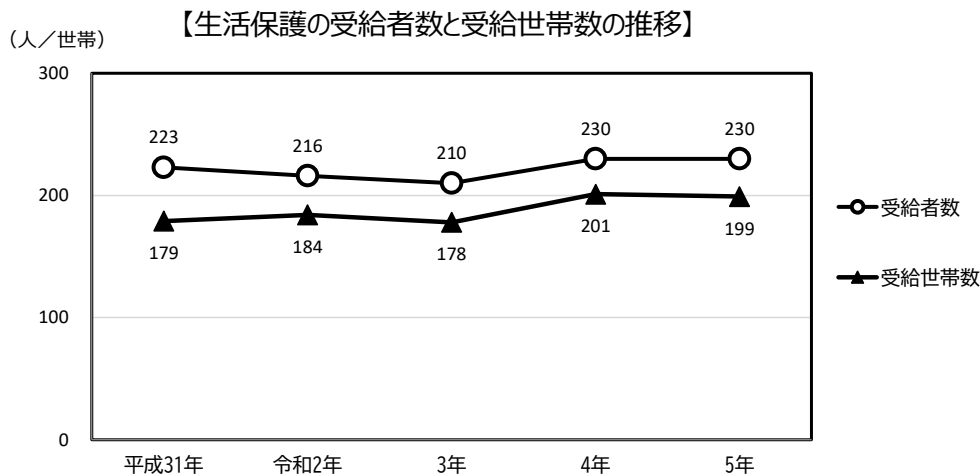
障害種別では、身体障害者手帳所持者が1,354人と全体の69.7%を占めて最も高く、次いで精神障害者保健福祉手帳所持者が331人（同17.0%）、療育手帳所持者が257人（同13.2%）となっています。令和元年と比較した伸びをみると、精神障害者保健福祉手帳所持者が1.45倍で最も大きく、次いで身体障害者手帳所持者が1.18倍となっています。



資料：玉村町統計データ（各年3月末日時点）

### (6) 生活保護受給者数・受給世帯数の推移

本町の生活保護受給者数は、平成31年の223人から令和3年の210人まで減少しましたが、翌4年には反転して230人となり、令和5年も同数となっています。受給世帯数についても受給者数とほぼ同様の推移となっています。



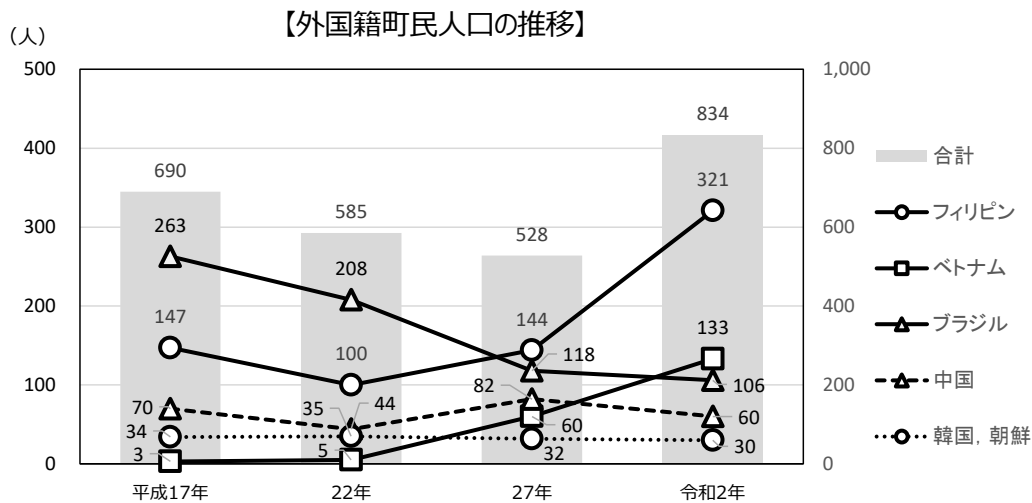
資料：玉村町統計データ（各年4月1日時点）

### (7) 外国籍町民人口の推移

国勢調査から本町の外国籍町民の推移をみると、総数は平成 17 年の 690 人から平成 27 年の 528 人まで、調査の度に減少しましたが、令和 2 年には反転して 834 人となり、平成 27 年と比較して 1.21 倍増加しています。

令和 2 年を国籍別で見ると、フィリピンが 321 人と全体の 38.5% を占めて最も高く、次いでベトナムが 133 人（同 15.9%）、ブラジルが 106 人（12.7%）となっています。

平成 17 年以降、ブラジルが減少しているのに対し、フィリピンとベトナムは平成 22 年と令和 2 年を比較すると、それぞれ 3.21 倍、26.6 倍と顕著に増加しています。



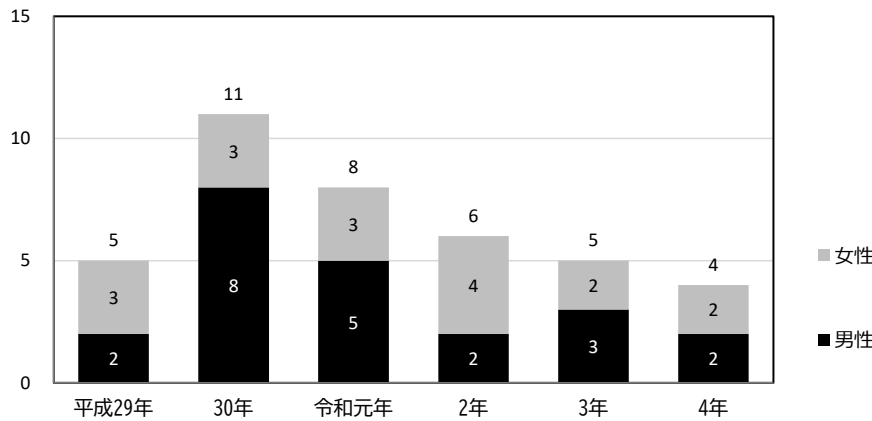
資料：国勢調査（各年 10 月 1 日時点）



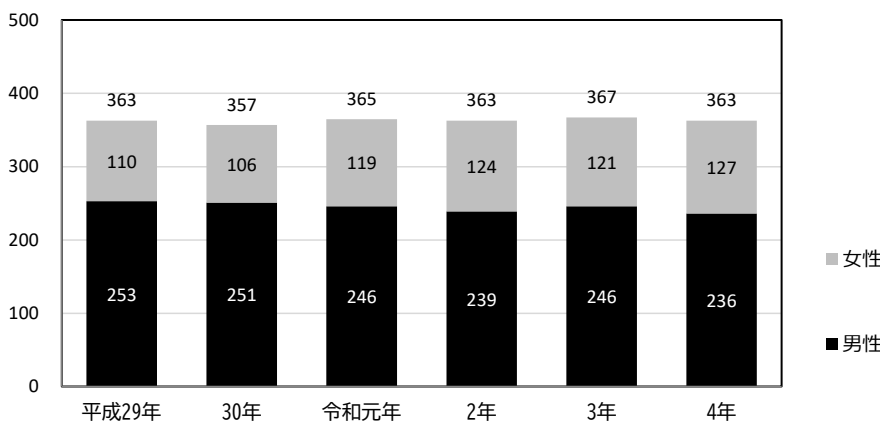
### (8) 自殺者数の推移

本町の自殺者数は平成30年に11人と前年から2倍以上増加しましたが、その後は年々減少し、令和4年は4人となっています。一方、県の自殺者数は平成29年から令和4年まで、年間360人前後で推移しています。全国の自殺者数は、平成29年から令和元年まで年々減少しましたが、その後は増加傾向にあります。

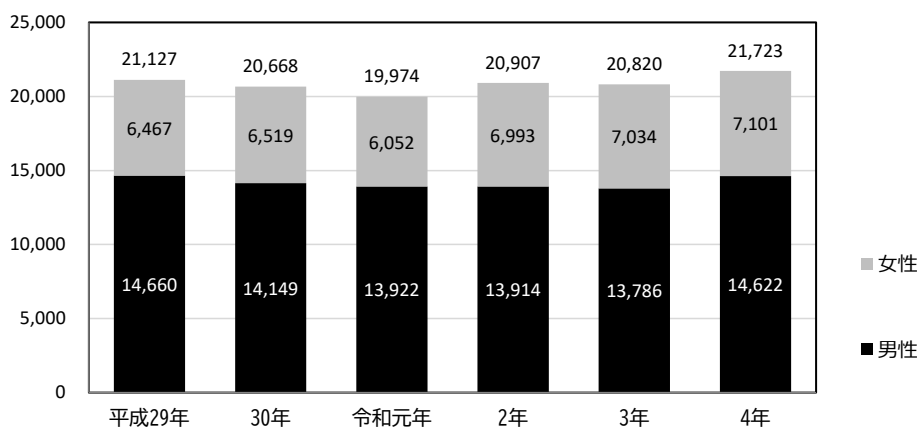
(人) 【自殺者数の推移（玉村町）】



(人) 【自殺者数の推移（群馬県）】



(人) 【自殺者数の推移（全国）】

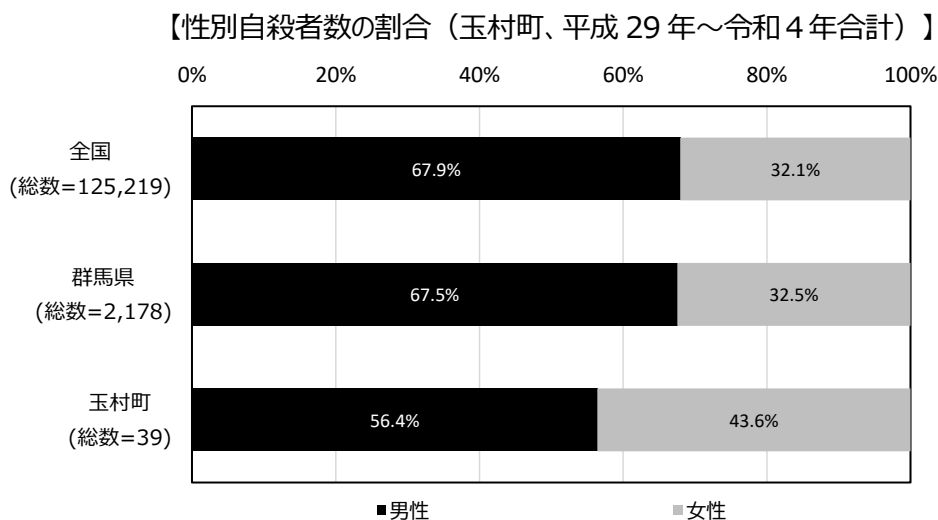


資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

### (9) 性別自殺者数の状況

本町の平成 29 年～令和 4 年の 6 年間の自殺者の総数を性別で見ると、男性が 22 人（全体の 56.4%）、女性が 17 人（同 43.6%）となっています。

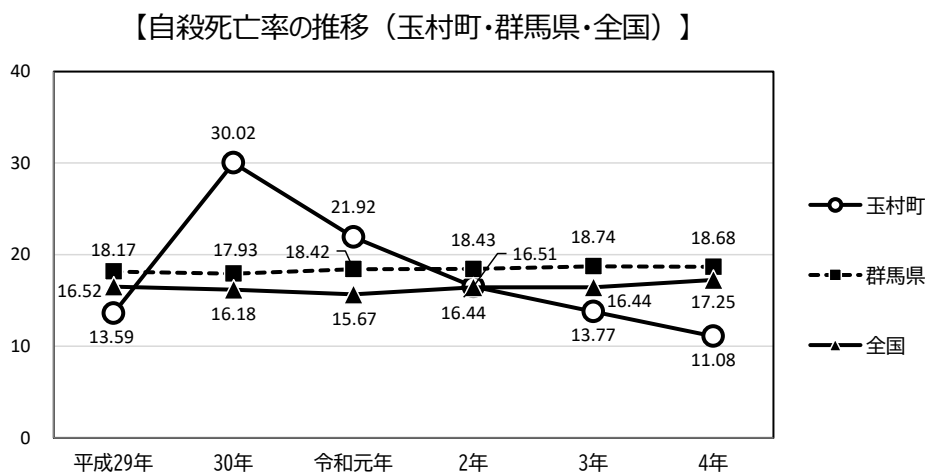
同様に、県の自殺者の総数についてみると、男性が 1,471 人（全体の 67.5%）、女性が 707 人（同 32.5%）、全国では、男性が 1,471 人（全体の 67.9%）、女性が 707 人（同 32.1%）となっており、県や全国と比較すると本町では自殺者に占める男性の割合が 10 ポイント以上低く、その分、女性の割合が高くなっています。



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

### (10) 自殺死亡率（※）の推移

本町の自殺者死亡率は平成 30 年に 30.02 とピークを示しましたがその後は減少し、令和 3 年には群馬県、全国を下回り、令和 5 年には 11.08 となっています。



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

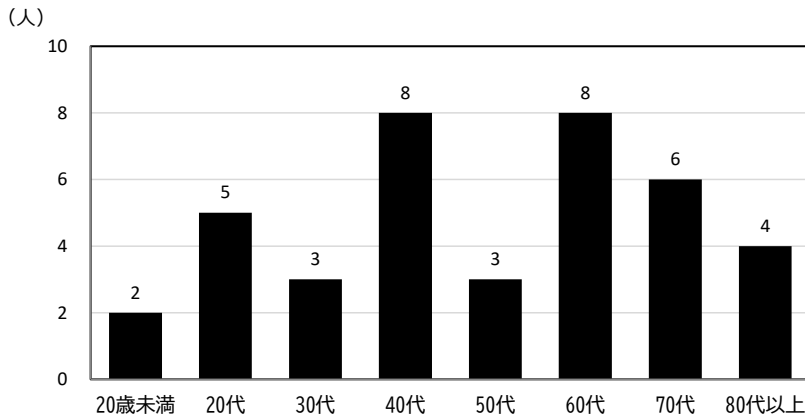
※自殺死亡率：「自殺者数÷総人口×10万」で求められる人口 10 万人当たりの自殺者数（無単位）

### (11) 年代別自殺者数の状況

本町の年代別自殺者数（平成29年～令和4年合計）をみると、40代と60代がともに8人と最も多く、次いで70代が6人、20代が5人となっています。

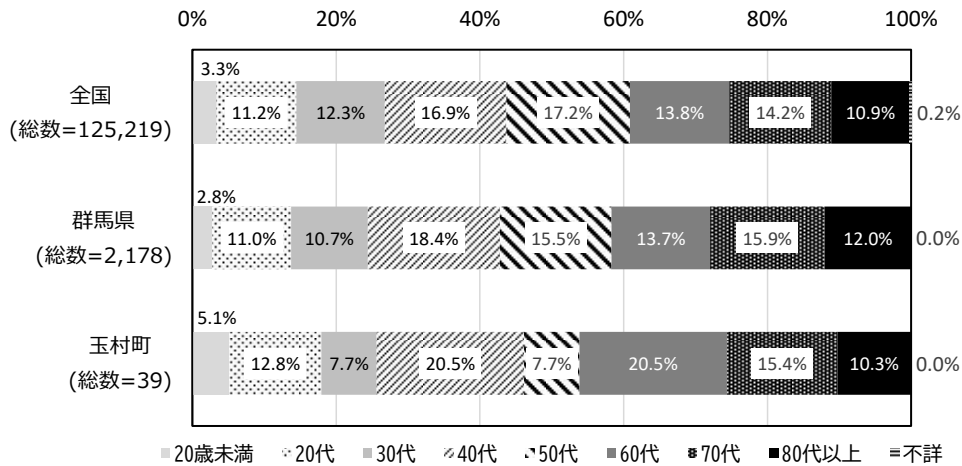
本町の平成29年～令和4年の自殺者の合計に占める年代別の構成比をみると、60歳未満の年代が53.8%と過半数を占め、20歳未満、20代、40代及び60代の構成比は群馬県、全国よりも高くなっています。

【年代別自殺者数（玉村町、平成29年～令和4年合計）】



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

【自殺者の年代別構成比（平成29年～令和4年合計）】



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

## (12) 玉村町の自殺の特徴

自殺対策推進センターが提供する地域自殺実態プロファイル 2022 で示された、町に推奨される重点パッケージは「高齢者」、「生活困窮者」、「勤務・経営」となっています。町の自殺者の特徴としては、1位が「女性 60 歳以上無職同居」、2位が「男性 40～59 歳有職同居」、3位が「男性 60 歳以上無職同居」となっています。

### 推奨される重点パッケージ

重点パッケージ	高齢者 生活困窮者 勤務・経営
---------	-----------------------

### ■地域の自殺の特徴

本町（住居地）の平成 29 年～令和 3 年の自殺者数は合計 35 人（男性 20 人、女性 15 人）で、主な自殺者の特徴は次のとおりでした。（厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」（自殺日・住居地）より集計）

地域の主な自殺者の特徴（平成 29（2017）年～令和 3（2021）年合計） <特別集計（自殺日・住居地）>				
自殺者の特性上位 5 区分	自殺者数 (5 年計)	割合	自殺死亡率 (10 万対)	背景にある主な自殺の危機経路
1 位： 女性 60 歳以上無職同居	6	17.1%	30.0	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
2 位： 男性 40～59 歳有職同居	5	14.3%	25.3	配置転換→過労→職場の人間関係の 悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
3 位： 男性 60 歳以上無職同居	4	11.4%	32.5	失業（退職）→生活苦+介護の悩み （疲れ）+身体疾患→自殺
4 位： 男性 20～39 歳有職同居	3	8.6%	24.2	職場の人間関係/仕事の悩み(ブラック 企業)→パワハラ+過労→うつ状態→ 自殺
5 位： 男性 40～59 歳無職同居	2	5.7%	171.9	失業→生活苦→借金+家族間の不 和→うつ状態→自殺

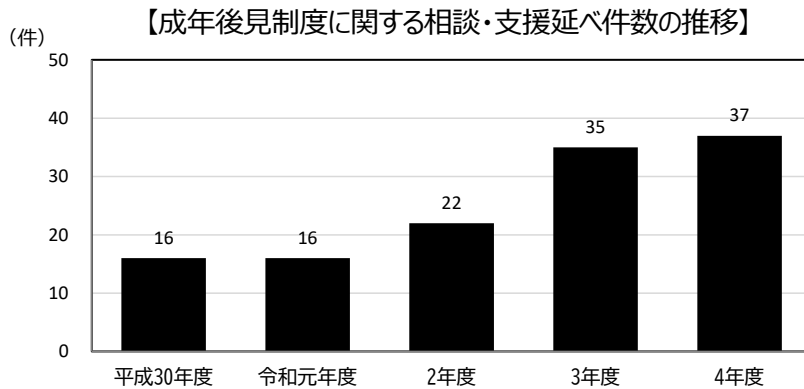
※順位は自殺者数の多い順で、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順とした。

※自殺死亡率の算出に用いた人口（母数）は、総務省「令和 2 年国勢調査」就業状態基本集計を基に自殺総合対策推進センターが推計したもの。

※「背景にある主な自殺の危機経路」は、ライフリンク「自殺実態白書 2013」を参考に推定したもので、自殺者の特性別にみて代表的と考えられる経路の一例を示すもの。

### (13) 成年後見制度に関する相談・支援延べ件数の推移

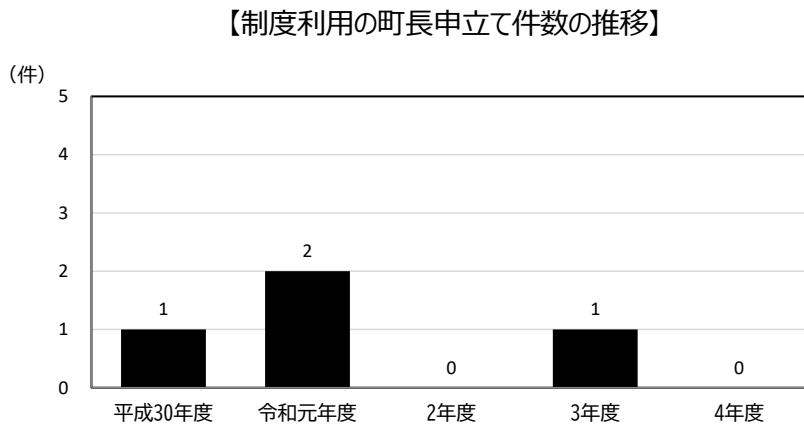
成年後見制度に関する相談・支援延べ件数は、平成30年度、令和元年度と16件でしたが、令和2年から増加し、令和4年度は37件となっています。



資料：玉村町統計データ

### (14) 制度利用の町長申立て件数の推移

制度利用の町長申立て件数は平成30年度から令和4年度まで、年間0～2件程度での推移となっています。



資料：玉村町統計データ

## 2 住民アンケート調査の実施結果

### (1) 調査の概要

地域福祉や自殺などに関する町民意識や町の福祉施策についての町民のご意見を伺い、本計画を策定するための基礎資料を得ることを目的としてアンケート調査を以下の内容で実施しました。

調査の対象者	18歳以上の町民の中から無作為で抽出された2,000名
調査方法	調査票の配布：郵送 調査票の回収：郵送 または オンライン
調査期間	令和5（2023）年7月28日（金）～8月16日（水）
配布数	2,000
回収数	789（うちオンライン182）
無効数	0
有効回収数	789
有効回収率	39.5%

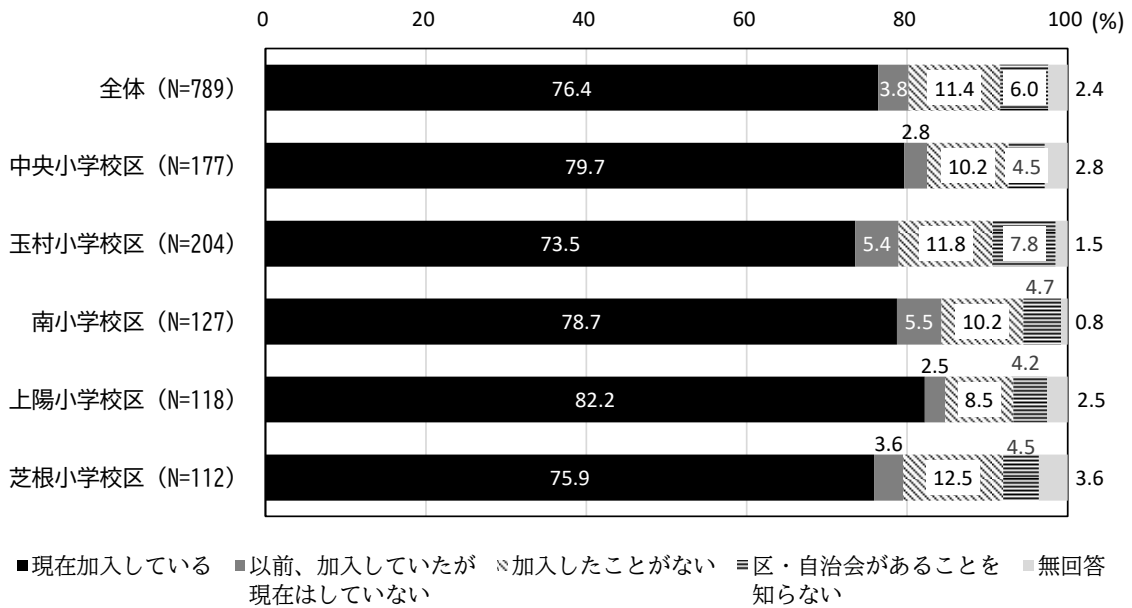
## (2) 調査結果

### ① 「地域との関わり」について

#### ■区・自治会への加入状況について

区・自治会に「現在加入している」は、町全体では76.4%、小学校区別にみると、最も高い上陽小学校区が8割を越えています。他の小学校区も7割台となっており、小学校区による違いは大きくありません。

【区・自治会への加入状況】(単数回答)

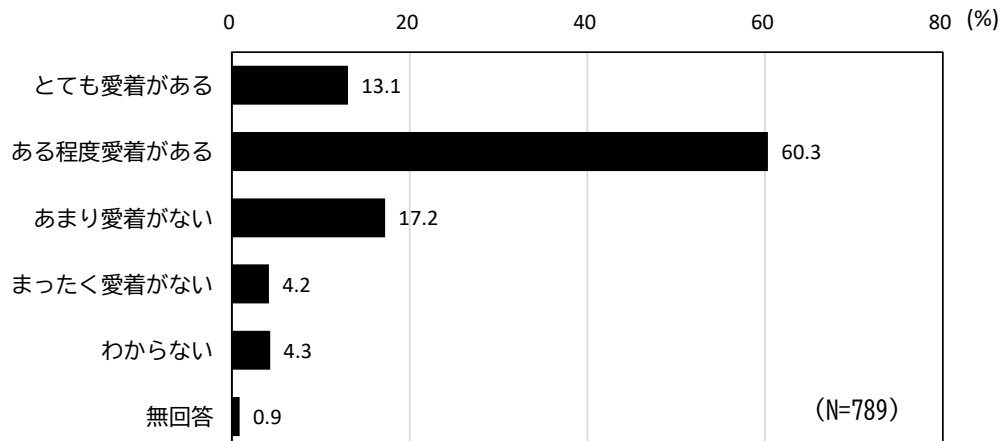


#### ■住まいの地域への愛着について

住まいの地域への愛着については、7割を超える人が「とても愛着がある」または「ある程度愛着がある」と回答しています。

「とても愛着がある」と「ある程度愛着がある」を合わせた割合を年代別にみると、10・20歳代から50歳代までは6割台後半で年代による傾向はなく、60歳代と70歳以上が8割前後と高くなっています。

【住まいの地域への愛着について】(単数回答)



【「愛着がある」と「ある程度愛着がある」を合わせた回答割合】

	10・20 歳代 (N=66)	30 歳代 (N=92)	40 歳代 (N=103)	50 歳代 (N=149)	60 歳代 (N=172)	70 歳以上 (N=197)
回答率 (%)	68.2	67.4	69.9	67.1	78.5	81.2

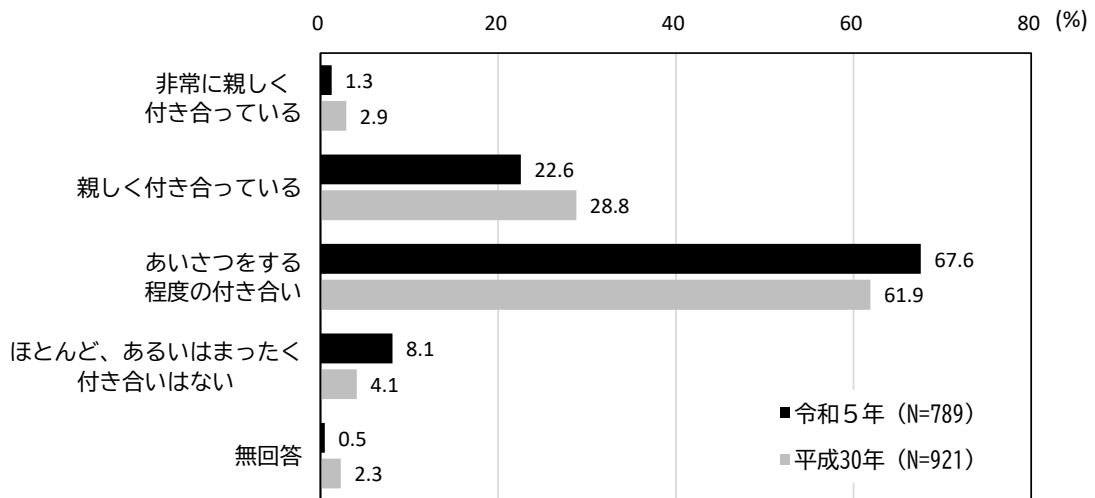
■近所付き合いについて

近所の人との付き合いの状況をみると、「あいさつをする程度の付き合い」が 67.6%と最も高く、次いで「親しく付き合っている」が 22.6%となっています。

平成 30 年に実施した調査（以下「前回調査」とします）と比較すると、回答の傾向は同様ですが、「非常に親しく付き合っている」と「親しく付き合っている」は前回調査よりも低く、「あいさつをする程度の付き合い」と「ほとんど、あるいはまったく付き合いはない」は高くなっています。

「非常に親しく付き合っている」と「親しく付き合っている」を合わせた割合を小学校区別にみると、南小学校区が 19.7%と他の小学校区よりもやや低くなっています。

【近所の人との付き合いの状況】（単数回答）



【「非常に親し付き合っている」と「親し付き合っている」を合わせた回答割合】

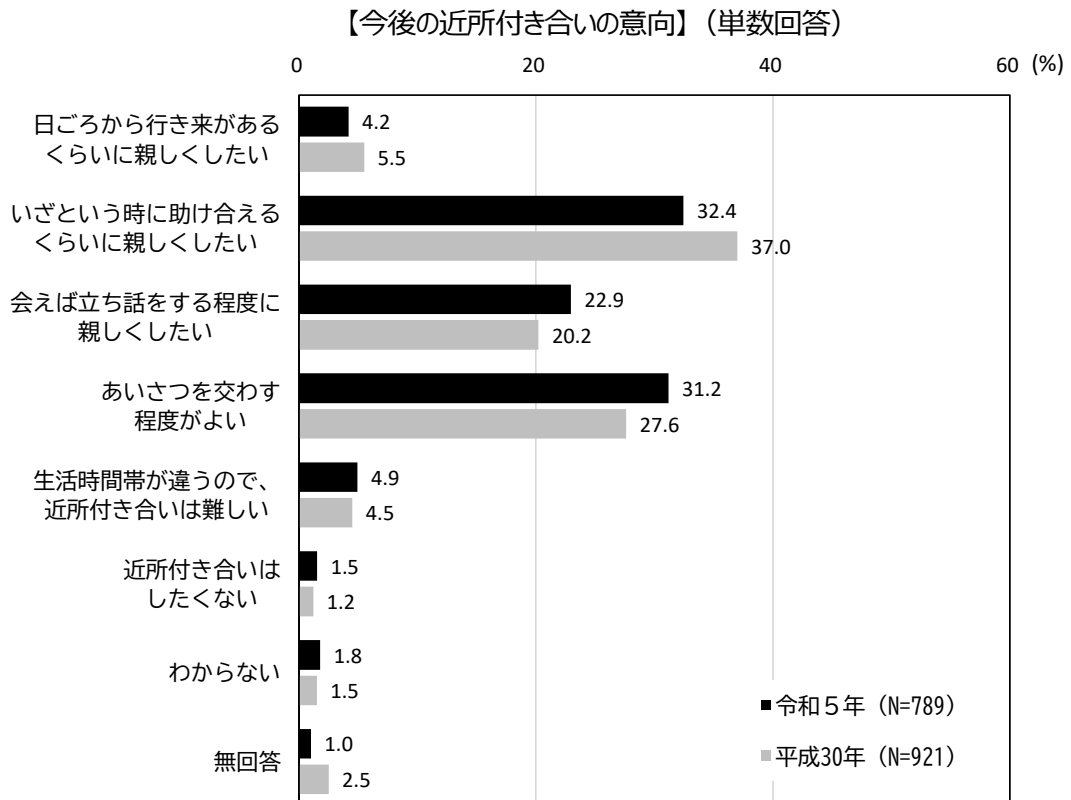
	中央小学校区 (N=177)	玉村小学校区 (N=204)	南小学校区 (N=127)	上陽小学校区 (N=118)	芝根小学校区 (N=112)
回答率 (%)	26.6	23.5	19.7	27.1	27.7



■今後の近所付き合いの意向について

今後の近所付き合いの意向については、「いざという時に助け合えるくらいに親しくしたい」が32.4%と最も高く、次いで「あいさつを交わす程度がよい」が31.2%となっています。

前回調査と比較すると、回答の傾向は同様ですが、「いざという時に助け合えるくらいに親しくしたい」は前回調査よりも 4.6 ポイント低く、「あいさつを交わす程度がよい」は3.6 ポイント高くなっています。



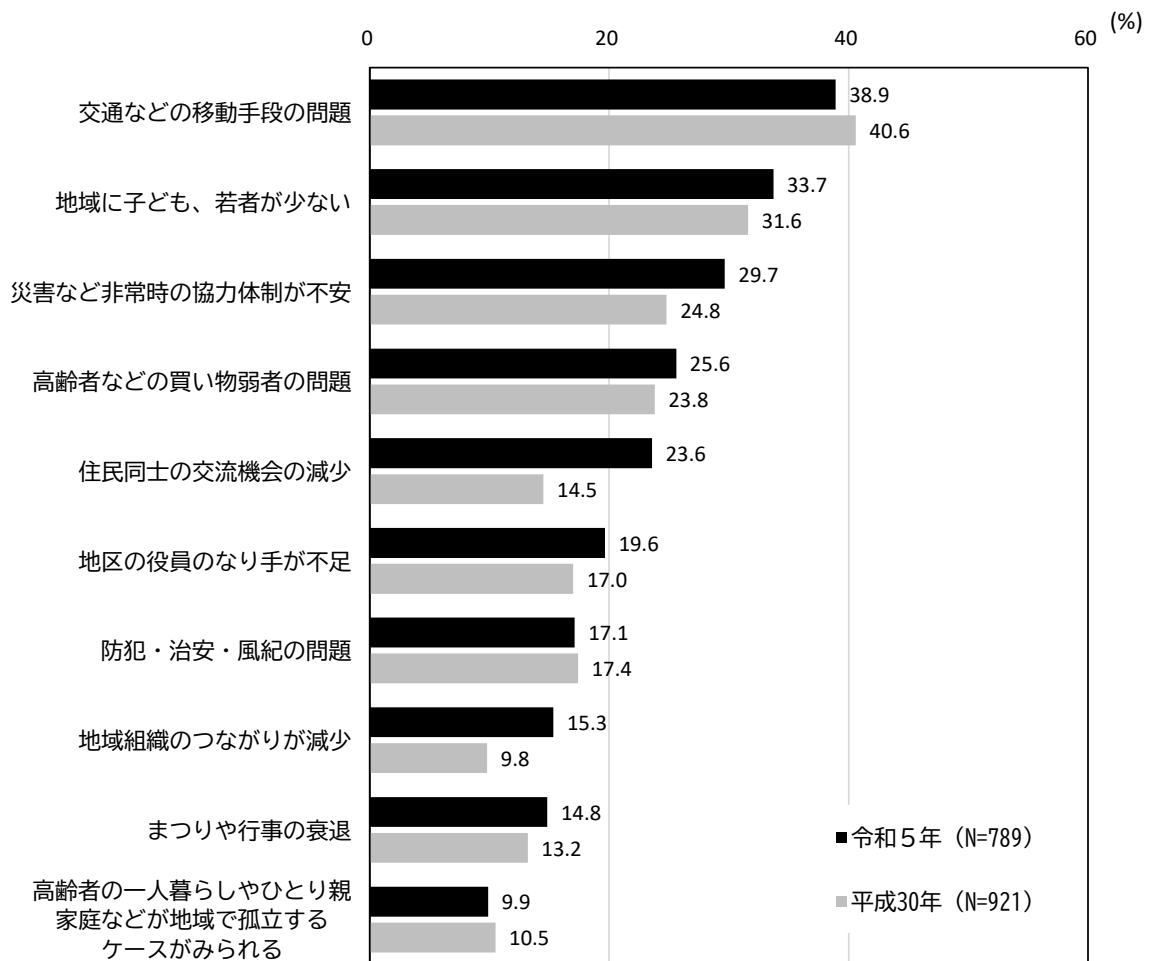
■身近な地域で気になること、問題と感ずることについて

身近な地域で気になること、問題と感ずることについては、「交通などの移動手段の問題」が 38.9%と最も高く、次いで「地域に子ども、若者が少ない」が 33.7%、「災害など非常時の協力体制が不安」が 29.7%、「高齢者などの買い物弱者の問題」が 25.6%などとなっています。

前回調査と比較すると、1位から4位までの項目は変わりありませんが、5位の「住民同士の交流機会の減少」、8位の「地域組織のつながりが減少」は前回調査よりも大幅に高くなっています。

【身近な地域で気になること、問題と感ずること】（複数回答）

※上位 10 項目を掲載

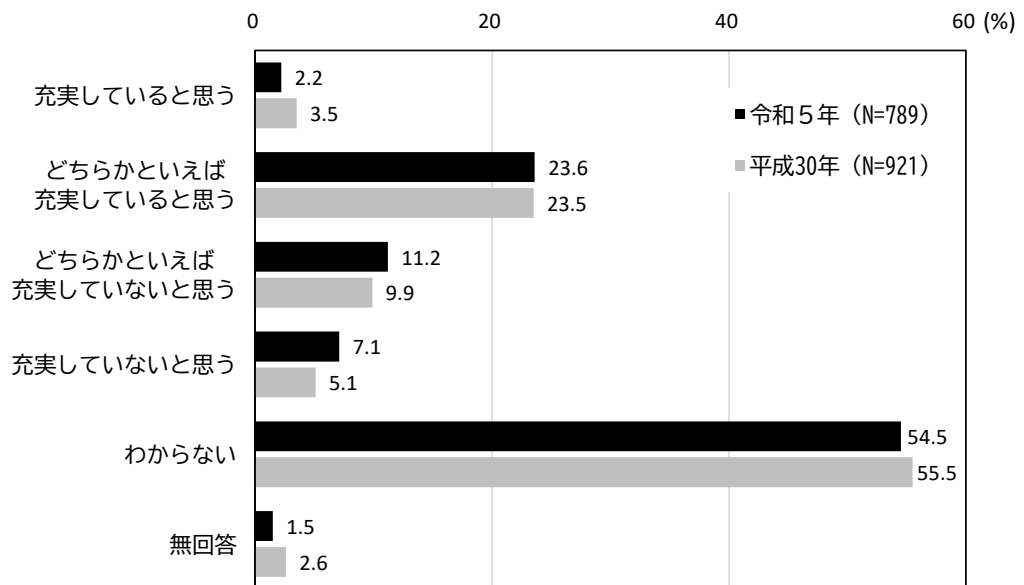


## ② 「地域福祉の考え方」について

### ■玉村町で行っている「地域福祉」の取り組みについて

玉村町で行っている「地域福祉」の充実度をみると、「わからない」が54.5%と、前回調査に続いて半数以上を占めています。「どちらかといえば充実していると思う」は23.6%と前回調査と同様ですが、「充実していると思う」がやや低く、「どちらかといえば充実していないと思う」と「充実していないと思う」がやや高くなっています。

【玉村町で行っている「地域福祉」の取り組みの充実度】（単数回答）



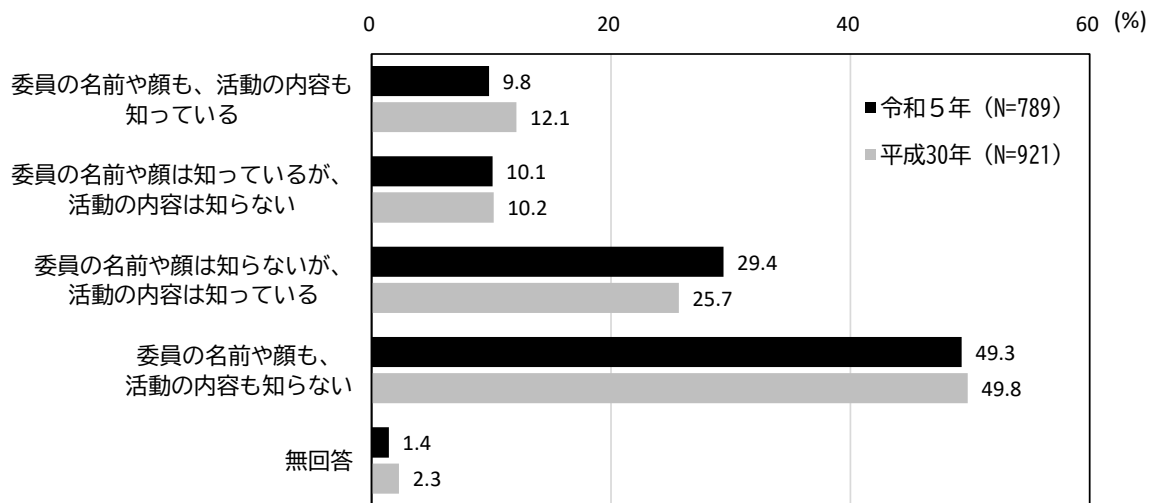
### ③ 「福祉に関する相談やサービス」について

#### ■地区の民生委員・児童委員の認知状況について

地区の民生委員・児童委員の認知状況をみると、「委員の名前や顔も、活動の内容も知らない」が49.3%と最も高く、次いで「委員の名前や顔は知らないが、活動の内容は知っている」が29.4%となっています。

前回調査と比較して、活動内容を知っている人の割合はほぼ同様ですが、委員の名前や顔を知っている人の割合はやや低くなっています。

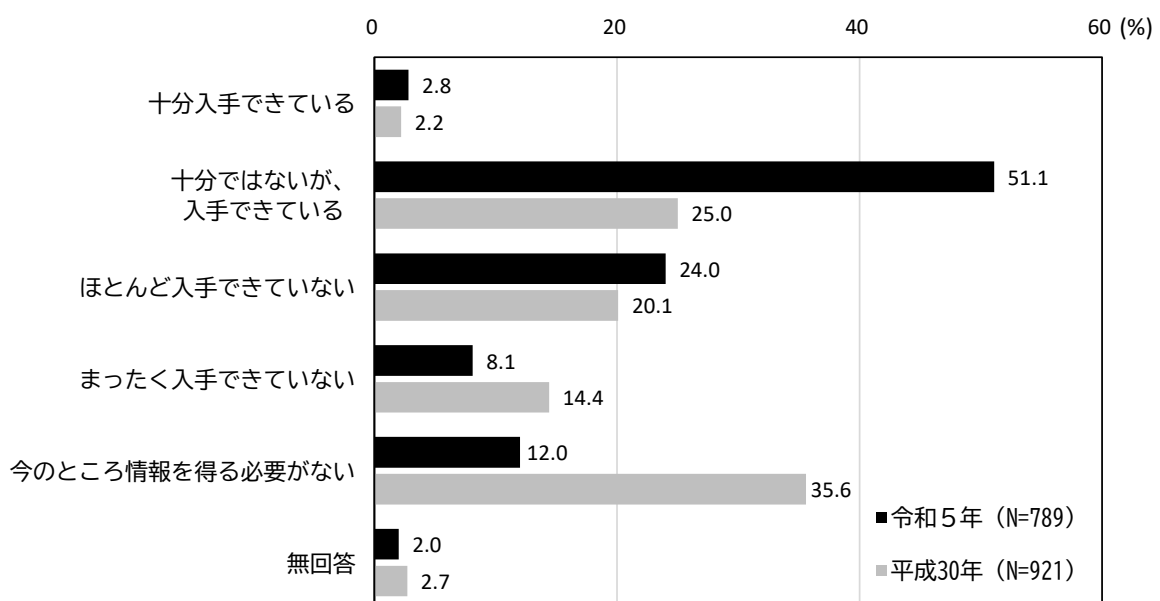
【地区の民生委員・児童委員の認知状況】（単数回答）



#### ■福祉や健康に関する情報の入手について

福祉や健康に関する情報の入手状況をみると、半数以上の人々が「十分ではないが入手できている」と回答しており、前回調査から倍増しています。これは、前回調査では、「自分に必要な福祉サービス」と限定していたことによるものと考えられます。

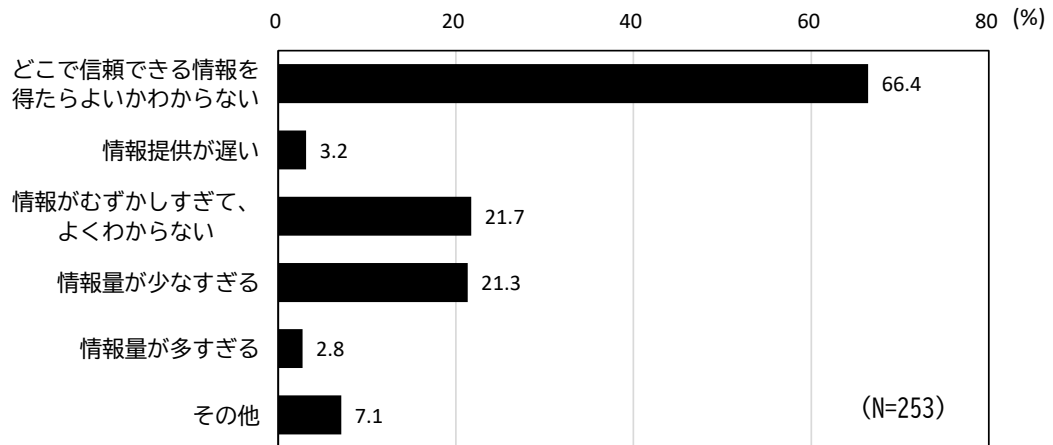
【福祉や健康に関する情報の入手状況】（単数回答）



■福祉や健康に関する情報入手ができていない理由について

福祉や健康に関する情報を「ほとんど入手できていない」または「まったく入手できていない」と回答した人があげた理由をみると、「どこで信頼できる情報を得たらよいかわからない」が66.4%と最も高く、次いで「情報がむずかしすぎて、よくわからない」、と「情報量が少なすぎる」がともに2割強となっています。

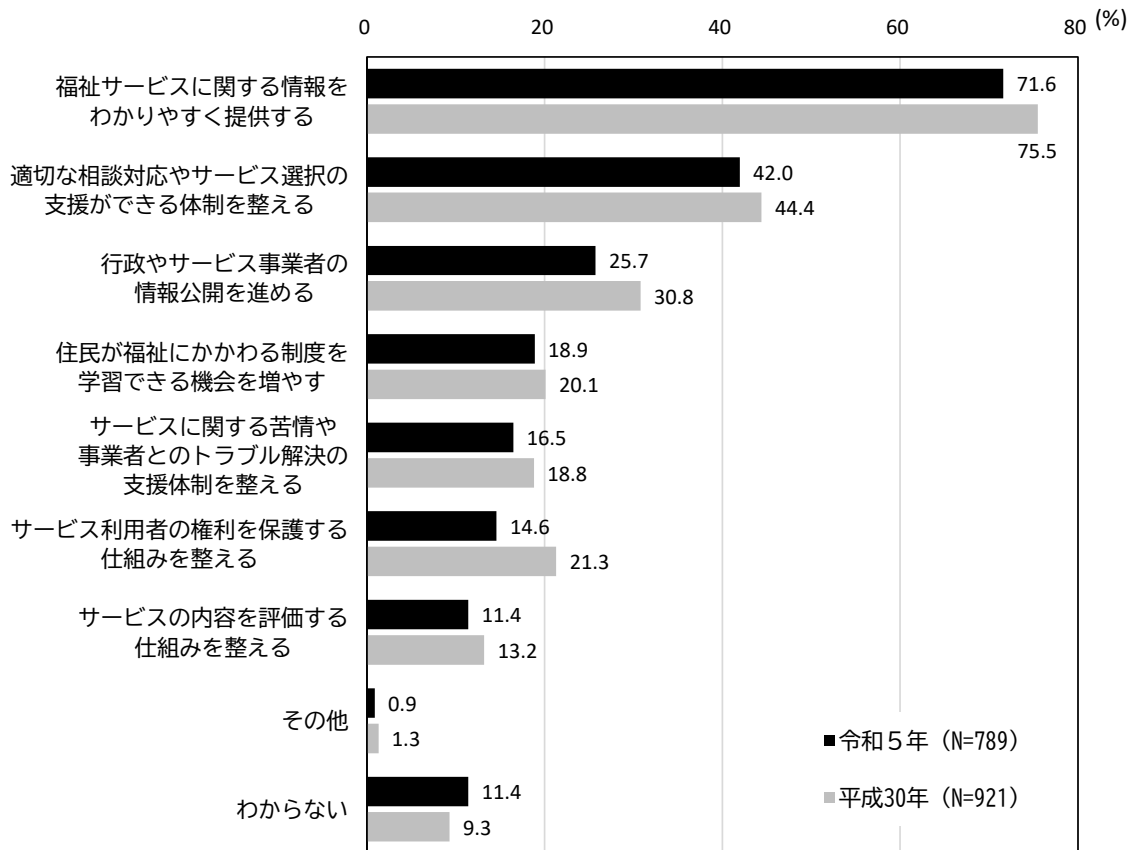
【情報の入手ができていない理由】（複数回答）



■利用者が自分に最適な福祉サービスを安心して利用するために必要なことについて

利用者が自分に最適な福祉サービスを安心して利用するために必要なことをみると、「福祉サービスに関する情報をわかりやすく提供する」が71.6%と最も高く、次いで「適切な相談対応やサービス選択の支援ができる体制を整える」が42.0%、「行政やサービス事業者の情報公開を進める」が25.7%となっており、上位3位までの項目は前回調査と同様となっています。

【最適な福祉サービスを安心して利用するために必要なこと】（複数回答）

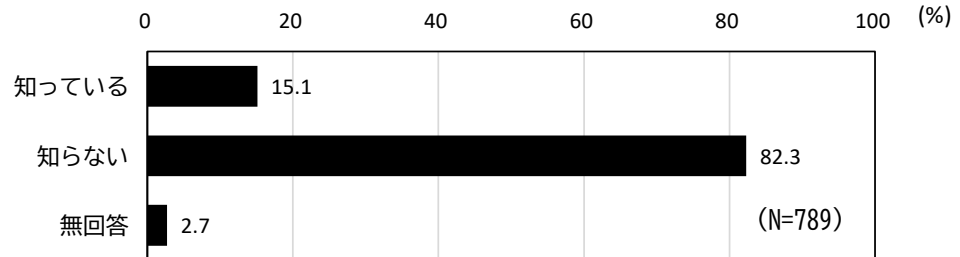


#### ④ 「災害時の対応」について

##### ■災害時に、近所に一人で避難することができない人がいることの認知について

災害時に一人で避難することができない人がいることを「知っている」は15.1%と、およそ7人にひとりが一人で避難できない人が近所にいることを認知しています。

【災害時に、近所に一人で避難できない人がいることを知っているか】（単数回答）

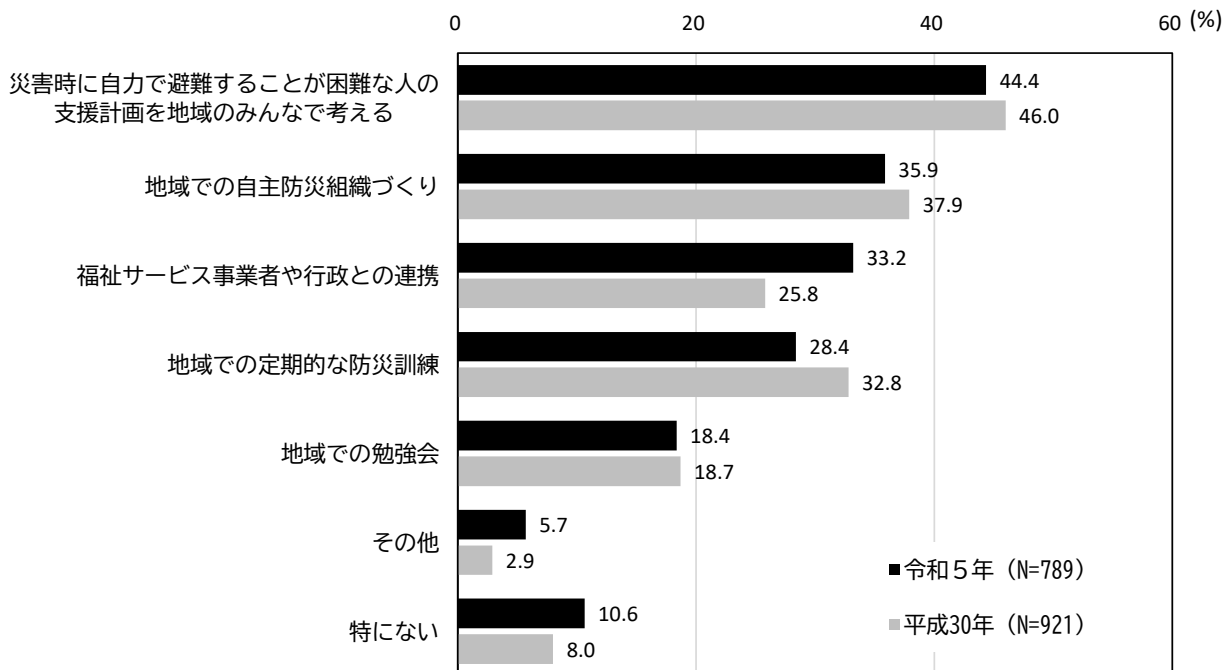


##### ■災害時に住民同士が協力しあうために必要なことについて

災害時に住民同士が協力しあうために必要なことをみると、「災害時に自力で避難することが困難な人の支援計画を地域のみんなで考える」が44.4%と最も高く、次いで「地域での自主防災組織づくり」が35.9%、「福祉サービス事業者や行政との連携」が33.2%となっています。

前回調査と比較すると、「福祉サービス事業者や行政との連携」が7.4ポイント高く、「地域での定期的な防災訓練」が4.4ポイント低くなっています。

【災害時の住民同士の協力のために必要なこと】（3つまでの複数回答）

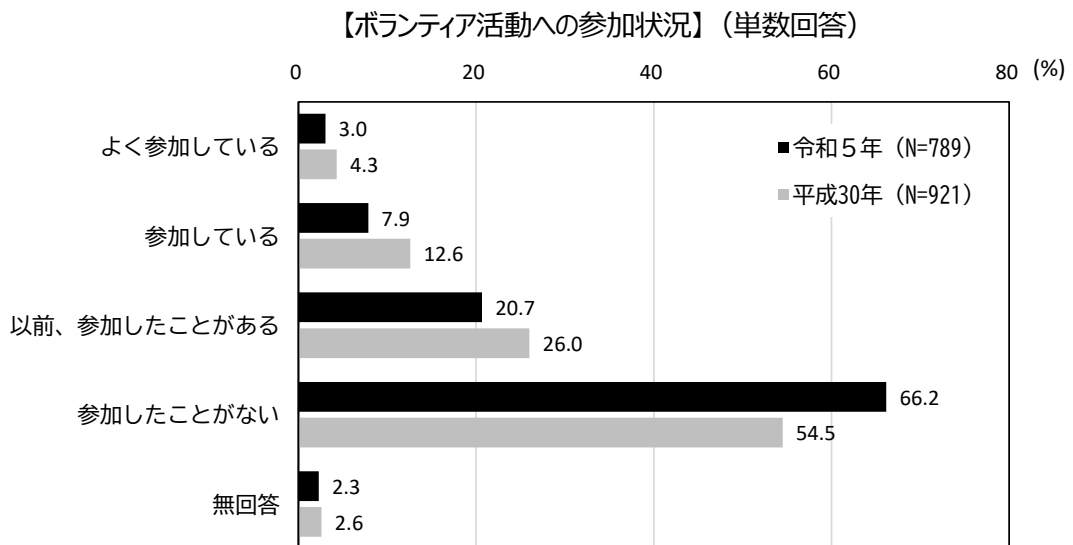


⑤ 「ボランティア活動」について

■ボランティア活動への参加状況について

ボランティア活動への参加状況を見ると、「参加したことがない」が 66.2%と最も高く、次いで「以前参加したことがある」が 20.7%となっています。「よく参加している」と「参加している」は合わせても 10.9%に留まっています。

前回調査と比較すると、「よく参加している」、「参加している」、「以前、参加したことがある（※前回調査では「現在あまり参加していない）」はいずれも低くなっており、「参加したことがない」が10ポイント以上高くなっています。





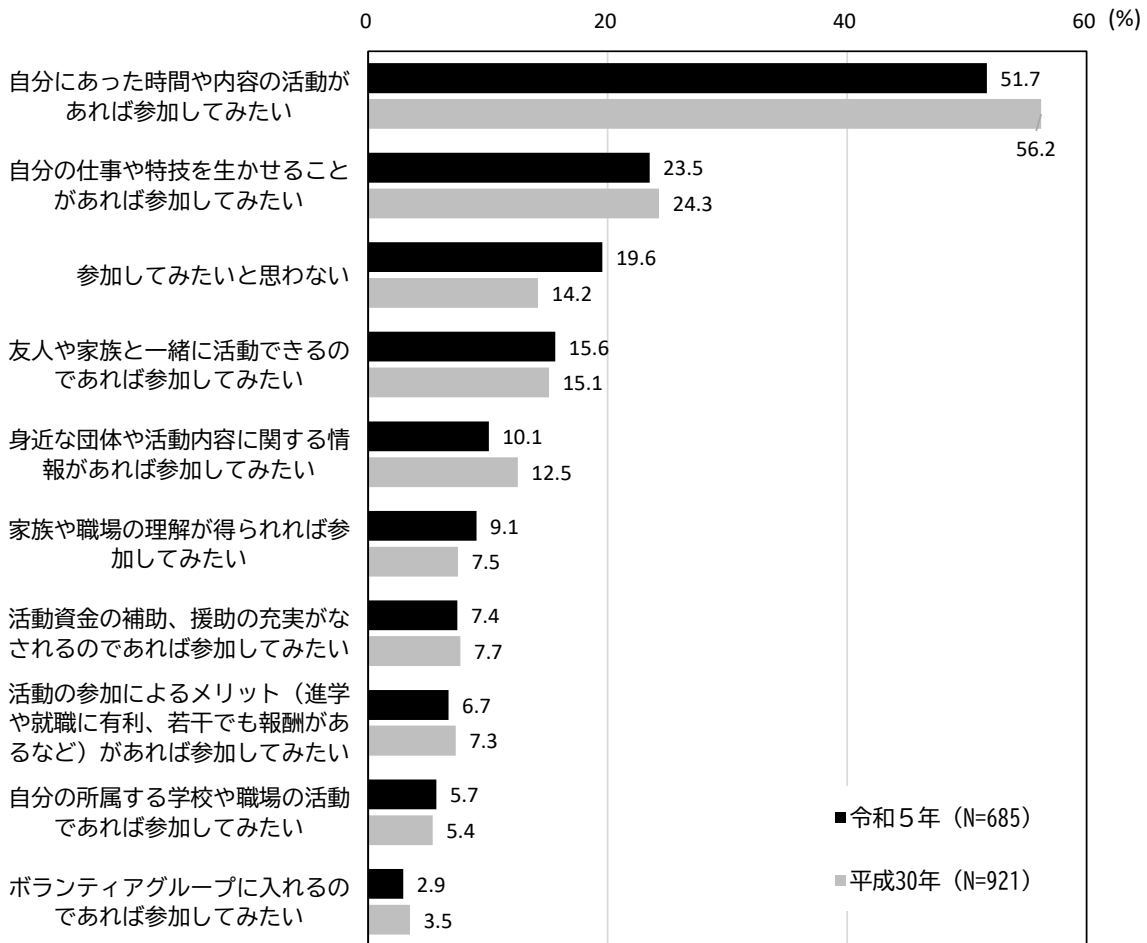
■ボランティア活動に参加してみたいと思う条件について

ボランティア活動に参加してみたいと思う条件をみると、「自分にあった時間や内容の活動があれば参加してみたい」が51.7%と最も高く、次いで「自分の仕事や特技を生かせることがあれば参加してみたい」が23.5%、「友人や家族と一緒に活動できるのであれば参加してみたい」が15.6%となっています。

前回調査と比較すると、全体の傾向は同様ですが、「参加してみたいと思わない」が19.6%と前回よりも5.4ポイント高くなっています。

【ボランティア活動に参加してみたいと思う条件】（複数回答）

※上位 10 項目を掲載



※令和5年調査では、ボランティアに「参加したことがない」または「以前、参加したことがある」と回答した人が回答し、平成30年調査では全員が回答しています。

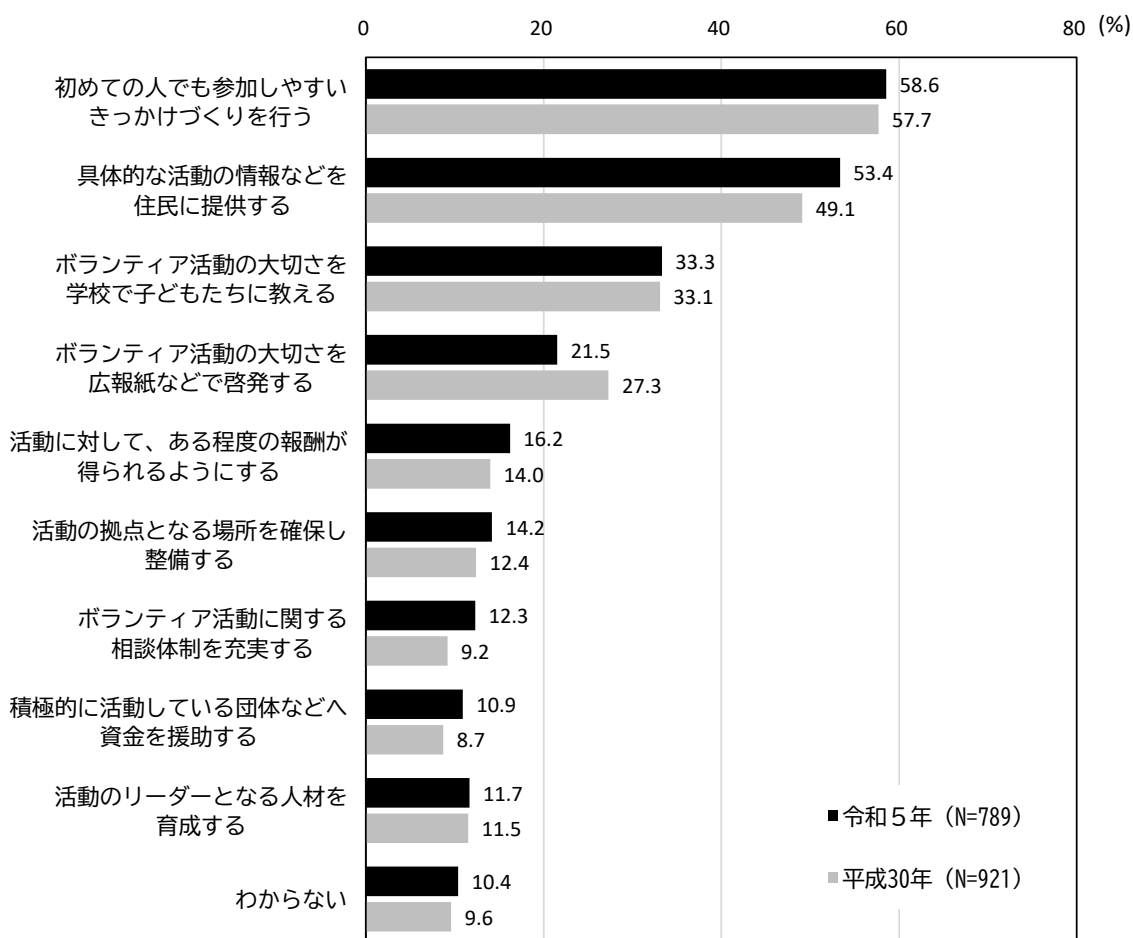
■ ボランティア活動を活発にしていくために大切なことについて

ボランティア活動を活発にしていくために大切なことをみると、「初めての人でも参加しやすいきっかけづくりを行う」が58.6%と最も高く、次いで「具体的な活動の情報などを住民に提供する」が53.4%、「ボランティア活動の大切さを学校で子どもたちに教える」が33.3%となっています。

前回調査と比較すると、上位の項目は同一ですが、「具体的な活動の情報などを住民に提供する」が4.3ポイント高く、具体的な活動情報の提供が大切と考える人が増えています。

【ボランティア活動を活発にしていくために大切なこと】（複数回答）

※上位10項目を掲載



⑥ 「今後の行政運営」について

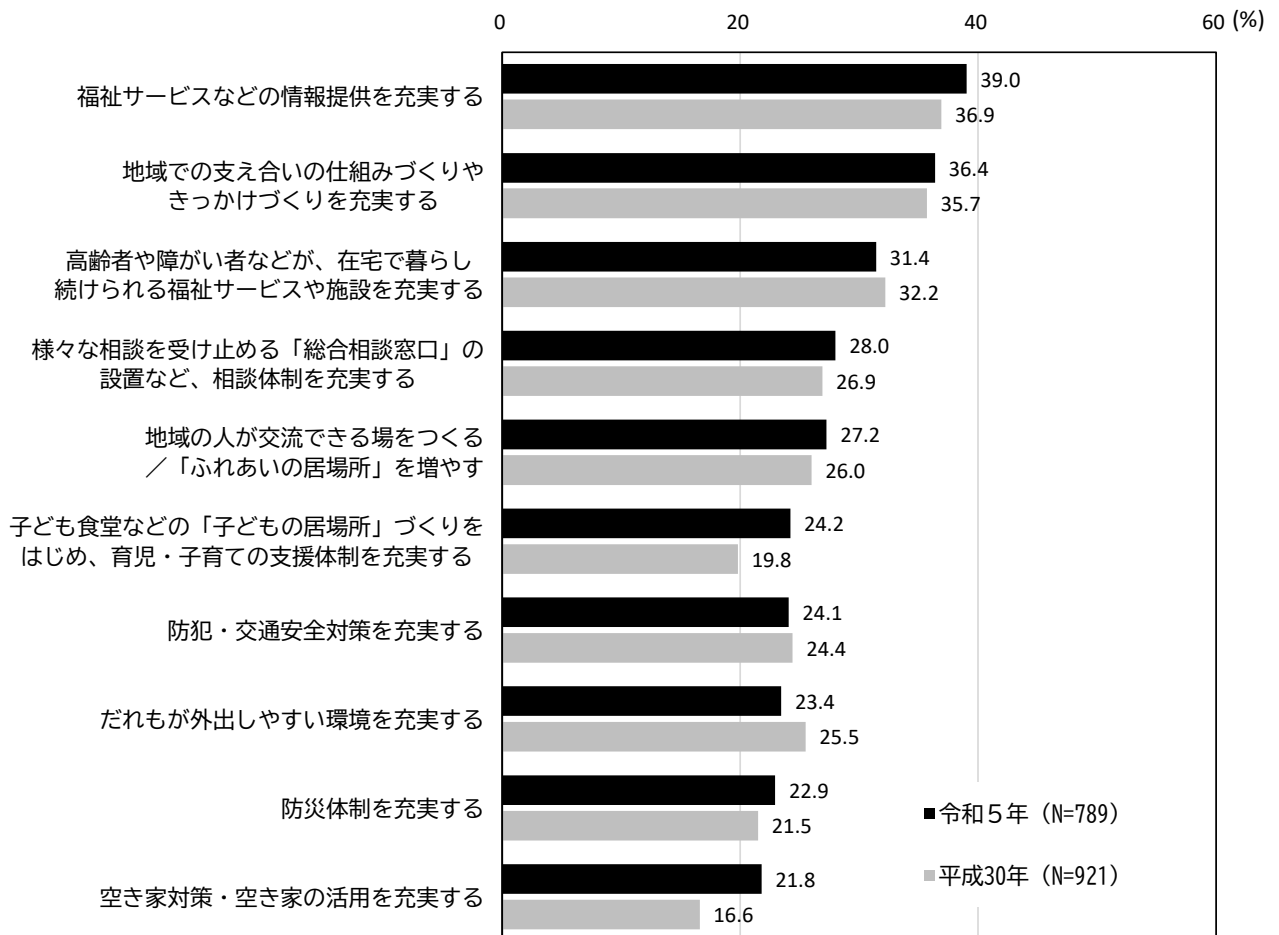
■今後、町で地域福祉を推進していくために重要なことについて

今後、町で地域福祉を推進するために重要なことをみると、「福祉サービスなどの情報提供を充実する」が39.0%と最も高く、次いで「地域での支え合いの仕組みづくりやきっかけづくりを充実する」が36.4%、「高齢者や障がい者などが在宅で暮らし続けられる福祉サービスや施設を充実する」が31.4%となっています。

前回調査と比較すると、上位の項目は同様ですが、「子ども食堂などの「子どもの居場所」づくりをはじめ、育児・子育ての支援体制を充実する」が4.4ポイント高くなっており、子どもや子育て家庭への支援が大切であるとする人が増えています。

【町で地域福祉を推進していくために重要なこと】（複数回答）

※上位10項目を掲載

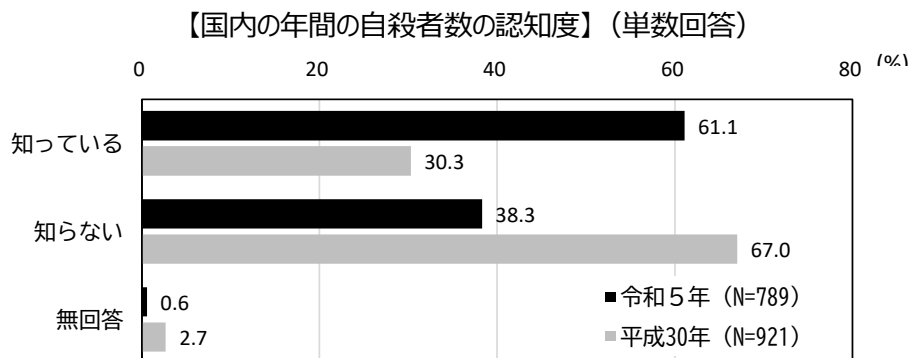


### ⑦ 「こころの健康や自殺対策」について

#### ■自殺の現状の認知状況について

国内で年間2万人を超える人が自殺でなくなっていることを「知っている」は61.1%、「知らない」は38.3%となっています。

前回調査と比較すると、「知っている」と「知らない」の割合が逆転していますが、前回調査では国内に加え、群馬県の自殺者数についても合わせて知っているかどうかと聞いていたことが違いとなって表れたと考えられます。

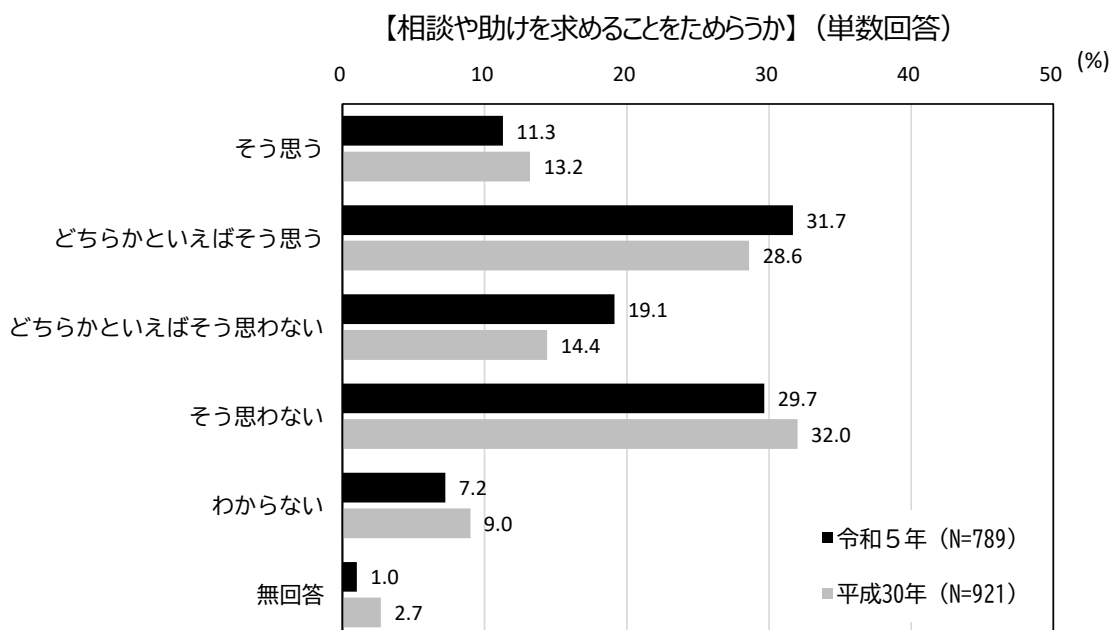


#### ■悩みを抱えたりストレスを感じた時に、相談や助けを求めることへのためらいについて

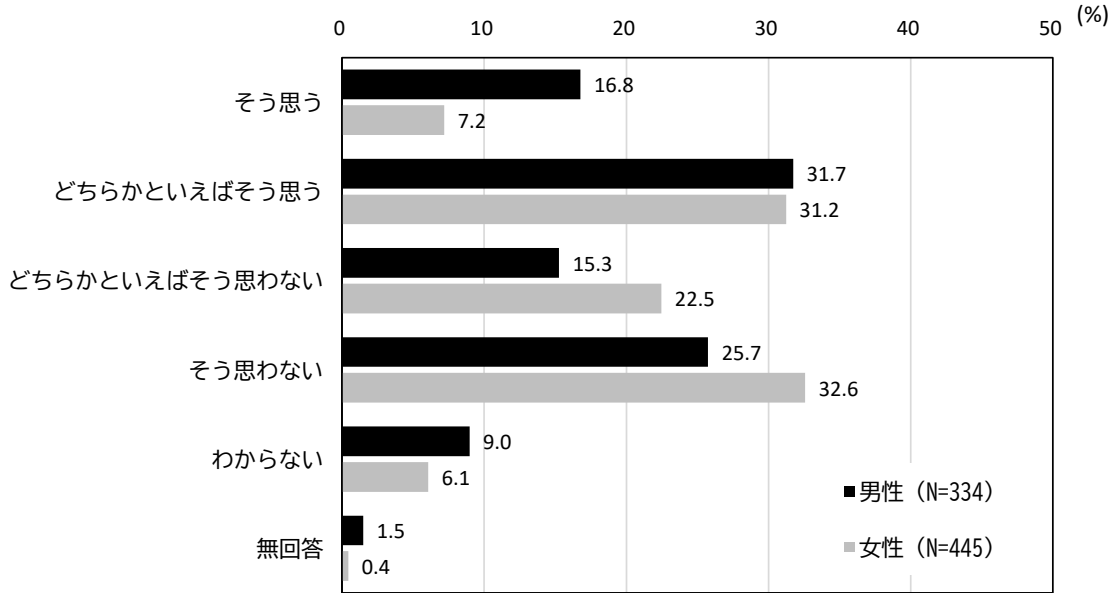
悩みを抱えた時などに相談や助けを求めることをためらうかについては、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた『思う』は43.0%、「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」を合わせた『思わない』は48.8%、その差は5.8%と町民の意見は二分しています。

前回調査でも『思う』は41.8%、『思わない』は46.4%、その差は4.6%とためらいについての意識に大きな変化はありません。

性別でみると、「そう思う」は女性が7.2%に対して男性は2倍以上の16.8%となっており、性別による違いが大きく表れています。



【相談や助けを求めることをためらうか（男女別）】（単数回答）

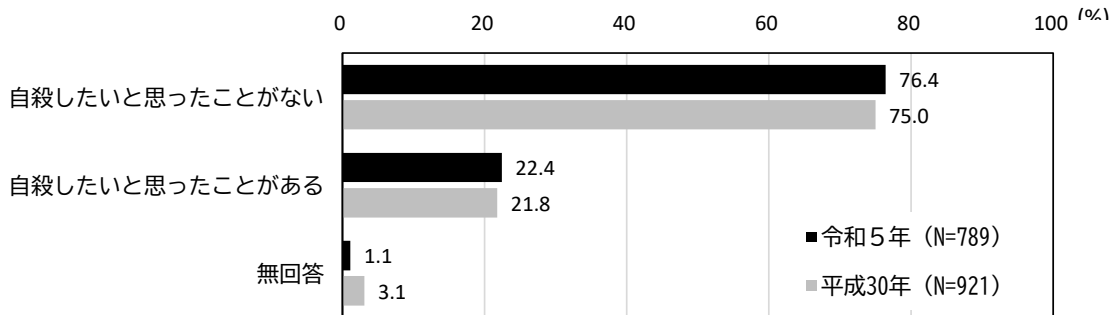


■これまでの人生で、本気で自殺したいと思った経験の有無について

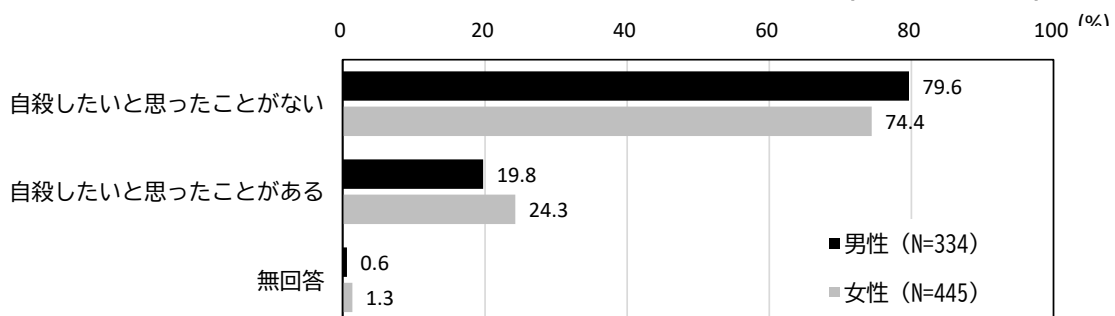
これまでの人生で、本気で自殺したいと思った経験の有無をみると、「思ったことがない」が76.4%、「思ったことがある」が22.4%で、前回調査ともほぼ同様の結果となっています。

また、性別でみると「思ったことがない」は男性が79.6%に対して女性は74.4%と5.2ポイント低く、「思ったことがある」は男性が19.8%に対して女性は24.3%と4.5ポイント高くなっています。

【本気で自殺したいと思ったことの有無】（単数回答）



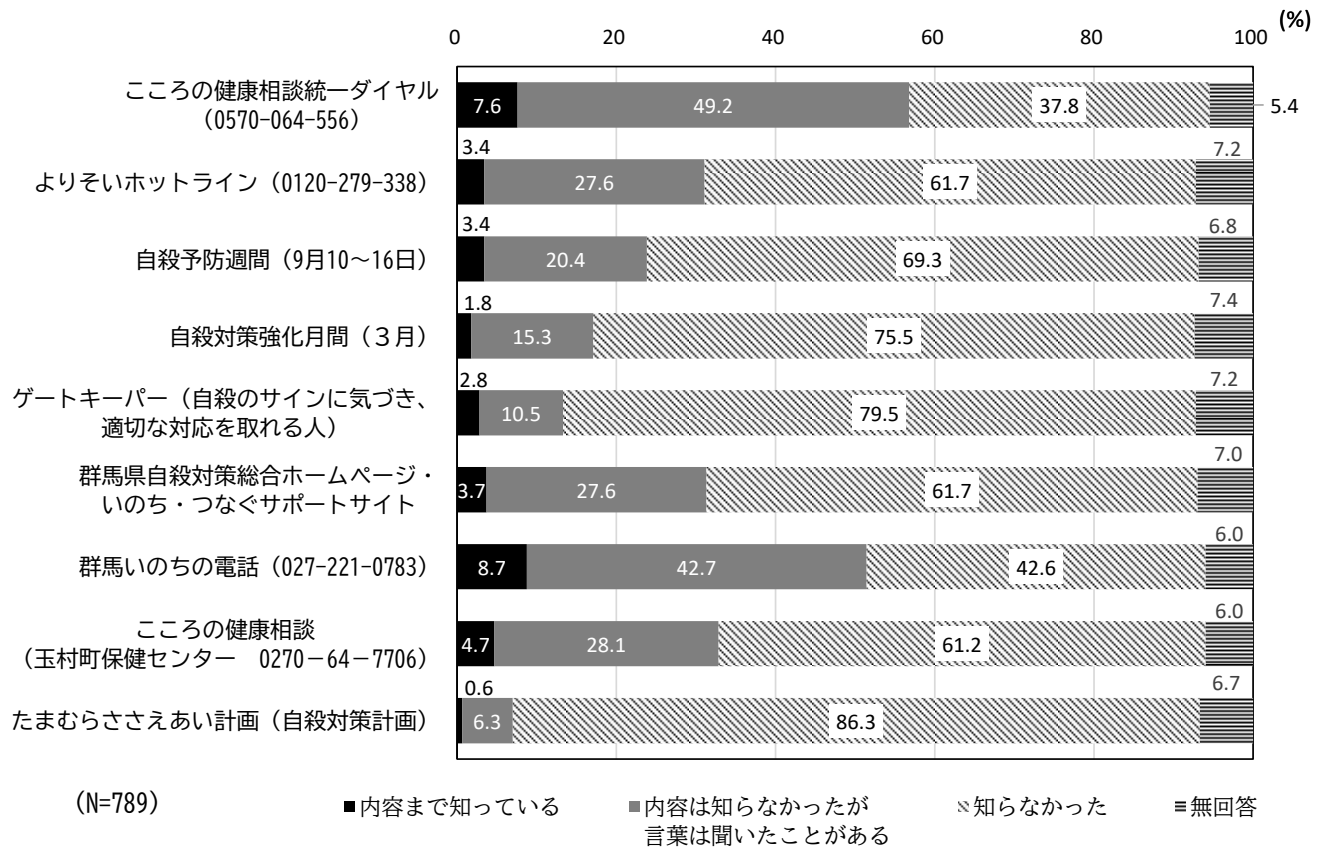
【本気で自殺したいと思ったことの有無（男女別）】（単数回答）



■自殺対策に関する事柄の認知状況について

自殺対策に関する事柄の認知状況をみると、いずれの事柄も「内容まで知っている」は1割未満ですが、「こころの健康相談統一ダイヤル」と「群馬いのちの電話」は8%前後と比較的高く、「内容は知らなかったが言葉は聞いたことがある」を合わせると、ともに5割を超えています。また、「たまむらささえあい計画（自殺対策計画）」については、「言葉は聞いたことがある」を合わせても6.9%の認知度に留まっています。

【自殺対策に関する事柄の認知度】（単数回答）



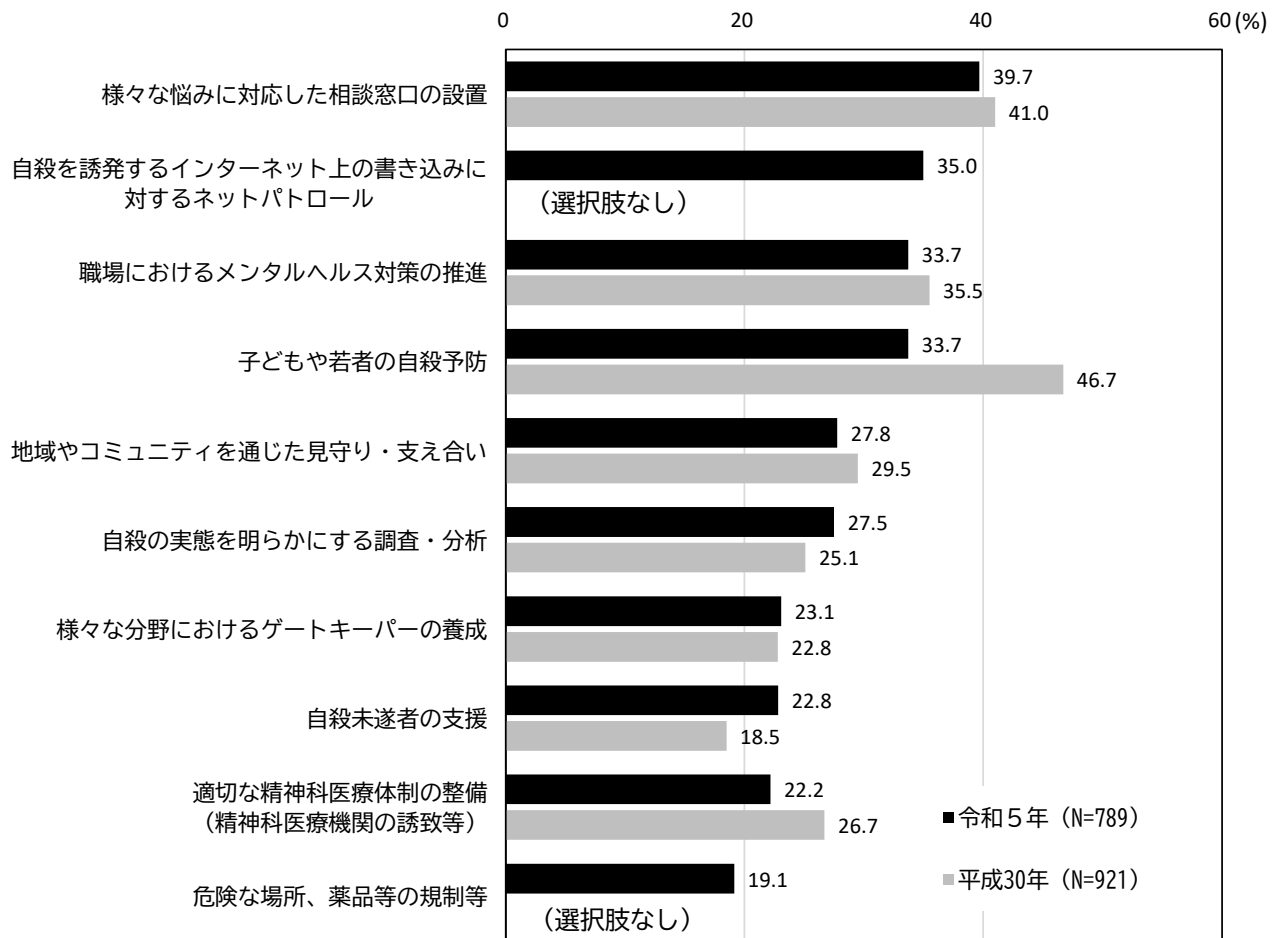
■自殺対策として有効であると思うものについて

今後求められるものとして、有効と思う自殺対策をみると、「様々な悩みに対応した相談窓口の設置」が39.7%と最も高く、次いで今回の調査で新たに設けた選択肢である「自殺を誘発するインターネット上の書き込みに対するネットパトロール」が35.0%、「職場におけるメンタルヘルス対策の推進」が33.7%となっています。

前回調査と比較すると、「子どもや若者の自殺予防」が33.7%と大幅に低くなっていますが、前回調査での選択肢は「学校での子どもの自殺対策」であったことが影響していると考えられます。

【有効と思う自殺対策】(複数回答)

※上位10項目を掲載



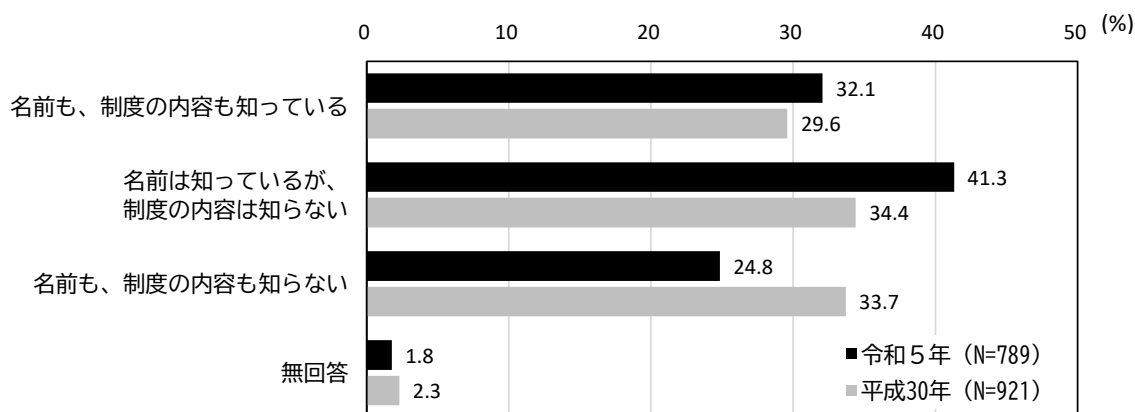
### ⑧ 「成年後見制度」について

#### ■成年後見制度の認知状況について

成年後見制度の認知状況をみると、「名前も、制度の内容も知っている」が32.1%、「名前は知っているが、制度の内容は知らない」が41.3%、「名前も、制度の内容も知らない」が24.8%となっています。

前回調査と比較すると、「名前も、制度の内容も知っている」と「名前は知っているが、制度の内容は知らない」がそれぞれ2.5ポイント、6.9ポイント高く、「名前も、制度の内容も知らない」が8.9ポイント低くなっており、成年後見制度に関する認知度は高まっています。

【成年後見制度の認知度】（単数回答）

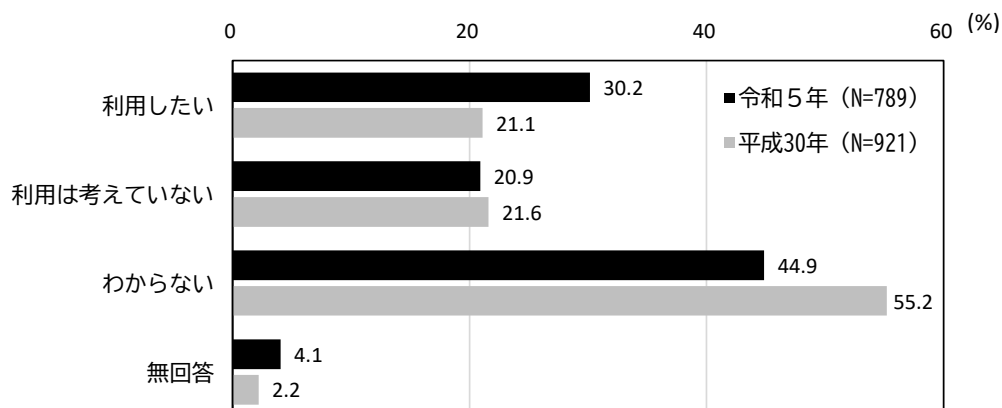


#### ■成年後見制度が必要になった時の利用意向について

成年後見制度が必要になった時の利用意向をみると、「利用したい」が30.2%、「利用は考えていない」が20.9%、「わからない」が44.9%となっています。

前回調査と比較すると、「わからない」が10.3ポイント低く、「利用したい」が9.1ポイント高くなっており、制度の認知度の高まりとともに利用意向も高まっていることが伺えます。

【成年後見制度の利用意向】（単数回答）





### 3 ワークショップの実施結果

本計画の策定にあたり、基礎資料とするために町民を対象として以下の2種類のワークショップを行いました。ワークショップの概要及び結果は次のとおりです。

#### (1) 地域福祉計画策定に向けたワークショップ

##### ① ワークショップの概要

実施日時	令和5年10月20日(金) 13:30~15:30
実施場所	JA 佐波伊勢崎たまむら支店 2階多目的ホール
参加者数	29名(玉村町民、民生委員、計画策定委員)
実施内容	① 地域福祉についての説明(玉村町健康福祉課) ② ワークショップ(司会進行:高崎健康福祉大学 千葉教授) ・テーマ「地域の宝さがし」

##### ② ワークショップの結果

###### ■地域・コミュニティについて

課題としての意見	解決のためのアイデアとしての意見
<居場所> ・居場所が遠い。 ・高齢者に地区の居場所が必要。  ・常設型の子どもの居場所が少ない。 ・子どもの居場所不足。 ・子どもの遊び場が少ない。 ・公民館の段差のため、車イスの方が使えない。 ・公民館の使用率が少ない。 ・学生が学習に取り組める空間が少ない。文化センターくらしいがなく、かつ使える時間が少ない。	・移動型のふれあいの居場所をつくる。 ・歩いて行ける居場所をつくる。(空き家の活用) ・小さな集まれる場を作る。 ・長寿会、居場所等の参加を促す。 ・交流の場、フリーの場(公園)をつくる。 ・他の地域の居場所やサロンの情報開示、参加者募集など、地域や町の情報誌、回覧板などで告知し、地区単位の枠を超えてコミュニケーションできたらと思う。 ・安心して遊べる遊び場を作る。  ・DIYでスロープをつくる。(区が材料費を支出)

■地域・コミュニティについて（つづき）

課題としての意見	解決のためのアイデアとしての意見
<p>&lt;交流&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナの影響でつながりが弱くなった。</li> <li>・コロナ禍にて、川井区の大きなイベント（納涼祭）が再開されず、世代を超えたコミュニケーションや住民達が参加できる機会が減った。</li> <li>・コロナもあって、知り合う機会が少ない。</li> <li>・近所との交流が少ない。</li> <li>・地域の交流（まつりとか、イベントとか）、人と関わる機会が少ない。</li> <li>・住民の顔が見えにくい。</li> <li>・地域がひとつになれるものがない。</li> <li>・高齢者施設の地域との接点や交流が少ないと思う。</li> <li>・玉村町主催の行事への参加が少ない。</li> <li>・元からの町民と転入者の交流が少ない。</li> <li>・筋トレの出席者が少ない。</li> <li>・地域で居場所や筋トレなど、中々参加しづらい住民の方々がいる。</li> <li>・家に閉じこもりがちな人との交流をどうするのか問題。</li> <li>・近所の方や近い人がいたりすると、参加しづらい。</li> <li>・子ども会組織が崩壊している。</li> <li>・同じ地域でも、顔も名前もわからない。</li> <li>・世代間のギャップがある。</li> <li>・若い子育て世代は生活に忙しく、地域のことを知らない。</li> <li>・魅力情報の発信、受け取り方に問題がある。</li> </ul> <p>・健康づくりに関する情報の発信がない。</p> <p>・アパート入居者対策、集金が困難である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域でのイベントを企画・開催する。</li> <li>・若い人たちを巻き込み、楽しくつながる。</li> <li>・人とのつながり、楽しさ見つける宝さがしを行う。</li> <li>・農園、花壇づくりを行う。</li> <li>・「みどりと環境を守る会」、「コスモス鑑賞会及び芋煮会」などを活用し、参加を促す告知方法を増やしていく。</li> <li>・ベテラン世代が仲間と一緒に集まる場について、紙面（広報、回覧、地道な活動）で紹介する。</li> <li>・高齢者が楽しめる娯楽などを提供する会場を設け、来場してもらおう。</li> <li>・声をかけてさそい合う。</li> <li>・気軽に立ち寄れる場所を作る。</li> </ul> <p>・障がい者の親の茶話会等を行政主導で開く。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども会に代わるような交流場所、身近な交流場所を設置する。</li> <li>・分担（区長、PTA、民生、地区委）して負担軽減を図る。</li> <li>・若者向けにインスタ、SNSを活用する。</li> <li>・琴線に触れるPRを心がける。</li> <li>・口コミ、紙面、SNSを活用する。</li> <li>・健康サポーター講座、歩け歩け等の行事、講演会等を企画する。</li> </ul>
<p>&lt;地域活動&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の二極化（高齢世代と子育て世代）が進み、地域の行事が停滞している。</li> <li>・ボランティアへの意識が薄い。</li> <li>・地域ボランティアの高齢化と減少が進んでいる。</li> <li>・高齢化によりボランティアが停滞している。</li> <li>・地域の良さを知る機会がない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・時間に制約のある子育て世代向けのものに行事を再編する。</li> </ul>

■地域・コミュニティについて（つづき）

課題としての意見	解決のためのアイデアとしての意見
<p>&lt;担い手・後継者&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・班長の年齢が高齢化している。</li> <li>・役職 役割分担（区長、委員、PTA）</li> <li>・なり手・後継者が不足している。</li> <li>・定年後、役割をもちにくい。</li> <li>・担い手不足</li> <li>・上陽地区として川をはさんで二分化されており、お互いの地区への関心が欠如している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町広報、行政区長からの紹介を行う。</li> <li>・受付窓口を常時開設する。</li> <li>・順番を全てきめておく。</li> <li>・区や自治会ではなく、町や社協から発信、管理をする。</li> <li>・証明書や感謝状、スタンプカード制にする。</li> <li>・班長も地域で決める。</li> <li>・口コミ（人から人への感想）を活用する。</li> <li>・中高生、大学生など若い方へ参加を促す。</li> </ul>

■高齢者について

課題としての意見	解決のためのアイデアとしての意見
<p>&lt;高齢者支援&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1人暮らしの高齢者の支援が必要。</li> <li>・認知症の早期発見を。</li> <li>・高齢者の出不足金問題</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症診断を追加する。</li> <li>・お一人様が気軽に相談できる場所をつくる。</li> <li>・美化運動に出られない高齢者には、出不足金を免除する。</li> </ul>
<p>&lt;買い物&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・買い物が大変な高齢者がいる。</li> <li>・高齢者の買い物難民が多い。</li> <li>・高齢者の買い物手段が不足している。</li> <li>・週1日買い物に連れて行ってくれるサービス（3名毎週利用、1名ときどき利用）があるが、公民館（集合場所）への道のりが遠い、帰りのもち物が重い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家まで買った物を運んであげる。</li> <li>・移動販売（移動スーパー）を行う。</li> <li>・公民館よりもっと細かい集合場所をつくる。</li> <li>・担当者と車を増やしてより多くの人に参加してもらえるようにする。</li> <li>・グループでタクシー券を活用する。</li> <li>・デマンド化に向けて、たまりんの利便性を向上させる。</li> <li>・ボランティアに入りたくないけど、協力はしたい人を活用する。</li> <li>・ボランティア組織を活用する。</li> </ul>

■交通について

課題としての意見	解決のためのアイデアとしての意見
<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共交通機関が少ない、認知度が足りていない。</li> <li>・芝根地区では、タクシー以外の公共交通機関がなく、買物、通院、役場等へ行けず不便である。</li> <li>・交通手段について、地域の住民の方々の認知度が低い。</li> <li>・交通の便、バス停、オンデマンドのアクセスが不便。</li> <li>・たまりんがわかりづらく、使いづらい。</li> <li>・たまりんになかなか乗れない。</li> <li>・たまりんでは帰ってこられるルートが不便。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゴミ出し表のような「玉村町交通、移動手段チャート」といったニーズに合わせた時刻表、事業所一覧表を作る。</li> <li>・きめ細かい交通アクセスを実現する。（高齢者から子供まで）</li> <li>・民間の乗合車などを検討する。</li> </ul>

■生活環境・防犯・防災について

課題としての意見	解決のためのアイデアとしての意見
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大型のショッピングモールがない。</li> <li>・コンビニ以外、お店が近くにない。</li> <li>・買い物がつらい。</li> <li>・全体的に公園が少ない。</li> <li>・町内公園が2箇所だけ。(6丁目に小さな所があるだけ)</li>   <li>・車の数が多い、道が狭い。</li> <li>・危ない道路(主に十字路)が多い。</li>   <li>・街灯が少ないため夜が暗い。</li> <li>・街灯が少ないところがある。(地区によっては安心して通れる道が少ない)</li> <li>・治安がいまいち</li> <li>・空家が多い。</li> <li>・落書きが多い。</li> <li>・野良ペットの糞尿対策ができていない。</li>   <li>・ゴミ捨て場が遠い。</li> <li>・ゴミ捨てマナー違反がある。</li> <li>・近隣の見守り、ゴミ出し等困っている人もいる。(一人暮らし認知症等)</li> <li>・ちょっとしたお手伝いをしてもらえたら助かる。</li>   <li>・旧市街地が荒れたままである。</li> <li>・荒地が多い。</li> <li>・会社、工場が少ない。町民が増えない理由。</li> <li>・町内に旅館、ホテルが無い。</li> <li>・玉村宿という道の駅があるが、小さい。定休日がある。</li>   <li>・水害に対する自己防衛の手段などを知る機会がない。</li> <li>・災害の時の協力体制が希薄。</li> <li>・ペットの避難先がない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国道沿いに店を誘致する。</li> <li>・移動スーパー、細かく止まる乗合バスを実現する。(地域ごと、週2回)</li> <li>・代理買い物を行う。</li> <li>・公園や広場を設置する。</li>   <li>・駐車場、道路を拡大する。</li>   <li>・小中高生の通路を中心に設置を進める。</li>   <li>・2, 3軒隣の見守り、ゴミ出し等が発生した場合に手伝っていただけるようにする。(人材バンク)</li> <li>・得意分野をもちより、ちょっとしたお手伝いを行う。</li>   <li>・人寄せ対策や誘致を進め、町外から人を呼ぶ。</li>   <li>・防災センターを活用して、防災に関するイベント、水害に関する映像を見て、少しでも学んでもらう。</li> </ul>

■子ども・若者について

課題としての意見	解決のためのアイデアとしての意見
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域に若者が不足している。</li> <li>・不登校の悩みを相談できる場所が少ない。</li> <li>・母の悩みの相談場所がない。</li> <li>・子育ての孤立化がある。</li> <li>・核家族化による孤立化がある。</li> <li>・小さい子供がいる母親に用事（旗振りとか学校の行事）がある時のサポートが不足している。</li> <li>・登校時の旗振り回数が保護者の負担である。</li> <li>・保護者のつながりが希薄。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用の創出を図る。</li> <li>・不登校のお子さんをもつお母さんのつながりをつくる。</li> <li>・各小学校の中に、経験者に相談できる場、ふれあい教室のような場をつくる。</li> <li>・週末カフェを開催する。</li> <li>・洋服、絵本の交換を行う。</li> <li>・旗振り、校門パトロール、文化祭等の参加を促す。</li> <li>・子育て情報を発信する。</li> <li>・ボランティアが子どもを見守る。</li> <li>・各小学校に、気軽な交流の場を作る。</li> <li>・ボランティアによる無料の子どもの預かりを行う。</li> <li>・見守りボランティアに朝も応援していただく。</li> </ul>

■福祉について

課題としての意見	解決のためのアイデアとしての意見
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域共生社会のビジョンが共有できていない。</li> <li>・福祉専門職と地域の人との協力、連携が足りない。</li> <li>・人口減、世代構造の変化がある。</li> <li>・孤立、独居、高齢、心の問題がある。</li> <li>・救急時に障がい者の受け入れ先の病院が見つからない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報、SNS、講演会、団体、区などを活用して、ビジョンの共有化を図る。</li> <li>・団体同士の情報交換と連携を強化する。</li> </ul>

■地域活動やボランティア活動への参加が少ないこと（アンケート結果）について

課題としての意見	解決のためのアイデアとしての意見
<ul style="list-style-type: none"> <li>・区、自治会の活動、子供会の参加が少なくなった。</li> <li>・長寿会の人数がかなり少なくなっている。</li> <li>・5～10年後には80歳代が増加する。（高齢化が進んでいる）。</li> <li>・ボランティアセンターの活動がわからない。</li> <li>・ボランティア活動の内容が理解できていない。</li> <li>・すき間時間でできるボランティアがない。</li> <li>・閉鎖的である。</li> <li>・お金がない。</li> <li>・余裕がない。</li> <li>・外へ出るきっかけがない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・楽しく、やりがいと喜びを感じられる活動を企画し、周知する。</li> <li>・特技が生かせるようにする。</li> <li>・関心を高める発信力が大切。</li> <li>・マッチングする機関を作る。</li> <li>・玉村町ボラスレンを作る。</li> <li>・ボランティアの内容が分かるように紹介する。</li> <li>・活動内容を具体的に説明する。</li> <li>・各団体が一緒になって取り組める活動・イベントがあると良いのでは。</li> <li>・キッチンカーのような目に見える動きで関心・興味をひく。</li> <li>・イベントを通じた交流で、顔見知りを増やす。</li> <li>・多くの世代を交えて交流する顔合わせの機会を設ける。</li> <li>・コロナ気分（停滞した理由）からの脱出。</li> </ul>

## (2) 自殺防止（生きるため）のワークショップ

### ① ワークショップの概要

実施日時	令和5年9月20日（水）14：00～16：00
実施場所	玉村町保健センター
参加者数	18名（玉村町民、民生委員、保健推進員、学校関係者、相談員等）
実施内容	<p>講話</p> <p>① 地域の自殺者の現状説明（伊勢崎保健所長）</p> <p>② 近年の自殺者の傾向や課題について （玉村消防署長、玉村町交番所長）</p> <p>ワークショップ</p> <p>第1部 自殺者の現状・課題・取り組みについて</p> <p>第2部 重点課題（子ども、中高年、こころの病気）について</p>

### ② ワークショップの結果

#### ■ 現状認識

項目	内容
「死にたい」と相談をした人の、悩みや様子	<p>■ 家族関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不登校の子どもを抱え、収入も少ないなど、複合的な家庭問題を抱え、死にたいと思うことがあるという人がいる。</li> <li>・両親の不仲やネグレクトなどの家庭環境に問題があり、睡眠障害や食欲不振、精神疾患、居場所を求めての不適切な行動をとる人がいる。</li> <li>・家族を亡くしたことにより身体に不調が現れた人がいる。</li> <li>・家族や夫婦関係の問題で悩んでいる人がいる。</li> </ul> <p>■ 会社関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会社での人間関係に悩み、食欲不振や睡眠障害が現れた人がいる。</li> <li>・仕事のストレスに悩む人がいる。</li> <li>・働き世代は仕事中心で、趣味・人との関わり・地域との関わりが少ない。</li> </ul> <p>■ 病気</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・うつ病、がんで希死念慮をもつ人がいる。</li> </ul> <p>■ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生きがいのない人、孤独感を抱えた人、学業について行けず悩んでいる人などがいる。</li> <li>・小中高校などに所属している時は、先生や養護の先生などに相談できるが、中退などで所属がなくなると相談できる場所がない。（わからない？）</li> </ul>

■ 対応と課題

項目	内容
相談された際の対応と対応の中での課題	<p>■ 面談</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・悩み事について話を聞いたが、話の聞き方がわからなかった。</li> <li>・話を聞き、励ましたり、食事に誘ったりしたが、返す言葉に困った。</li> <li>・傾聴した。</li> <li>・TALK (Tell, Ask, Listen, Keep safe) の原則に基づく対応を行った。</li> <li>・できるだけ話を聞いたが、根本的な解決は難しかった。</li> <li>・話を聞き、「あなたが必要」ということを伝えた。</li> <li>・見守る。</li> </ul> <p>■ つなぎ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・話を聞き、児童・思春期外来を紹介した。診断が出て、子どもに対する親の理解が進んだ。特別児童扶養手当を案内した。</li> <li>・各種相談機関を紹介した。</li> <li>・カウンセリング、診療内科を紹介した。</li> </ul> <p>■ 専門的対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ケース会議を開催するなど、組織（チーム）で対応した。</li> </ul> <p>■ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中学生であったため、普段通り接することしかできなかった。</li> </ul>

■ 重点課題1 子どもの自殺

自分で取り組めること	地域で取り組めること	町で取り組むべきこと
<ul style="list-style-type: none"> <li>・否定をしないで話を聞く（傾聴）。</li> <li>・居場所を作る。</li> <li>・研修を受けて視野を広げる。</li> <li>・ゲートキーパーになる。</li> <li>・専門家（機関）につなげる。</li> <li>・早期対応に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同じ立場で話しやすい場をつくる。</li> <li>・自己肯定感を高める活動を行う。</li> <li>・ストレス解消の取り組みを行う。</li> <li>・行政や医療機関につなげる。</li> <li>・子ども食堂を開く。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様性を受け入れる地域づくりを促進する。</li> <li>・ボランティアを養成する。</li> <li>・マニュアル・事例集をつくる。</li> <li>・いじめの認知を増やす。</li> </ul>

■ 重点課題2 中高年の自殺

自分で取り組めること	地域で取り組めること	町で取り組むべきこと
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「聞く」技術を高める。</li> <li>・無言のあとに出てくる言葉を引き出す。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・横のネットワークをつくる。</li> <li>・女性の力を活かす。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ロールモデル」を示す。（特に男性の地域参加について）</li> </ul>

■重点課題3 精神疾患を抱える方の自殺

自分で取り組めること	地域で取り組めること	町で取り組むべきこと
<ul style="list-style-type: none"> <li>・周りの人に目を向ける。</li> <li>・孤独を感じている人に声をかける。</li> <li>・日常生活から変化に気づくようにし、気づいたら声をかける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気軽に話せる場をつくる。</li> <li>・顔のみえる関係をつくる。</li> <li>・安否確認をする。</li> <li>・支援者と交流し、情報を共有する。</li> <li>・隠れた虐待を知る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・回覧板で知識を普及させる。</li> <li>・ゲートキーパー研修を行う。</li> <li>・アウトリーチを始めていく。</li> <li>・窓口、相談できる場所の周知を図る。</li> <li>・LINE など SNS を活用する。</li> </ul>

■その他の取り組み

自分で取り組めること	地域で取り組めること	町で取り組むべきこと
<ul style="list-style-type: none"> <li>・見守る。</li> <li>・傾聴し、次回の約束をする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民のゆるい繋がり場を作る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こころの健康に関する講話を開催する。</li> <li>・学校などで啓発ティッシュを配る。</li> <li>・ゲートキーパーの啓発ポスターを色々な所に掲示する。</li> <li>・ゲートキーパーを増やす取り組みを行う。</li> <li>・生きがい・活躍の場をつくる。</li> <li>・広報誌や SNS を活用する。</li> <li>・1人暮らし高齢者などの訪問を利用し、うつ早期発見につなげる。</li> <li>・おしゃべり会（こころの病気を抱える人とその家族の交流の場）の周知を行う。</li> <li>・こころの悩みを抱えている人達の居場所作りを進める。</li> <li>・傾聴ボランティアを育成する。</li> <li>・自殺率の高い年代へアプローチする。</li> <li>・今回のように各部門担当者の顔合わせができると繋がりができ、相談しやすくなる。顔合わせも兼ね、会議や勉強会の実施ができるとよい。</li> </ul>



## 4 第1期計画の推進状況

### (1) 地域福祉計画（第1期）

たまむらさきえあい計画の地域福祉計画（第1期）に盛り込まれた57の施策についての評価（推進状況と第2期計画への対応）は次のとおりです。

全体では「目標達成」が8.8%、「概ね達成」が77.2%と順調な結果となっていますが、基本目標3（安全で、安心して暮らし続けられるまちづくり）については「未達成」が18.8%と基本目標1、2と比較してやや高くなっています。

第2期計画での扱いについては、「充実・拡大」と「現状維持・継続」の施策が合わせて94.7%に上ります。中止・廃止は基本目標1（住民誰もが、支え合い、助け合いのつながりをもつまちづくり）の「地域を支える活動等の充実・強化」と「地域の住民交流の場の整備・強化」の中の各1件の取り組みです。

基本目標	施策数	達成度				第2期計画での扱い			
		目標達成	概ね達成	未達成	未着手・中止	充実・拡大	現状継続・継続	縮小	中止・廃止
1 住民誰もが、支え合い、助け合いのつながりをもつまちづくり	31	3	23	3	2	4	24	1	2
		9.7%	74.2%	9.7%	6.5%	12.9%	77.4%	3.2%	6.5%
2 相談しやすく、福祉サービスを安心して利用できるまちづくり	10	2	8	0	0	0	10	0	0
		20.0%	80.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
3 安全で、安心して暮らし続けられるまちづくり	16	0	13	3	0	1	15	0	0
		0.0%	81.3%	18.8%	0.0%	6.3%	93.8%	0.0%	0.0%
合計	57	5	44	6	2	5	49	1	2
		8.8%	77.2%	10.5%	3.5%	8.8%	86.0%	1.8%	3.5%

計画の中で示した評価指標と数値目標に関する実績値は次のとおりでした。

区分	評価指標名	基準値 (2018年度)	目標値 (2023年度)	実績値 (2023年度)
全体	町の「地域福祉」の取り組みについて、「充実していると思う」または「どちらかといえば充実していると思う」と回答した住民の割合	27.0%	40.5% (基準年度の1.5倍)	25.8%
基本目標1	住民・専門職によるアウトリーチ（ローラー作戦）の実施回数	0回	2年間に1回	0回
	地域や地区の手伝いやボランティア活動について、「よく参加している」と「参加している」と回答した住民の割合	16.9%	25.4% (基準年度の1.5倍)	10.9%
	「ふれあいの居場所」の設置数	24箇所	35箇所	26箇所 (2023年6月時点)
基本目標2	「子ども食堂・地域食堂」の設置数	2箇所	5箇所 (5つの小学校区に設置)	6箇所
	「総合相談窓口」の設置数	0箇所	2箇所	2箇所
	「サテライト型総合相談窓口」の設置数	2箇所 (なんでも福祉相談窓口 ／社会福祉法人)	10箇所 (民間保育所や 介護事業所含む)	19箇所 (ちよこつ福祉の相談所)
	「コミュニティソーシャルワーカー（相談支援包括化推進員）」の配置人数・配置箇所	0人 0箇所	3人 3箇所 (地域包括支援センター ／予定)	1人 1箇所 (健康福祉課内)
基本目標3	地域の防災訓練について、「はい」（参加している）と回答した住民の割合	11.4%	17.1% (基準年度の1.5倍)	—

## (2) 自殺対策計画（第1期）

たまむらさきえあい計画の自殺対策計画（第1期）に盛り込まれた42の施策についての評価（推進状況と第2期計画への対応）は次のとおりです。

全体では「目標達成」が14.3%、「概ね達成」が78.6%で合わせると9割を超え順調な結果となっていますが、基本施策1（地域におけるネットワークの強化）の「協議会の設置」と基本施策2（悩みに寄り添える人の育成）の「住民向けと職員向けの『児童虐待防止講演会』」がコロナ禍の影響もあって「未達成」となりました。

第2期計画での扱いについては、基本施策2（悩みに寄り添える人の育成）の「年1程度程度の職員を対象とする『生活再建型滞納整理研修』」を除く全ての施策が「充実・拡大」または「現状維持・継続」に位置付けられています。

基本施策	施策数	達成度				第2期計画での扱い			
		目標達成	概ね達成	未達成	未着手・中止	充実・拡大	現状継続・継続	縮小	中止・廃止
1 地域におけるネットワークの強化	5	0	4	1	0	0	5	0	0
		0.0%	80.0%	20.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
2 悩みに寄り添える人の育成	7	2	4	1	0	0	6	0	1
		28.6%	57.1%	14.3%	0.0%	0.0%	85.7%	0.0%	14.3%
3 住民への啓発と周知の推進	1	0	1	0	0	0	1	0	0
		0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
4 生きることの促進要因への支援	12	2	10	0	0	1	11	0	0
		16.7%	83.3%	0.0%	0.0%	8.3%	91.7%	0.0%	0.0%
5 自殺を防ぐ社会的な取り組みの推進	9	0	8	0	1	2	7	0	0
		0.0%	88.9%	0.0%	11.1%	22.2%	77.8%	0.0%	0.0%
6 子ども・若者の自殺対策の推進	8	2	6	0	0	3	5	0	0
		25.0%	75.0%	0.0%	0.0%	37.5%	62.5%	0.0%	0.0%
合計	42	6	33	2	1	6	35	0	1
		14.3%	78.6%	4.8%	2.4%	14.3%	83.3%	0.0%	2.4%

計画の中で示した評価指標と数値目標に関する実績値は次のとおりでした。

評価指標名	基準値 (2018年度)	目標値 (2023年度)	実績値 (2023年度)
自殺者数	9人 (平成28年度) 6.8人 (平成24～28年度平均)	自殺者ゼロを 目指す	4人 2022年度末
ゲートキーパー養成講座の延べ受講者数	265人 (平成29年度末時点)	430人 (保健推進員、民生委員・ 児童委員、住民の受講者 数)	410人 (令和4年度末時点)
地区での自殺対策講話開催箇所数	0箇所	65箇所	8箇所開催 その後コロナウイルス 感染症で中止
ゲートキーパーについて『知っている』住民の割合 (「内容まで知っている」と「内容は知らなかったが、言葉は聞いたことがある」を合わせた回答者)	9.5%	14.3% (基準年度の1.5倍)	13.3%
こころの健康相談(玉村町保健センター)につ いて『知っている』住民の割合 (「内容まで知っている」と「内容は知らなかったが、言葉は聞いたことがある」を合わせた回答者)	28.2%	42.3% (基準年度の1.5倍)	32.8%
群馬いのちの電話について『知っている』住民の 割合 (「内容まで知っている」と「内容は知らなかったが、言葉は聞いたことがある」を合わせた回答者)	34.9%	49.9% (基準年度の15ポイント増)	51.4%
悩みを抱えた時に、相談や助けを求めることにつ いて『ためらわない』住民の割合 (「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」を合わせた 回答者)	46.4%	61.4% (基準年度の15ポイント増)	48.8%

### (3) 成年後見制度利用促進基本計画（第1期）

たまむらささえあい計画の成年後見制度利用促進基本計画（第1期）に盛り込まれた11の施策についての評価（推進状況と第2期計画への対応）は次のとおりです。

全体では「目標達成」が18.2%、「概ね達成」が27.3%で合わせても5割に達せず、他の2計画と比較して低い達成度となっています。

第2期計画での扱いでは、81.8%の施策が「充実・拡大」または「現状維持・継続」に位置付けられ、「縮小」は基本施策1（制度の適切な利用促進に向けた周知活動の充実）の「市民後見人の育成」、「中止・廃止」は同じく基本施策1（制度の適切な利用促進に向けた周知活動の充実）の「不正防止の徹底に向けた活動の推進」となっています。

基本施策	施策数	達成度				第2期計画での扱い			
		目標達成	概ね達成	未達成	未着手・中止	充実・拡大	現状継続・継続	縮小	中止・廃止
1 制度の適切な利用促進に向けた周知活動の充実	4	1	0	1	2	0	2	1	1
		25.0%	0.0%	25.0%	50.0%	0.0%	50.0%	25.0%	25.0%
2 利用者がメリットを実感できる制度運用の充実	3	1	1	0	1	0	3	0	0
		33.3%	33.3%	0.0%	33.3%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
3 権利擁護支援の地域連携ネットワークの体制の整備	4	0	2	1	1	1	3	0	0
		0.0%	50.0%	25.0%	25.0%	25.0%	75.0%	0.0%	0.0%
合計	11	2	3	2	4	1	8	1	1
		18.2%	27.3%	18.2%	36.3%	9.1%	72.7%	9.1%	9.1%

## 5 第2期計画策定にあたっての課題

統計情報やアンケート調査、町民ワークショップなどを通じて明らかとなった本町の地域福祉の主な課題は次のとおりとなりました。

### (1) 増加する単身高齢者及び高齢者のみの世帯への対応

国勢調査による本町における単身高齢者世帯と高齢者のみの世帯数は、調査の度に増加しており、平成22年からの10年間でいずれも2倍近くとなっています。

高齢者に関しては、アンケート調査の自由記述や地域福祉ワークショップにおいて、通院・買い物等における移動手段の問題やゴミ捨てなどの生活問題、認知症高齢者の早期発見等の問題が指摘されています。

本町では、高齢者が安心して暮らすことができるよう、見守りや移動手段の確保等の取り組みを進めてきていますが、今後、対象者の増加に合わせて、そうした活動を更に充実させることが必要となっています。

### (2) 希薄化が進む地域や近所のつながりの再構築

アンケート調査では、近所の人と「親しく付き合っている」、今後の近所付き合いについて「いざという時に助け合えるくらいに親しくしたい」の回答がいずれも前回調査よりも減っており、近所付き合いに希薄化が進んでいることが示されています。

一方、身近な地域で気になること、問題と感ずることでは、「住民同士の交流機会の減少」や「地域組織のつながりの減少」、「災害時の協力体制が不安」などへの回答が前回調査よりも大幅に伸びており、地域のつながりの希薄化が問題であると多くの人が認識していることがわかります。

そうした認識にもかかわらず、隣近所の人と親しい関係づくりに踏み出せない人のために、交流の機会を用意したりする従来のやり方に加えて、コミュニティソーシャルワーカー（相談支援包括化推進員）によるアウトリーチ（※）などの新しい方法に取り組むことが求められています。

※アウトリーチとは、自発的に援助を求めてこない利用者に対するアプローチの方法で、専門職員などが地域に積極的に出て利用者と対面し、潜在的なニーズを表に出せるよう援助していくこと。

### (3) 福祉等の情報提供体制の改善

アンケート調査では、3割を超える人が、福祉や健康に関する情報を「ほとんど入手できていない」または「まったく入手できていない」と回答しており、その理由として「どこで信頼できる情報を得たらよいかわからない」との回答が7割近くに上っています。町で地域福祉を推進していくために重要なことでは、ほぼ4割の人が「福祉サービスなどの情報提供を充実する」と回答し第1位となっています。一方、自由記述には、パソコンやスマホによる情報提供に関して「理解するには無理な人がまだたくさんいるので、気軽に相談できる部署があるといい」といった意見も出されています。

情報提供の対象者には様々な人がいることを踏まえ、提供の仕方に更なる工夫が求められています。

### (4) コミュニティ・地域づくりの人材の育成

地域福祉ワークショップでは、地域の役職者の高齢化や新たな担い手の不足が課題として上げられています。また、アンケートの自由記述では、地域づくりへの新しい考え方への拒否感、長く住んでいる町民と転入者間の溝の存在等が指摘されています。

地域コミュニティを健全に継承していくためには、従来からの慣習を大切にしながらも、地域を担う意欲のある人の意見も柔軟に取り入れていくことが必要ですが、地域の中だけでは解決の難しいそうした課題を解決するために、行政及び玉村町社会福祉協議会が主導する町を挙げた取り組みの推進が必要となっています。

### (5) ボランティア活動の活性化

アンケート調査では、ボランティア活動に参加している人は1割程度に留まっていますが、現在活動に参加していない人のうち半数は、「自分にあった時間や内容の活動があれば参加してみたい」と回答しており、「参加してみたいと思わない」を大きく上回っています。また、地域福祉ワークショップでは、「きっかけがない」、「ボランティア活動の内容が理解できていない」、「ボランティアセンターの活動がわからない」等の意見が出されています。

ボランティア活動については、まず初めに地域のNPO法人や市民活動の状況とボランティアニーズをきちんと把握し、必要なニーズに答えられているのかどうか、そもそもボランティアが不足しているのかどうかを見極めた上で、必要に応じてボランティアに関する情報提供の仕方の改善、活動に参加しやすい条件の整備、マッチングを図る仕組みの整備などを進めることが重要となっています。

## (6) 各種自殺対策に関する事柄の認知度の向上

アンケート調査では、こころの健康相談統一ダイヤルをはじめとする9件の自殺対策に関する事柄を「内容まで知っている」人は、最も高い「群馬いのちの電話」でも8.7%に過ぎません。

自殺防止のワークショップでは、自殺したいと相談された時に、「専門機関を紹介した」、「ケース会議を開催するなど、組織で対応した」といった事例がある一方で、「話の聞き方がわからなかった」、「返す言葉がなかった」等の意見も出されました。

今回のアンケート調査でも5年前と同様、2割強の人は「これまでの人生の中で自殺したいと思ったことがある」と回答しており、自殺対策につながる相談先についての知識や対応の仕方を、より多くの人に知っていただく取り組みが重要となっています。

## (7) 成年後見制度の周知と利用促進にかかる包括的施策の充実

アンケート調査では、成年後見制度に関する認知度や利用意向のいずれも、確実に高まっていることが示されていますが、第1次の成年後見制度利用促進基本計画の施策の達成度（「目標達成」と「概ね達成」を合わせた割合）をみると、全体で45.5%、制度の適切な利用促進に向けた周知活動に関する施策では25.0%、権利擁護支援の地域連携ネットワークの体制の整備に関する施策では50.0%に留まっています。

今後の更なる高齢化の進展を見据え、制度の利用促進を図るための周知活動と体制の整備がますます重要となっています。

## (8) 組織の連携の強化

第1期計画の推進状況を見ると、「ネットワーク」や「連携」が必要な取り組みの達成度が低い傾向が現れました。

地域の課題が複雑化・複合化するなか、これまで以上に関係部門は広がり、またそれらの部門が連携した包括的な取り組みが重要となっています。



各論 I

玉村町地域福祉計画 (第2期)

---

---

## 第1章 計画の基本的な考え方

---

### 1 計画の基本理念

本町の地域福祉計画(第1期)は、「全ての住民が、住み慣れた地域で共に助け合い、安心して暮らし続けることができる地域社会」を基本理念としました。

令和2年の社会福祉法改正により、新たに第4条に第1項として「地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない」という一文が加えられましたが、第1期計画は、この文章が示す地域福祉の目標を、法改正に先立って基本理念に据えています。

従って、本町の地域福祉計画(第2期)においても、第1期計画の基本理念を踏襲し、住民一人ひとりが地域社会の一員であるとの当事者意識と役割をもち、共に支え合い、助け合いながら全ての住民が安心して暮らし続けることのできるまち～ケアリングコミュニティ～をつくり上げることを目指していきます。

#### 地域福祉計画(第2期)

### 基本理念

**全ての住民が、住み慣れた地域で共に助け合い、  
安心して暮らし続けることができる地域社会づくり**

## 2 計画の基本目標

基本理念が意味する「地域社会」の実現までには、これからも多くの具体的な活動を積み重ねていく必要があります。第1期計画では、そうした活動を「まちづくり」に集約させた3つの基本目標を設定しました。

第2期計画では、「地域福祉の基盤の整備」、「整備が進む基盤の上で地域住民や組織が主体となって行う取組」、「包括的支援体制の整備など地域の活動を支える行政や公的機関の支援」という3つの柱に再構成し、それぞれを基本目標と設定します。

### 基本目標 1

#### 地域福祉を推進する基盤づくり

地域の様々な背景をもった人々が、互いを尊重し、ときに支え、ときに支えられながら生きがいをもって安心して暮らすために、様々な場面・機会を捉えて、地域福祉に関する理解の浸透や意識の啓発を図るとともに、地域福祉活動の担い手となる福祉人材の育成と地域福祉活動の推進者への支援体制の整備を進め、活気ある地域福祉活動の基盤づくりに努めます。

### 基本目標 2

#### ふれあい・支え合う地域づくり

地域における見守り活動や子どもたちの安全な日常の確保などは、地域住民の力があって初めて実現できるものです。そうした支えあい活動がきめ細かく行われ、住民が安心して毎日を過ごすことのできる地域とするため、地域福祉の大切さを理解し、具体的な活動に取り組む住民が世代を超えて交流できる場の充実、福祉活動関係団体や組織間のより強固な連携などが地域で実現されるよう支援していきます。

### 基本目標 3

#### 安心して暮らせる福祉のまちづくり

住民の誰もが安心して暮らすことができるまちであるためには、行政をはじめとする公的機関からの支援も重要となります。

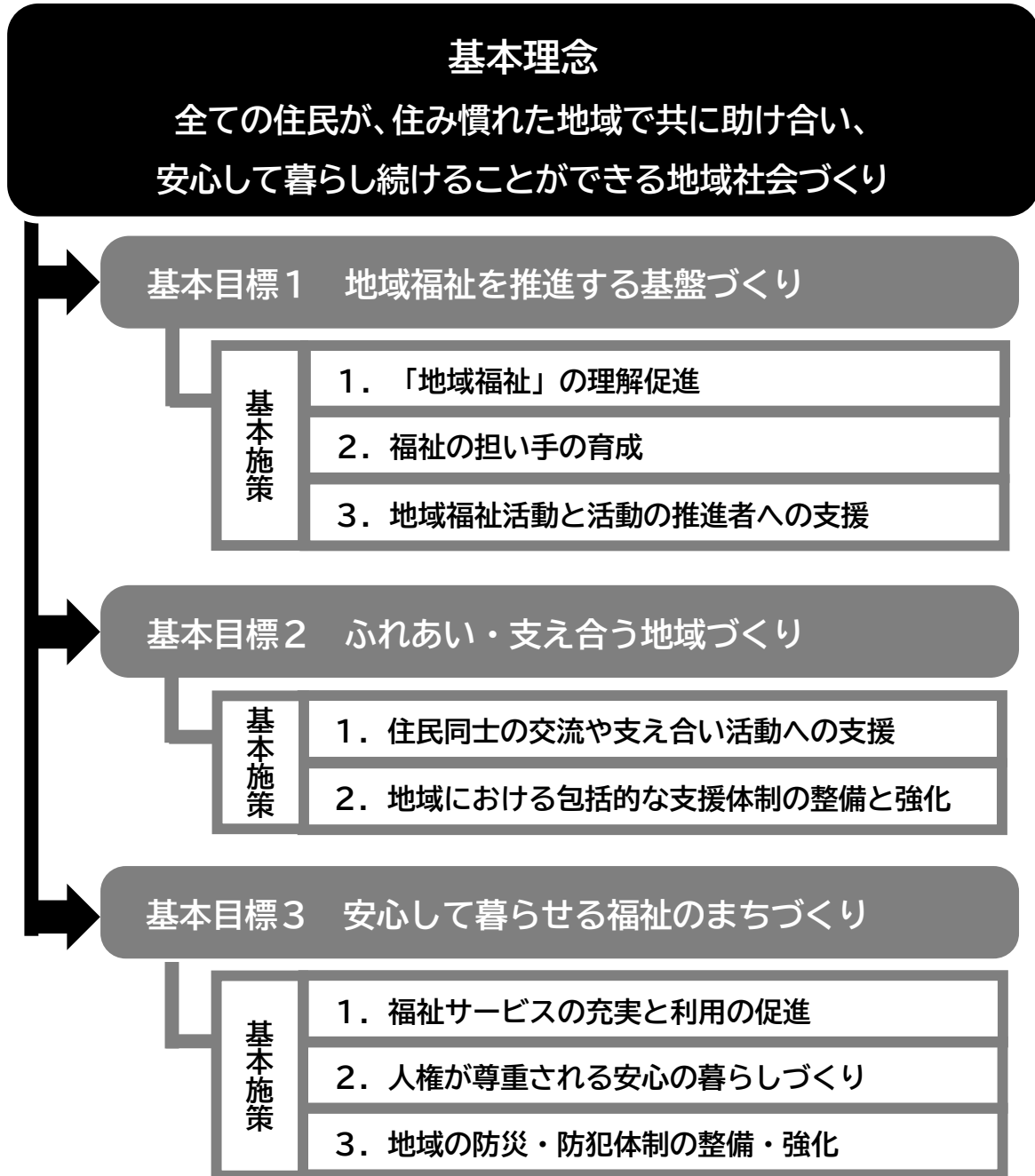
住民の暮らしを支える様々な福祉サービスを、必要とする人が必要なときに利用できるよう充実させること、また、安心な暮らしの基本である防犯・防災体制の強化や権利擁護の体制づくりなど、公的支援が果たすべき役割を着実に推進していきます。

### 3 圏域の考え方

本計画では、防災や医療、経済活動などが一体的に行われる「広域圏」の基盤の上に、第1期計画で設定した、町全体をエリアとする「大圏域」、小学校区別の「中圏域」、区・自治会等の身近な単位の「小圏域」の3層の圏域を引き継ぎ、各圏域の主体がそれぞれの役割を果たすことで効果的な福祉活動の展開につなげていきます。



## 4 計画の施策体系



## 第2章 施策の展開

---

### 基本目標 1 地域福祉を推進する基盤づくり

#### 基本施策 1 「地域福祉」の理解促進

「地域福祉」とは、支援を必要としている人をはじめ、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、住民が主体となって進める活動と、そうした活動を行うための環境を整える行政や社会福祉協議会などによる支援から成り立っています。しかし、アンケート調査では、町の地域福祉の取り組みの充実度について、半数以上の人「わからない」と回答しています。この結果からは、町民が、町の地域福祉の取り組みが明確に見えない、または「地域福祉」についての理解が浸透していないなどの状況にあることが考えられます。

住まいの地域について、7割を超える人が「とても愛着がある」、「ある程度愛着がある」と回答しています。そうした愛着のある地域を、安心でき、心地よく暮らせる地域として継続し、更に良くしていくために大切な、「一人ひとりが地域づくりの当事者である」ということをあらためて確認していただくために、「地域福祉」の理解促進につながる取り組みを進めていきます。

#### 住民一人ひとりに期待される取り組み

- 一人ひとりが地域福祉への関心を高め、講演会や研修会に参加します。
- 研修会へ参加する時には、隣近所の人に、一緒に参加を呼びかけます。
- 高齢者や障がいのある人等への理解を深め、子どもころから「共生社会」を自然に受け入れる体験を重ねます。

#### 地域の組織や団体、事業者等に期待される取り組み

- 地域福祉に関するイベントの開催にあたっては、地域住民の誰もが参加しやすくなるように工夫します。
- 地域おこし、商工、農業、環境、交通など、福祉以外のあらゆる分野における活動が横断的で包括的な支援となるよう、体制の整備に取り組みます。

## 玉村町の取り組み

取り組み	内容	担当課
1. 共生社会に向けた啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域共生社会の実現に向け、関係機関・町民への啓発等を行い、地域福祉を推進していきます。</li> <li>・地域共生社会の実現に向け、町と企業、商工会、学校、社会福祉法人、NPO 法人などと多様な連携を行い、啓発、最新情報等発信していきます。</li> <li>・地域の子どもから高齢者まで様々な世代や立場の人が一緒に、差異や多様性を認め合いながら自分たちが暮らし、活動する地域について考え、学び会える機会の創出を行い、地域福祉を推進していきます。</li> </ul>	健康福祉課
2. ノーマライゼーション理念の普及	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいのある人もない人もお互いに認め合う地域共生社会を目指し、障害者差別解消法の周知、合理的配慮の提供、心のバリアフリー研修会等を実施し、ノーマライゼーションの理念を広く町民に普及していきます。</li> <li>・経営者や従業員、広く町民に対して障がい者雇用の理解と協力を求める啓発活動を推進します。障がい者就労・生活支援センターやハローワーク等と連携し取り組みます。</li> </ul>	健康福祉課
3. 人権教育推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SNS 上でのいじめなど、社会状況の変化に伴って発生する新たな人権問題に対して、啓発活動の強化に取り組みます。</li> <li>・子どもたちに対して、メディアリテラシー、情報モラルに関する教育を進めます。</li> <li>・学校・家庭・地域の連携を強めて積極的に子どもたちの変化を捉え、問題の早期発見・対応に推進していきます。</li> <li>・パートナーシップ制度を実施し、多様性を認め合い、一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりを推進します。</li> <li>・ホームページや広報等を有効に活用し、情報発信や相談機関の周知に努めます。</li> </ul>	企画課 生涯学習課 学校教育課
4. 人権啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SNS 上でのいじめや人権侵害、性的マイリティへの意識改革等、新たな人権問題に対する啓発の強化に取り組みます。</li> <li>・親子で参加できる人権教育・啓発講演会や上映会を開催するなど、家庭で人権を考える事業を推進します。</li> </ul>	企画課

## 基本施策2 福祉の担い手の育成

アンケート調査では、身近な地域で気になること、問題と感ずることとして、「地区の役員のなり手が不足している」と回答された人がほぼ2割おり、また、地域福祉のワークショップでも地区の担い手の高齢化や後継者の不足が多く指摘されています。

担い手不足という問題を解決するためのアイデアとしてワークショップで出された意見には、中高生、大学生などの若い人に地域活動への参加を促すといったことがありました。そうしたアイデアを現実のものとするためには、まず「地域福祉」に関する理解を深め、自分たちが地域づくりの主役であるとの自覚をもっていただくことに加えて、適切な福祉人材育成のためのプログラムが提供される必要があります。そのために、本町では、各種のサポーターやリーダーを養成するための研修や講座を設け、その育成に努めます。

### 住民一人ひとりに期待される取り組み

- 地域での行事や活動に参加しやすい工夫をします。
- 町等が提供する生涯学習や福祉人材育成のプログラムに関心を持ち、興味のあるものに積極的に参加します。
- 研修や講座で得た知識を実際の活動に活かすよう努めます。
- 次代の地域福祉の担い手となる子どもたちに対して、地域の活動やボランティア活動を体験することを勧めます。

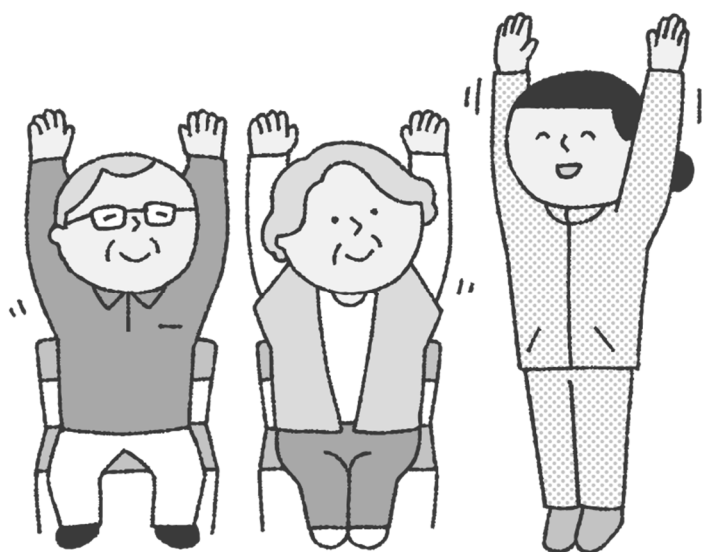
### 地域の組織や団体、事業者等に期待される取り組み

- 豊かな知識や経験をもっている人に、福祉人材となっていただくとともに、人材育成の援助をお願いします。
- 多様なニーズや社会環境の変化にも対応した地域福祉活動について情報発信等を行います。
- 学校・企業等が地域と一層の交流・連携を図り、地域の組織等による福祉教育の実施に協力します。
- 地域で活躍するリーダーの育成に努めます。



## 玉村町の取り組み

取り組み	内容	担当課
1. 健康サポーター養成講座、健康サポーター全体研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民による福祉ボランティア活動や生涯学習活動の推進に向け、各種の養成講座や研修を開催し、活動に参加する人材や指導者の確保・育成に取り組みます。</li> <li>・地域・学校・社会福祉協議会や関係団体と連携を深め福祉教育を充実させます。</li> <li>・近隣の大学等と連携して地域福祉の担い手を育成していきます。</li> <li>・障害の有無に関係なく活動に参加できるように支援していきます。</li> </ul>	健康福祉課
2. 認知症サポーター養成講座、及びステップアップ講座、オレンジサポーター全体研修		生涯学習課
3. 手話奉仕員養成講座		
4. 人権教育指導者養成講座		
5. 人権教育推進委員会研修		
6. 「自治まちづくり広場」の開催	・本町のまちづくりを担う人々を対象に、まちづくりへの想いを共有する場としての「自治まちづくり広場」を開催します。	企画課
7. 地域活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・さまざまな福祉活動について広報やホームページ等を活用して紹介し、多くの町民に情報を伝える発信手段の検討・実現に努めます。</li> <li>・後継者の育成や新入会員を増やしていくため、既存のボランティア団体や NPO 法人などを支援していきます。</li> </ul>	健康福祉課



### 基本施策3 地域福祉活動と活動の推進者への支援

アンケート調査では、町でボランティア活動に参加している人は1割と少なく、少ないことを課題とした地域福祉ワークショップの議論では、「きっかけがない」、「活動の内容が理解できていない」等の意見が出されています。

現在、活動に参加していない人で、活動に参加してみたいと思わないと回答した人は2割弱に留まっています。半数の人は「自分にあった時間や内容の活動があれば参加してみたい」と前向きな回答をしており、そうした参加意欲のある人を実際に活動に導くことは、地域福祉活動を行っている人や団体に対する大きな支援の一つとなります。

「初めての人でも参加しやすいきっかけづくり」、「ボランティアに関する情報提供」等を通じて、活動に参加する人材を増やすとともに、具体的な福祉活動を多く推進している玉村町社会福祉協議会への支援を行い、地域の住民活動の充実につなげていきます。

#### 住民一人ひとりに期待される取り組み

- 地域のボランティア活動団体に関心をもち、町や住民活動サポートセンター、社会福祉協議会が提供する団体や活動の情報を収集します。
- 関心のある団体に積極的に連絡してみます。

#### 地域の組織や団体、事業者等に期待される取り組み

- 様々な機会を捉え、団体と団体の活動についての周知を行います。
- 地域に開かれた組織・団体を目指し、地域住民との交流の機会づくりを図ります。

#### 玉村町の取り組み

取り組み	内容	担当課
1. 住民活動団体の支援	・地域の身近な課題を解決できるよう、住民活動団体の支援を行います。	企画課
2. 地域の環境美化	・ごみのない美しいまちを実現するため、住民や事業者と共に清掃活動、草刈り、植栽活動等を実施し、地域の環境美化に取り組めます。	環境安全課
3. 包括連携協定の締結	・地域の見守り体制として、企業等の包括連携協定を締結する提携先の拡充を目指します。	企画課 健康福祉課
4. 社会福祉協議会への支援	・地域福祉活動の拠点である社会福祉協議会の機能強化を支援します。また、各種福祉事業を委託し、地域福祉推進体制の充実に取り組めます。 ・地域のボランティア活動が活性化できるよう、社会福祉協議会へ働きかけていきます。	健康福祉課

## 基本目標2 ふれあい・支え合う地域づくり

### 基本施策1 住民同士の交流や支え合い活動への支援

身近な地域で日頃から人と人が交流し、お互いを理解することは、安心して暮らし続けるためにとても大切なことです。しかし、アンケート調査では、近所の人と「親しく付き合っている」、「非常に親しく付き合っている」との回答は 23.9%に留まり、5年前の 31.7%から大幅に低くなっています。また、今後の近所付き合いの意向をみても、「いざという時に助け合えるくらいに親しくしたい」との回答が5年前よりも 4.6 ポイント低い 32.4%となるなど、親しい近所付き合いを求める意識が薄れていることが伺えます。更に、地域福祉ワークショップにおいても、近所との交流が少ないことや古くからの町民と新たな町民との交流がないこと、世代間のギャップ、まつりやイベントなどの地域の交流機会の減少などが地域の課題としてあげられています。

ここ数年、新型コロナウイルス感染症のために多くの地域イベントが中止に追い込まれましたが、感染拡大は一定程度の落ち着きを見せてきています。適切な情勢判断に立ち、無理のない範囲で地域行事を再開させることが重要です。また同時に、その再開を、これまで以上に新旧住民や多世代が交流を図る契機とすることも期待されています。

#### 住民一人ひとりに期待される取り組み

- 身近な人とあいさつを交わすなど、声をかけ合う関係をつくれます。
- 隣近所に見守りが必要な人がいる時には、気にかけるようにします。
- 見守ることで、自分も見守られるという「お互い様」の意識をもちます。
- 地域の行事、イベントなどに、隣近所の人を誘って積極的に参加します。

#### 地域の組織や団体、事業者等に期待される取り組み

- 地域の行事やイベントを、感染予防を考えながら実施します。
- 地域に暮らす様々な人が参加できるイベントを企画します。

## 玉村町の取り組み

取り組み	内容	担当課
1. 老人クラブ活動助成事業	・高齢者の自主的な団体として、生活を健全で豊かなものにするために生きがいづくりや健康づくり、また社会奉仕等の活動を行っている「長寿会」に対し、活動費の支援を行い、高齢者の生きがいづくりや社会参加を推進します。	健康福祉課
2. ふれあいの居場所づくり事業	・高齢者同士の交流が中心であった「ふれあいの居場所」を、より多世代交流が図られる場となるよう、必要な情報提供等を行います。 ・「ふれあいの居場所」が、歩いていける範囲内にあることを目指し、設置箇所の拡大を目指します。	健康福祉課
3. 住民活動サポートセンター	・住民活動サポートセンター「ぱる」を中心とし、住民活動団体との連携を図り、住民交流活動の活性化に取り組みます。	企画課
4. まちなか交流館	・「ふれあいの居場所」をはじめ、放課後児童クラブ、社会福祉協議会事務所、生活に困難を抱える子どもの学習支援等の地域交流の場として活用されている「まちなか交流館」において、もう1つの目的である旧日光例幣使(れいへいし)街道の沿道地域の活性化に向け、沿道の活性化に向けた活用を検討します。	企画課
5. 健康づくりによる住民交流	・「健康まつり」や「健康の日イベント事業(毎月第一日曜日 / 講演会やウォーキング大会)」を開催するとともに、健康づくりに関する様々な情報を提供し、住民一人ひとりの健康づくりに向けた意識向上を図ります。 ・地域での健康づくりの活性化に向け、自主活動グループの養成や健康づくり活動を支援するとともに、「保健推進員」や「食生活改善推進員」等の健康づくりを推進する団体活動への支援を行います。 ・住民対象の料理教室の開催、各種出前講座や、たばこに関する学習会・講演会等の開催に取り組みます。	健康福祉課 (保健センター)
6. 各種スポーツ大会	・高齢者の健康体カづくり、社会参加につながるよう、グラウンド・ゴルフやゲートボール、スマイルボウリング等の各種スポーツ大会を開催します。	生涯学習課 (スポーツ振興室)
7. 介護予防普及啓発事業	・地域における「筋トレ教室」や「健康講座」を開催し、介護予防の啓発に努めます。 ・健康サポーターが中心に行う、屋外での「あおぞら体操」の運営を支援し、住民同士の交流を促進します。	健康福祉課

## 基本施策2 地域における包括的な支援体制の整備と強化

地域福祉計画を規定する社会福祉法は、第106条の3において、市町村に、地域住民等及び支援関係機関による相互の協力が円滑に行われ、地域の生活課題の解決につながる支援が包括的に提供される体制の整備を求め、更にその内容は、

- ・地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備
- ・地域住民が他の地域住民が抱える地域生活課題を解決するための相談に適切に応じるとともに、必要な支援機関に協力を求める体制の整備
- ・支援関係機関の有機的な連携の下で地域生活課題を解決する支援を計画的に行う体制の整備

となっています。

これらの包括的な支援体制の内容に照らしつつ、本町の福祉施策の包括化を進め、同法第106条の4の重層的支援体制整備事業の強化につなげていきます。

### 住民一人ひとりに期待される取り組み

- 地域生活上の課題・問題が生じたときには、抱え込まず、周りの人や行政、社会福祉協議会などに相談します。

### 地域の組織や団体、事業者等に期待される取り組み

- 民生委員・児童委員やコミュニティソーシャルワーカー（相談支援包括化推進員）、地域包括支援センター、住民活動サポートセンター、社会福祉協議会、行政等とのつながりを深めます。
- 地域の生活課題や課題解決に向けた助け合いの方法等について、積極的に話し合います。

### 重層的支援体制整備事業とは

これまでの日本の福祉制度は、子ども・障がい者・高齢者といった対象者ごとの制度として行われてきました。しかし、社会的な孤立や「8050問題」など、これまでの対象者ごとの支援体制だけでは対応が困難なニーズが明らかとなってきています。

「重層的支援体制整備事業」は、このような課題に対応するために、令和3年度から施行された改正社会福祉法に基づき開始された事業で、市町村全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する事業です。

**玉村町の取り組み**

■ 1 : 地域福祉を推進する包括的体制の整備・強化

取り組み	内容	担当課
1. 地域福祉推進のための包括的体制の整備・強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民と行政、社会福祉協議会、福祉サービス事業者等が相互に連携を強め、協働で地域福祉を推進する包括的な体制の整備・強化に取り組みます。</li> <li>・重層的支援体制整備事業の①相談支援②参加支援③地域づくりに向けた支援体制整備をより強化し、誰一人取り残さない地域づくりを進めます。</li> </ul>	健康福祉課
2. 民生委員・児童委員活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民福祉の向上に向け、行政とのパイプ役となる民生委員・児童委員による調査活動を通じ、福祉全般にわたる各種調査を行うとともに、地域の実情把握に取り組みます。</li> <li>・調査対象においては、高齢者に限らず、地域が抱える幅広い問題を把握し、行政と連携していく体制づくりを進めます。</li> <li>・地域住民にとって「顔の見える」最も身近な支援者として地域福祉活動を担う民生委員・児童委員の役割や活動内容の周知を行い、担い手確保に努めます。</li> </ul>	健康福祉課
3. 支援が必要な人の早期発見と対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民生委員・児童委員や介護関係者等によるネットワークを構築し、支援が必要な高齢者等の早期発見・早期対応ができる体制づくりを進めます。</li> <li>・地域で福祉活動に取り組む民生委員・児童委員をはじめとする支援者の悩みに寄り添い、活動環境の整備・充実に努めます。</li> </ul>	健康福祉課

## ■ 2 : 地域福祉を推進する活動等の整備・強化

取り組み	内容	担当課
1. 地域福祉関係者での連携強化	・重層的支援会議等を開催し、地域包括支援センター、社会福祉協議会、コミュニティソーシャルワーカー（相談支援包括化推進員）、生活支援コーディネーター（SC）等との連携を強化します。	健康福祉課
2. 第2層協議体の整備	・小学校区ごとの「第2層協議体」の活動強化を推進します。	健康福祉課
3. なんでも福祉相談の推進	・「群馬県ふくし総合相談支援事業」に参加する社会福祉法人が、「玉村町なんでも福祉相談」として、生活や福祉等分野を問わない総合的な相談支援を行います。	健康福祉課
4. 地域ネットワークの強化	・医療・介護・福祉に関係している団体が地域ネットワークを形成し、単独の法人や施設では解決ができなかった困り事に対し、適切な支援先と連携し、チームとしての解決に取り組みます。	健康福祉課
5. 介護・医療・福祉の連携強化	・地域包括ケアの中核機関である地域包括支援センターへの委託を通じて、地域における介護、医療、福祉等の関係機関とのより一層の連携強化に取り組み、対応が必要な人への支援の充実を図ります。 ・関係機関との情報交換とともに、ネットワークづくりによる体制整備を推進します。	健康福祉課
6. 住民活動団体の育成と自立支援	・地域の住民や団体が、主体的に地域の問題解決に取り組む地域協働型のまちづくりの支援に向け、住民活動サポートセンター「ぱる」を中心とし、住民活動団体の育成やその自立支援、並びに関係機関・団体とのコーディネート機能の強化に取り組みます。 ・企業、高校生・大学生などの若者との更なる連携強化に取り組みます。	企画課
7. 地区公民館の整備	・住民が利用しやすく、コミュニティ活動の拠点となる地区公民館の整備を支援します。 ・市町村振興宝くじの交付金等を財源とし、補助対象となる地区公民館等の施設又は設備の整備に取り組みます。	総務課

■ 3 : 相談支援体制の整備・強化

取り組み	内容	担当課
1. 総合相談窓口の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談内容が複雑化・複合化する中で、支援を必要とする人に適切な支援を提供するため、福祉に関する初期相談や相談機関の連絡調整を実施する「総合相談窓口」を役場や社会福祉法人に設置するとともに、地域にも「サテライト型総合相談窓口」を設置し、相談体制を充実させます。</li> <li>・コミュニティソーシャルワーカー（相談支援包括化推進員）を配置し、地域において生活上の課題を抱える人や家族に対する個別支援と、住民のネットワーク化をはじめとした環境整備等の地域支援を行います。</li> <li>・分野・属性を超えた総合相談を行うことで、誰もが孤立することのないよう体制を整えます。</li> </ul>	健康福祉課 子ども育成課
2. 各種相談窓口等を通じた支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉的な困難事例が増加傾向にある中で、高齢者や障がい者、子育て家庭等の支援を必要とする人に対し、地域包括支援センターや障がい者（児）基幹相談支援センター、地域子育て支援センター、こども家庭センターをはじめ、各種相談窓口や相談会を通じた支援の充実を図ります。</li> </ul>	健康福祉課 子ども育成課





## 基本目標3 安心して暮らせる福祉のまちづくり

### 基本施策1 福祉サービスの充実と利用の促進

地域福祉ワークショップでは、一人暮らし高齢者への支援が必要、買い物が大変な高齢者がいる、子育ての孤立化がある、不登校の悩みを相談できる場が少ない、緊急時に障がいのある人の受け入れ先が見つからないなどの福祉課題があげられました。また、生活環境等については、治安の問題、空き家の庭木・雑草問題、道路環境問題などをはじめ、様々な意見が寄せられました。

また、アンケート調査では、町で地域福祉を推進していくために重要なこととしてほぼ4割の人が回答した「福祉サービスなどの情報提供を充実させる」、3割の人が回答した「高齢者や障がい者などが、在宅で暮らし続けられる福祉サービスや施設を充実させる」をはじめ、「育児・子育ての支援体制の充実」、「外出しやすい環境の充実」などの意見が多く寄せられています。本町では、そうした町民の懸念や意見に応える取り組みをこれからも着実に推進していきます。

#### 住民一人ひとりに期待される取り組み

- 日頃から町の福祉や保健等の計画に関心を持ち、どのような制度やサービスがあるかを理解し、得られた情報は周りの人と交換・共有します。
- 支援やサービスが必要な場合は、既存の制度やサービスを活用します。必要なサービスがない場合は、どのようなサービスが必要か町に意見を伝えます。
- 支援やサービスが必要な人に対して、制度やサービスを活用することによって、生活の質が高まることを伝えます。

#### 地域の組織や団体、事業者等に期待される取り組み

- 町の施策や支援についての情報を、地域の住民に伝えます。
- 地域の課題について話し合い、新たに必要なサービスや制度の狭間にある問題を解決するためのサービス等の創出につなげます。

**玉村町の取り組み**

■ 1 : 多様な福祉制度・サービス等の情報提供の充実・強化

取り組み	内容	担当課
1. 広報たまむら発行事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報誌、ホームページをはじめ、FMラジオ、メルたま・公式LINE等の様々な情報 媒体を活用し、福祉制度や福祉サービス等の情報提供の強化・情報弱者への対応に取り組みます。</li> <li>・必要とする福祉サービスに関する情報をわかりやすく適切に利用できるよう、情報内容の工夫や、イベント等での啓発に取り組みます。</li> </ul>	企画課
2. 行政情報発信事業		総務課 企画課 環境安全課
3. 福祉制度・福祉サービスの普及啓発		健康福祉課
4. 点字広報発行事業		健康福祉課

■ 2 : 子育て支援の充実・強化

取り組み	内容	担当課
1. 玉村町子ども・子育て支援事業計画に基づく支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「玉村町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、地域子育て支援拠点の充実をはじめ、放課後児童クラブ、「ファミリー・サポート・センター」の充実、母子・父子家庭への支援 等、地域における子育て支援の充実を図ります。</li> </ul>	子ども育成課
2. 学習支援・子ども食堂等に関する情報提供と開設支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「学習支援」や「子ども食堂・地域食堂」に関心のある団体や福祉事業者に対し補助金等の情報提供を行い、開設に向けての支援に取り組みます。</li> </ul>	子ども育成課
3. 出産前後の家庭の全数訪問による支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生後4ヵ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。</li> <li>・里帰りや入院等の事情がある家庭を含め、全数訪問・全数把握に向けた活動に取り組みます。</li> </ul>	健康福祉課
4. こども家庭センター開設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改正児童福祉法に基づき、令和6年4月に子育て世代包括支援センターと、こども家庭総合支援拠点の機能を合わせた、妊娠期から18歳まで切れ目ない支援を行うことを目的とした、玉村町こども家庭センターを開設します。</li> </ul>	子ども育成課

## ■ 3 : 高齢者福祉施策の充実・強化

取り組み	内容	担当課
1. 玉村町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づく支援	・「玉村町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき支援を必要とする高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、在宅福祉サービスや介護保険サービス、就労機会の拡大等各種施策の充実を図ります。	健康福祉課
2. 地域包括ケアシステムの充実	・地域包括ケアシステムの継続的・持続的の充実に努めます。	健康福祉課
3. お元気ですか訪問事業	・ひとり暮らし高齢者が増加する中、見守り活動の体制整備をはじめ、新たな担い手の育成や住民同士が共に助け合い、支え合う意識を高めていくための対応を検討します。	健康福祉課
4. 就労の場の拡大	・高齢者の就労の場の拡充を目指し、町内の企業等にシルバー人材センターの活用を働きかけていきます。	健康福祉課

## ■ 4 : 障がい者福祉施策の充実・強化

取り組み	内容	担当課
1. 玉村町障害者計画等に基づく支援	・「玉村町障害者計画」及び「玉村町障害福祉計画・玉村町障害児福祉計画」に基づき、地域生活支援拠点等の整備をはじめ、障がい者への福祉サービス基盤や自立支援等の充実を図ります。	健康福祉課
2. 玉村町障がい者総合支援協議会の活性化	・地域の実情に応じた体制整備について、「玉村町障がい者総合支援協議会」の運営の促進及び活性化に取り組みます。	健康福祉課

## ■ 5 : 生活困窮者への支援の充実

取り組み	内容	担当課
1. 生活困窮者自立支援事業	・生活困窮者の実態把握に努め、各種貸付資金制度や、食料品の提供等（フードバンクの利用）、その他の支援制度を含めた生活保護相談を行います。 ・生活困窮者の経済的、精神的な自立に向けて、保健福祉事務所、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等と連携し生活困窮者の状況に応じた就労支援に努めます。	健康福祉課
2. フードバンク事業	・住民や企業、団体から寄付のあった食料品等を生活困窮者に提供し、生活の改善に取り組みます。 ・住民同士が助け合うフードドライブを、広報誌へ掲載して周知を図り、その実施について支援を行います。	健康福祉課

■ 6 : 健康づくりの推進

取り組み	内容	担当課
1. 「はつらつ玉村 21」に基づく支援	・「はつらつ玉村 2 1（健康増進計画・食育推進計画）」に基づき、乳幼児から高齢者まで、健康づくりや食生活改善等を推進する支援を充実します。	健康福祉課
2. 「健康の日」の周知	・様々な活動の機会を捉えて、住民自らが健康づくりに取り組む「健康の日」の周知を行います。	健康福祉課

■ 7 : 外出しやすい環境の整備

取り組み	内容	担当課
1. バリアフリー化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者や障がい者を含む全ての住民が、安心して快適な生活を送ることができるよう、道路や公園、公共施設等のバリアフリー化の推進に取り組みます。</li> <li>・バリアフリー化の意識をもった庁舎管理の推進とともに、公共交通機関のバリアフリー化に向けた関係機関との調整にも取り組みます。</li> </ul>	総務課 生涯学習課 都市建設課
2. 乗合バスの利便性の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本町の地域公共交通の柱である乗合バスが、将来にわたり維持されるよう、バスの利用を促進します。住民にとって利用しやすい交通機関となるよう、バス路線の拡充、運行本数の増加、低公害・低床車両の導入について関係機関に要望します。</li> </ul>	環境安全課
3. 「たまりん」の運行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車を利用しない高齢者や学生等に対して、生活に密着した移動サービスを提供するため、乗合タクシー「たまりん」の運行を見直し、利便性の高い持続可能な運行体系への改定に取り組みます。</li> </ul>	
4. 高齢者、障がい者への移動支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内共通バスカードの廃止に伴い、高齢者に対する新たな制度の実施に取り組みます。</li> <li>・障がいをもち、一人で外出することが困難な人に、社会生活を営む上で必要となる外出や余暇活動等の社会参加を促すため、外出時の移動を支援します。</li> <li>・重度身体障がい者の便宜を図るため、タクシーを利用した場合、その料金の一部を補助します。</li> </ul>	環境安全課 健康福祉課
5. 公共交通網の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利便性が高く、持続可能な公共交通再編事業の実施に伴い、タクシー利用補助券の制度改定に取り組みます。</li> </ul>	

## 基本施策2 人権が尊重される安心の暮らしづくり

地域福祉が目指している、誰一人も取り残されることなく安心して暮らせる地域共生社会では、すべての町民の権利が尊重されなければなりません。

判断能力に支障がある人の権利を守る成年後見制度の周知と利用の促進、弱者の環境におかれがちなお子様や障がいのある人、高齢者などに対する虐待の防止と早期対応、性別による差別の防止、近年深刻な問題として認識されるようになったヤングケアラーやケアリーバーなどこれまでの制度では支援から漏れていた制度の狭間の問題などは公的支援がなければ解決できない問題です。町は、住民が地域で安全・安心の暮らしを続けることができるよう、必要な取り組みを推進します。

### 住民一人ひとりに期待される取り組み

- 互いの人権を尊重し、思いやりをもって人と接します。
- 町や公的機関等が提供する様々な情報を通じて、権利擁護や男女共同参画、人権等についての知識を深めます。
- 権利擁護等の支援が必要な人や虐待が疑われる場合には、ためらうことなく、行政等に情報を伝えます。

### 地域の組織や団体、事業者等に期待される取り組み

- 各種の相談窓口や民生委員・児童委員などに関する情報の把握につとめ、権利擁護や男女共同参画、人権等について不安を抱えている人に、適切な相談窓口を紹介します。
- 権利擁護等の支援が必要な人や虐待が疑われる場合には、行政等に情報を伝えます。

**玉村町の取り組み**

■ 1 : 権利擁護の推進

取り組み	内容	担当課
1. 地域福祉権利擁護事業	・認知症高齢者や障がい者等の判断能力が十分でない人に対して、地域で安心して日常生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理等の支援を行います。	健康福祉課
2. 成年後見制度利用支援事業	・「玉村町成年後見制度利用支援事業実施要綱」に基づき、成年後見制度を利用したい生活困窮者の申立て費用助成や、後見人等への報酬助成等を行います。	健康福祉課
3. 成年後見制度法人後見支援事業	・「玉村町成年後見制度法人後見支援事業実施要綱」に基づき、法人後見の実施に向け、研修会や検討会等を開催します。	

■ 2 : 虐待防止の推進

取り組み	内容	担当課
1. 子どもを守る地域ネットワークの機能強化	・「玉村町要保護児童対策地域協議会」の機能強化を図るため児童虐待防止に関わる職員やネットワーク構成員の専門性の強化と、関係機関の連携強化に取り組みます。	子ども育成課
2. 虐待防止ネットワークの整備	・児童虐待防止講演会の開催や児童虐待防止啓発パンフレット等の配布により、児童虐待防止の啓発活動に取り組みます。 ・関係機関との連携を強化し、児童の虐待を早期に発見し、早期に対応できる体制づくりに取り組みます。	子ども育成課
	・民生委員・児童委員や介護事業者等による虐待防止ネットワークを構築し、高齢者の虐待を早期に発見し、早期に対応できる体制づくりを進めます。	健康福祉課
3. 介護者への支援	・家族介護支援事業とも組み合わせて、介護者に向けた相談事業や虐待防止の啓発・普及を行います。	健康福祉課
4. 庁内連携体制の強化	・虐待に関係する庁内の担当部署との連携を強化し、体制の整備に取り組みます。	健康福祉課
5. 障害者虐待防止対策支援事業	・障がい者の権利や尊厳が虐待によっておびやかされることのないよう、社会福祉協議会に玉村町障がい者虐待防止センター業務を委託し、障がい者の擁護者に対して相談等の支援に取り組むとともに、障がい者虐待防止について町民や事業所等へ周知を図ります。	健康福祉課

## ■ 3 : 男女共同参画の推進

取り組み	内容	担当課
1. 男女共同参画推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報誌や講演会、映画上映会等を通じ、男女差別のない地域社会づくりに向けた啓発活動に取り組みます。</li> <li>・「男女共同参画計画」の策定に向けた検討を行います。</li> </ul>	企画課

## ■ 4 : 制度の狭間にいる人への支援の強化

取り組み	内容	担当課
1. 制度の狭間で支援が必要な人の早期発見と支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民や民生委員・児童委員等からの情報を元に、専門職によるアウトリーチ（地域に積極的に出向いていく活動）を実施し、支援が必要な方（いわゆる老老介護やひきこもり、8050 問題、ダブルケア、ヤングケアラー問題等も含む）の早期発見に取り組みます。</li> <li>・支援が必要な人が安心して生活できるよう、早い段階から福祉サービスを介入させ、問題の重症化を防ぎます。</li> </ul>	健康福祉課
2. ひきこもり支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひきこもり支援の充実に向け、ひきこもり当事者及びその家族の実態とニーズを把握するためのアンケート等の調査を行います。</li> <li>・何もなくていい居場所の運営を補助し、地域とつながるためのプラットフォームを整備することで、社会から孤独・孤立することのないよう支援していきます。</li> <li>・ひきこもり当事者会、家族会を定期的を開催し、勉強会や交流会を通して地域とつながりを持てるよう支援していきます。</li> <li>・講習会等を実施し、ひきこもりサポーターを養成していきます。</li> </ul>	健康福祉課

■ 5 : 犯罪で悲しまない社会づくりの推進

取り組み	内容	担当課
1. 再犯防止推進事業 【玉村町再犯防止推進計画】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪や非行の防止と地域社会への円滑な復帰を支える「社会を明るくする運動」などを通じて、地域における再犯防止に関する理解を促進します。</li> <li>・前橋保護観察所や地域における更生保護の活動拠点となる、更生保護サポートセンター伊勢崎と連携し、保護司活動を支援していきます。また、更生保護女性会による各種啓発活動により、犯罪や非行のない明るく住みやすいまちづくりを目指します。</li> <li>・矯正施設受刑中の障がい者・高齢者等に対して、再犯することなく地域で暮らし続けられるよう群馬県地域生活定着支援センターと連携をしながら支援していきます。</li> </ul>	健康福祉課
2. 被害者支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪被害者等が直面している様々な問題について、相談に応じる窓口を設置し、必要な情報提供や助言を行うなど、関係機関と連携しながら継続的な支援に努めます。</li> <li>・犯罪被害者等の早期回復・生活再建に向け、経済的負担の軽減や日常生活の支援に取り組みます。</li> <li>・犯罪被害者等が置かれている状況や支援の必要性について、広報及び啓発を行い、町民等への理解促進に努めます。</li> </ul>	企画課

**再犯防止推進計画とは**

我が国の刑法犯の検挙者の総数は、平成16年の389,027人をピークとして、令和3年には175,041人まで減少しました。一方、検挙者中の再犯者数も減少傾向にあるものの、検挙者の総数に占める再犯者の割合（再犯者率）は上昇傾向にあり、令和3年には48.6%と検挙者のほぼ半数は再犯者という状況にあります。

犯罪や非行をした者の中には、貧困や疾病、依存症、恵まれない生育環境等、様々な生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱える人が少なくないことから、福祉、医療、保健などのサービスを提供する都道府県及び市町村が再犯の防止のために策定する計画が「再犯防止推進計画」です。



### 基本施策3 地域の防災・防犯体制の整備・強化

地震や風水害などが全国で深刻な被害を引き起こしている現代、本町も、いつ、そうした自然災害に見舞われるとも限りません。アンケート調査では、身近な地域で気になること、問題と感ずることとして3割の人が「災害など非常時の協力体制が不安」と回答し、また地域福祉ワークショップでも、「災害時の協力体制が希薄」、「水害に対する自己防衛の手段などを知る機会がない」といったことが指摘されています。更に、町で地域福祉を推進していくために重要なこととして2割を超える人が「防災体制を充実する」、「防犯・交通安全対策を充実する」をあげています。

日頃から災害や犯罪に備えた取り組みを進め、町民の安心の暮らしの実現に努めていきます。

#### 住民一人ひとりに期待される取り組み

- 家庭内で、避難場所や災害発生時の連絡の取り方等を決めておきます。
- 日頃から防災・防犯に対する意識を深め、いつでも持ち出せる災害時の対応を準備しておきます。
- 地域の防災・防犯活動や防災訓練等に積極的に参加します。
- 町が行う個別避難計画の策定に、必要に応じて協力します。

#### 地域の組織や団体、事業者等に期待される取り組み

- 活動中に災害が発生した場合の対応を考え、準備しておきます。
- 自主防災組織の活動に積極的に参加します。
- 子どもたちの見守りや防犯パトロールの活動に積極的に取り組みます。



**玉村町の取り組み**

■ 1 : 地域の防災体制の整備・強化

取り組み	内容	担当課
1. 自主防災組織育成事業	・防災体制の強化のため、消防署や消防団、防災士等の協力を得て、防災意識の啓発や防災知識の普及に取り組むとともに、自主防災組織の育成や地域単位の防災訓練の促進に取り組みます。	環境安全課
2. 「メルたま」登録促進と福祉避難所の充実	・たまむらお知らせメールサービス「メルたま」への登録促進とともに、災害時に要支援者が安心して避難することができる福祉避難所の充実に取り組みます。	
3. 個別避難計画の作成	・避難に支援が必要な町民の個別避難計画を作成し、災害時の逃げ遅れゼロを目指します。	

■ 2 : 地域の防犯環境の整備・強化

取り組み	内容	担当課
1. 安全安心まちづくり推進事業	・安全・安心に暮らせるまちづくりに向けて、防犯意識の啓発とともに、防犯環境の整備・強化に取り組みます。	環境安全課
2. LED 防犯灯管理事業		
3. 街灯防犯カメラ管理事業		
4. 子ども安全協力の家事業	・小学生が登下校時に外的、身体的な緊急事態に遭遇した時に立ち寄ることができる「子ども安全協力の家」の協力促進に取り組みます。	生涯学習課

■ 3 : 消費者被害の未然防止の推進

取り組み	内容	担当課
1. トラブルの未然防止に向けた意識啓発	・消費者トラブルの未然防止に向けて、広報誌、パンフレット等を通じた注意喚起や消費者セミナー（出前講座）を通じた意識啓発に取り組みます。	経済産業課
2. 消費生活相談体制の整備・強化	・複雑・多様化する消費トラブルに適切に対応するため「消費生活センター」を中心とした消費生活相談体制の整備・強化に取り組みます。	

## ■ 4 : 地域の交通安全の推進

取り組み	内容	担当課
1. 交通安全施設の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歩行者の安全確保や車両の安全な通行に向けて、歩道や道路の整備・改良を進めるとともに、危険箇所への交通安全施設の設置を推進します。</li> <li>・確認しやすい信号機や視覚障がい者や高齢者の安全を守るバリアフリー型信号機の設置を警察署に要請します。</li> </ul>	都市建設課 環境安全課
2. 児童や高齢者に向けた交通安全の啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童や高齢者の交通事故防止のため、交通安全運動期間等にチラシや啓発品を配布し、交通安全の啓発活動に取り組みます。</li> <li>・登校学童の交通指導を中心に交通安全活動を実施するとともに、交通安全教室や各種行事においても交通指導を行います。</li> </ul>	環境安全課



■地域福祉計画における評価指標と目標値

	評価指標名	基準値 (2023年度)	目標値 (2028年度)
全体	町の「地域福祉」の取り組みについて、「充実していると思う」または「どちらかといえば充実していると思う」と回答した住民の割合	25.8%	30%
基本目標1	地域や地区の手伝いやボランティア活動について、「よく参加している」と「参加している」と回答した住民の割合	10.9%	17%
基本目標2	「ふれあいの居場所」の設置数	26箇所 (2023年6月時点)	35箇所
	「サテライト型総合相談窓口」の設置数	19箇所 (ちよこつ福祉の相談所)	25箇所
	「コミュニティソーシャルワーカー（相談支援包括化推進員）」の配置人数・設置数	1人 1箇所 (健康福祉課内)	3人 3箇所
基本目標3	「子ども食堂・地域食堂」の設置数	6箇所	8箇所
	ひきこもり実態調査アンケート実施数	0回	1回
	ひきこもりサポート事業実施数 (当事者会、家族会等)	6回/年	8回/年

各論Ⅱ

玉村町自殺対策計画 (第2期)

---

---

## 第1章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の基本理念

平成21(2009)年以降、順調に減少を続けた我が国における自殺者数が、令和2年に反転・悪化し、その後も同水準が継続しています。令和4年に発表された自殺対策大綱では、この事態を踏まえ、自殺の非常事態はいまだ続いており、楽観できる状況にはないと認識を示しました。

本町の自殺者数は、平成30年の11名をピークにその後は年々減少を続け、自殺死亡率においても、令和2年には国・県と同等のレベルとなり、令和4年には11.08と、国が目標とする13.0を下回りました。しかし、本町では、女性の自殺者が相対的に多いという特徴があります。また、国全体でみても、近年のコロナ禍において自殺の要因となりうる様々な問題が悪化し、特に女性と小中高生の自殺者数が増えていると総括しています。

自殺に至る最も直接的な要因は「うつ状態」とされますが、その手前には、健康問題や家庭問題、経済的問題や勤務問題、学校での問題等、様々な要因の連鎖があります。また、「誰一人取り残さない」を理念とするSDGsでは、「貧困をなくそう」、「飢餓をゼロに」、「すべての人に健康と福祉を」、「質の高い教育をみんなに」、「ジェンダー平等を実現しよう」等、「うつ」に至るまでの個々の要因に働きかけ、その解決を図る目標が設定されています。このようなことから自殺対策は、SDGsの達成に向けた政策としての意義も持ち合わせていると言えます。

自殺対策計画(第2期)では、第1期計画の基本理念、「『いのち』と『こころ』を大切にする、地域社会づくり」のもと、本町の自殺の特徴的課題を踏まえた自殺対策のための取り組みを推進し、自殺対策からSDGsの実現にも寄与していきます。

#### 自殺対策計画(第2期)

### 基本理念

「いのち」と「こころ」を大切にする、地域社会づくり

## 2 計画の基本施策

国の自殺対策大綱、県の自殺総合対策行動計画を踏まえ、本町の第1期計画の施策の枠組みに「女性の自殺対策の推進」を重点項目として加え、本計画の基本施策を以下のとおり設定します。

### 基本施策1 地域におけるネットワークの強化

包括的な自殺対策推進のため、関連機関等とのネットワーク体制の強化に努めます。

### 基本施策2 悩みに寄り添える人の育成

ゲートキーパーをはじめ、地域において自殺対策のネットワークの担い手となる人材の育成に取り組みます。

### 基本施策3 住民への啓発と周知の推進

住民との接点となる様々な機会を活かし、本町の健康増進計画が取り組む「こころの健康」や自殺対策に関する情報提供を推進します。

### 基本施策4 生きることの包括的支援の推進

生きることの阻害要因を減らしつつ促進要因を充実させ、自殺リスクを抱える可能性のある人への支援の強化に取り組みます。

### 基本施策5 自殺を防ぐ社会的な取り組みの推進

地域福祉計画と連携した地域における相談体制の整備・強化、職場におけるメンタルヘルス対策の推進、障害福祉と連携した適切な精神保健医療福祉サービス等の提供に取り組みます。

### 基本施策6 子ども・若者・女性の自殺対策の推進

保健・医療・福祉・教育などの連携を進め、相談体制やいじめ防止に向けた取り組みを推進します。また、妊産婦への支援、ひとり親など困難な問題を抱えがちな女性への支援等、女性の自殺対策を強化します。

## 第2章 施策の展開

### 基本施策1 地域におけるネットワークの強化

国は、自殺総合対策大綱（令和4年10月閣議決定）のなかで、自殺対策の効果を最大限に発揮するためには、国をはじめ関係機関、国民等が連携・協働して総合的に自殺対策を推進することが必要であるとの認識のもと、地域においては、市町村や民間団体、支援機関のネットワーク化を推進し、必要な情報共有がおこなわれるプラットフォームづくりを支援するとしています。

本町では、第1期自殺対策計画から、自殺対策を総合的に推進するため、関係機関の連携の強化をテーマとして取り組みを進めてきました。これらの取り組みを引き続き推進し、支援を必要とする人を早期に発見し、早期に対応できる体制の整備に取り組んでいきます。

取り組み	内容	担当課
1. 協議会の設置・開催	・「地域福祉計画策定委員会」を協議会と位置付け、地域における自殺対策の推進に向け、行政や医療等の関係機関が相互に連携し、情報交換や情報の共有化を図ります。	健康福祉課
2. 自殺対策を推進する関係機関等との連携の強化	・地域における自殺対策の推進に向け、庁内の関係部署をはじめ、区長会や民生委員・児童委員、保健推進員協議会、地域包括支援センター、地域包括ケアネットワーク会議、障がい者（児）基幹相談支援センター、玉村町要保護児童対策地域協議会等の関係機関との連携強化に取り組み、問題の早期発見・早期対応に努めます。 ・伊勢崎・玉村地域自殺対策連絡会議（伊勢崎保健福祉事務所主催）で情報共有と連携を行います。	健康福祉課 子ども育成課
3. 「保健推進員」による早期発見体制の整備・強化	・「保健推進員」へ研修会の受講を促し、今後も地域の相談者、ゲートキーパーとしての役割を担い、地域における自殺リスクの高い人の情報等を保健センターと共有し、課題解決等に取り組みます。 ・「保健推進員」の認知度の向上に取り組みます。	健康福祉課
4. 民生委員・児童委員等との連携強化による早期発見・見守り体制の整備・強化	・地域福祉活動における中心的な役割を担っている民生委員・児童委員をはじめ、妊産婦等の養育支援活動を行う担当者や生涯学習推進員等に対し、「こころの健康」や自殺対策についての情報提供を行うことにより、各委員の理解促進を図ります。 ・地域における自殺リスクの高い人の情報等を保健センターと共有し、課題解決に取り組みます。	健康福祉課



## 基本施策2 悩みに寄り添える人の育成

地域の自殺対策のネットワークを十分に機能させるためには、町の職員や住民、関係する組織のメンバーが、悩みをもった人にきちんと寄り添い、適切に対応できなければなりません。

本町では、これまでゲートキーパーの養成講座をはじめ各種の講座を開催し、そうした人材の育成を進めてきましたが、自殺防止のワークショップでは、「悩み事の聞き方がわからなかった」、「返す言葉に困った」等、対応に苦慮した経験も語られています。

自殺者数が下げ止まるなか、自殺対策を更に強化していくために、引き続き人材育成の取り組みを進めていきます。

取り組み	内容	担当課
1. ゲートキーパー養成講座等の開催	・ゲートキーパー養成講座やフォローアップ研修等を開催し、保健、医療、福祉等、様々な分野における関係者等に受講の推奨を行います。	健康福祉課
2. 関連する研修等の場を活用した人材育成の推進	<p>・自殺対策と関連する各種研修等の場を活用し、地域における自殺の実態や自殺対策についての情報提供を行うことにより問題理解の促進を図ります。</p> <p>【健康福祉課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆健康サポーター養成講座</li> <li>◆住民を対象とする「認知症サポーター養成講座」</li> <li>◆「認知症サポーターステップアップ講座」</li> </ul> <p>【子ども育成課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆住民向けと職員向けの「児童虐待防止講演会」</li> </ul> <p>【生涯学習課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆人権教育指導者養成講座</li> </ul> <p>【総務課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆職員を対象としたメンタルヘルスやハラスメント研修の実施</li> </ul>	健康福祉課 子ども育成課 生涯学習課 総務課

### 基本施策3 住民への啓発と周知の推進

アンケート調査では、「自殺予防週間」や「自殺対策強化月間」、県や町が設置する「相談窓口」等の自殺対策に関する様々な事柄について「内容まで知っている」が1割を超えるものではなく、「聞いたことがある」を合わせても「こころの健康相談統一ダイヤル」と「群馬いのちの電話」だけが5割を超え、「自殺対策強化月間」は17.1%、「ゲートキーパー」は13.3%、「たまむらさきえあい計画(自殺対策計画)」は6.9%と、低い認知度に留まっています。また、悩みやストレスを抱えた時に、相談や助けを求めることにためらいを感じる人が男性ではほぼ5割、女性も4割近くに上っています。

自殺は、個人の自由な意思や選択の結果ではなく、様々な理由で心理的に追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことができる社会的な問題であるというのが、共通認識となっています。また、いのちや生活の危機に陥った時には、ためらわずに助けを求めることが適切であると正しく理解され、そのためにゲートキーパーや複数の相談窓口が用意されていること等が広く認知されるよう、様々な機会を捉え、情報の周知に努めます。

取り組み	内容	担当課
1. 各種媒体による普及啓発の推進	・各種媒体を通じ、自殺予防や自殺対策等に関する正しい知識の普及に取り組みます。  ◆自殺予防週間(9月)と自殺対策強化月間(3月)の実施(パネル展・啓発品配布等) ◆広報誌による自殺予防や自殺対策等に関する情報掲載 ◆こころやいのちに関する講演会等の開催 ◆成人式や各種イベント時のリーフレット等の配布 ◆うつ病等についての普及啓発の推進 等	健康福祉課 (保健センター)

## 基本施策4 生きることの包括的支援の推進

自殺は、「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を上回った時に起きやすくなります。従って、自殺に至る要因の除去とともに、自己肯定感や信頼できる人間関係等の自殺に対する保護要因を増やす取り組みが重要です。

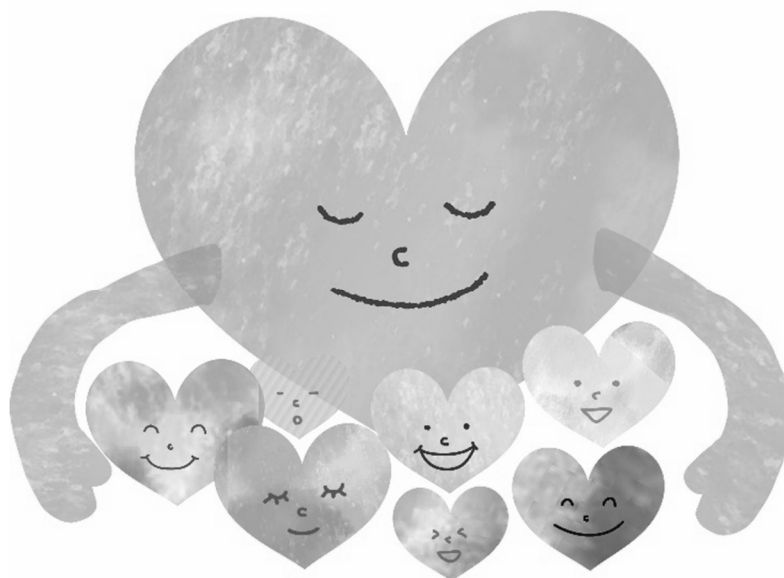
自殺防止のワークショップでは、地域ができる自殺対策として「気軽に話せる場づくり」、「顔の見える関係づくり」、「住民のゆるいネットワーク」など、町が取り組むべき対策として「研修会・講話の開催」、「居場所や生きがい、活躍の場づくり」、「多様性を受け入れる地域づくり」などがあげられましたが、社会に根強く存在する偏見や無理解等の要因が、LGBTQ等の性的指向や性自認においてマイノリティとされる人の自殺念慮を、より高めているとの指摘もあります。

町に暮らす、年代や性、障がいの有無、国籍等に関係なくすべての人が孤独・孤立することなく、共に生き相互に支え合う地域づくりを推進していきます。

取り組み	内容	担当課
1. 自殺対策につながる居場所づくりの推進	<p>・高齢者や障がい者、子どもや保護者が気軽に利用でき、安心して過ごせる「居場所」を活用し、「こころの健康」を保つ居場所づくりに取り組みます。</p> <p>【健康福祉課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆高齢者等を対象とする「ふれあいの居場所」（設置数と対象者の拡大）</li> <li>◆在宅で寝たきり高齢者等の介護者を対象とする「家族のつどい」（参加者の家族や当事者への拡大）</li> <li>◆精神障がい者とその家族のための交流の場としての「精神障害者サロン（おしゃべり会）」</li> <li>◆ひきこもりの方の居場所として「なにもしなくていい居場所」</li> </ul> <p>【子ども育成課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆子ども食堂設置</li> <li>◆子どもをもつ保護者を対象とする「地域子育て支援センター」、「児童館」</li> <li>◆中高生の学習の場の提供</li> </ul>	健康福祉課 （保健センター） 子ども育成課
2. 生活困窮者への支援	<p>・生活困窮者の経済的、精神的な自立に向けて、生活保護相談や納税相談等支援を通じ、相談者の状況に応じ、相談対応や各種相談機関の紹介及び情報提供等の支援に取り組みます。必要に応じ、フードバンクや保健センターのこころの相談を紹介します。</p>	健康福祉課 税務課 都市建設課 子ども育成課 学校教育課

<p>2. 生活困窮者への支援 (つづき)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・孤独・孤立の状態にある人を民生委員・児童委員や地域の支援者と情報共有し、必要に応じて相談を実施します。(なんでも福祉相談)</li> <li>・町営住宅の事務を通じ、自殺リスクの高い生活困窮者の早期発見につなげます。</li> <li>・生活困窮者に対して就学援助費の支給を行います。</li> <li>・フードバンクの運営を行います。</li> <li>・群馬司法書士会と連携した相談事業を実施します。</li> </ul>	<p>健康福祉課 税務課 都市建設課 子ども育成課 学校教育課</p>
<p>3. 高齢者や介護者等への支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅寝たきり高齢者等の介護者に対し、介護する人のストレスを緩和するため、家族のつどい・オレンジカフェ（認知症カフェ）の開催、介護慰労金の支給等を行います。</li> <li>・高齢者やその家族（介護者）の精神的・身体的な負担を軽減するため、相談支援とともに、給食サービスや在宅の寝たきり高齢者への紙おむつの支給等を行います。</li> <li>・支援活動を通じ、自殺リスクの高い高齢者や介護者等の早期発見につなげます。</li> </ul>	<p>健康福祉課</p>
<p>4. 母子・父子家庭への支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象となる家庭に交通遺児修学給付金の支給を行います。</li> <li>・ひとり親家庭への無料学習支援を行います。</li> </ul>	<p>子ども育成課</p>
<p>5. 妊産婦への支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和 2 年保健センター内に、子育て世代包括支援センターを開設し、妊娠初期から子育て期にわたり、妊娠の届出等の機会に得た情報を基に、妊娠・出産・子育てに関する相談を実施し、必要に応じて地域の関係機関と連携をとりながら切れ目のない支援を行っています。</li> <li>・妊産婦家庭への訪問をはじめ、窓口相談、各種教室等を通じ、自殺防止に関する情報提供や自殺リスクの高い妊産婦の早期発見等、切れ目のない支援を行います。</li> </ul> <p>【健康福祉課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆妊産婦・新生児・乳幼児訪問</li> <li>◆妊産婦・乳幼児窓口相談</li> <li>◆母親学級</li> <li>◆パパママ教室</li> <li>◆妊産婦健康診査</li> <li>◆妊娠・出産応援ギフト</li> <li>◆産後ケア事業</li> <li>◆発達障害児への切れ目のない支援</li> </ul>	<p>健康福祉課 (保健センター) 子ども育成課</p>

<p>5. 妊産婦への支援 (つづき)</p>	<p>【子ども育成課】                  ・令和6年度、こども家庭センターを子ども育成課内に設置し、全ての妊産婦、子育て世代、子どもへ一体的に相談支援を行います。                  ◆産前産後、育児が不安であったり、困難な家庭に訪問して、不安解消や育児・家事に関する手伝いを行う「ママヘルパー派遣事業」                  ◆「ファミリー・サポート・センター事業」等</p>	
<p>6. 児童虐待等の被害者への支援</p>	<p>・玉村町要保護児童対策地域協議会において、児童虐待の恐れのある対象者の対応協議に取り組みます。</p>	<p>子ども育成課</p>
<p>7. 人権教育・啓発の推進</p>	<p>・「第2次人権教育・啓発の推進に関する玉村町基本計画」に基づき、一人ひとりの人権が尊重され、差別や偏見のない、多様性を受け入れるまちづくりを推進します。                  ・令和6年1月開始の「玉村町パートナーシップ届出制度」に基づき、LGBTQ等の性的マイノリティの人たちの不安やつらさの解消に向けた支援に努めます。</p>	<p>企画課</p>



## 基本施策5 自殺を防ぐ社会的な取り組みの推進

本町では、働き盛りの40代と多くの方が定年を迎え新たなライフステージに入る60代に自殺者が多くなっています。自殺に関するワークショップでも、中高年の自殺に関して、特に男性の地域参加への支援を求める意見があげられ、アンケート調査では、有効と思う自殺対策として、「職場におけるメンタルヘルス対策の推進」が「様々な悩みに対応した相談窓口の設置」に次ぐ回答となっています。

本町は、第1次計画において「相談体制の整備・強化」、「職場でのメンタルヘルスの推進」に加え「適切な精神保健医療福祉サービスの提供」等を取組の柱として推進してきました。本計画においても、中高年層の男性の自殺防止を特に重要な課題と捉え、それらの取り組みの継続と更なる充実を図っていきます。

取り組み	内容	担当課
<p>1. 地域における相談体制の整備・強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症高齢者や障がい者等の判断能力が十分でない人に対して、地域で安心して日常生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理等の支援を行います。</li> <li>・新たに策定された「成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、成年後見制度の周知活動や制度運用等の強化に取り組みます。</li> </ul> <p>【健康福祉課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆高齢者及びその家族（介護者）を対象とする「総合相談」（地域包括支援センター）</li> <li>◆様々な悩み事をもつ人に対し、人権擁護委員や弁護士が対応する「心配ごと相談」（社会福祉協議会）</li> <li>◆障がい者（児）を対象とする「相談支援」（障がい者（児）基幹相談支援センター）</li> <li>◆なんでも福祉相談</li> <li>◆生活保護相談</li> <li>◆心身の健康に関する相談者を対象とする「健康相談・こころの健康相談」（保健センター）</li> <li>◆子育て世代包括支援センター</li> </ul> <p>【子ども育成課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆子どもをもつ保護者を対象とする「子育て相談」（地域子育て支援センター、児童館）</li> <li>◆こども家庭センターの開設</li> </ul> <p>【企画課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆配偶者等からの暴力に関する相談者を対象とする「DV相談」</li> </ul>	<p>健康福祉課 （保健センター） 子ども育成課 企画課 経済産業課 学校教育課 税務課</p>

<p>1. 地域における相談体制の整備・強化 (つづき)</p>	<p>【経済産業課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆悪質な訪問販売や勧誘行為、商品購入時の契約トラブル等の消費生活に関する様々な問題や多重債務の問題に関する相談者を対象とする「消費生活相談」(消費生活センター)</li> </ul> <p>【学校教育課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆教育相談</li> </ul> <p>【税務課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆納税相談</li> </ul>	
<p>2. 職場におけるメンタルヘルスの推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員の多忙解消に向け、残業内容を把握し、業務の見直しに取り組みます。</li> <li>・労働安全衛生法に基づき、学校職員のストレスチェックを実施し、メンタル不調の未然防止に取り組みます。</li> </ul>	<p>学校教育課</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の健康管理を図るため、健康診断、ストレスチェック等を行います。</li> <li>・職員の健康の保持増進を図るため、職場環境、自己の就業及びメンタルヘルスに関する悩みについて、「なんでも1日相談室」を開催し、相談援助を行います。</li> </ul>	<p>総務課</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業等に対して、メンタルヘルスに関する情報提供や啓発品の配布を行います。</li> </ul>	<p>健康福祉課</p>
<p>3. 適切な精神保健医療福祉サービスの提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神障がい起因する自殺を防止するため、精神保健福祉士2名を障がい者(児)基幹相談支援センターに配置し、関係機関との連携を強化した相談支援を行います。</li> <li>・精神疾患等のハイリスク者対策として、精神科医による「こころの健康相談」とともに、電話相談や窓口相談に取り組みます。</li> <li>・こころの健康に関する相談先や精神科・心療内科等の医療機関リスト等の情報を発信します。</li> <li>・必要に応じ、訪問看護事業所の情報提供を行います。</li> <li>・精神科病院入院患者の方の退院支援会議に参加し、地域での生活を支援します。</li> </ul>	<p>健康福祉課</p>
<p>4. 大規模災害時における被災者の心のケア、生活再建等の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生時に被災者の心のケアに対応できるよう、社会福祉協議会等、関係者との連携強化に努めます。</li> </ul>	<p>健康福祉課</p>

## 基本施策6 子ども・若者・女性の自殺対策の推進

平成 29 年から令和 4 年までの 6 年間の自殺者について、年代別の構成比をみると、本町では、20 歳未満が 5.1%と、国の 3.3%、県の 2.8%よりも高く、20 代でも全国、県が 11%程度に対し、本町は 13%近くと高くなっています。また、同期間の自殺者に占める女性の割合は、県は 32.5%であるのに対し、本町では 43.6%と高く、厚生労働大臣指定法人・自殺対策推進センターが提供する本町の自殺実態プロファイル 2022 においても、本町の自殺者の特性区分の第 1 位は「女性 60 歳以上無職同居」とされています。

本町では、これら子ども・若者・女性への自殺対策が喫緊の課題とし、子どもに対しては、SOS の出し方の教育やいじめ防止のための取組、「いのちの大切さを伝える助産師出前講座」、近年問題化しているインターネット上でのトラブルを防止するための情報モラル講習の実施等を推進します。

女性に対しては、圧倒的に女性が多いDV被害者に対する支援、「産後うつ」などが問題となりやすい妊産婦への支援、出産前後の不安定な時期の支援などを行っていきます。

取り組みの方向性	内容	担当課
1. SOS の出し方等に関する教育の実施	・児童・生徒の自殺予防に向け、対処の仕方を身に付けるための教育教材を活用し、教職員等から児童・生徒に対する自殺予防教育を実施します。	学校教育課 健康福祉課
2. 「24 時間子供 SOS ダイヤル」の周知強化	・いじめ問題や、「子どもの SOS 全般」に悩む子どもや保護者がいつでも相談できる「24 時間子供 SOS ダイヤル」や中学生・高校生が LINE を使って相談できる「ぐんま高校生オンライン相談」等の相談窓口についての紹介、リーフレットの配布等を行います。	学校教育課
3. 学校等における相談支援の充実	・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、様々な問題を抱える児童・生徒をはじめ、保護者、教職員等への支援を行い、学校等における相談支援に取り組みます。 ・教育相談室に相談員 2 名を配置し、一人ひとりの状況に応じた支援、小学校への訪問型支援等を実施することにより、いじめや不登校等、問題行動への対応に取り組みます。	学校教育課
4. 教員等の相談技術等の向上	・教育相談技術認定の取得を推奨したり、教員を対象とした教育相談技術の向上を図る研修の場を設定したりし、児童・生徒が出した SOS に速やかに気づき、適切に受け止められるよう、教員の相談技術の向上を図ります。	学校教育課



5. いじめ防止の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎月月末に実施する「生活アンケート」に加え、子どもが楽しい学校生活を送るためのアンケート式心理テストである「C&amp;S アンケート」(学級の雰囲気と自己肯定感を把握するアンケート)等を実施し、児童・生徒一人ひとりの様子を客観的に把握することで、いじめの早期発見・早期対応を図るとともに、いじめの起きにくい学級づくりに取り組みます。</li> <li>・各小中学校の代表者によるいじめ防止に対する取り組みの発表及び情報交換等を通して、いじめ防止に向けた児童・生徒の主体的な取り組みをより一層活性化させるとともに、学校、家庭及び地域住民等が連携し、いじめ防止に取り組むことができるよう進めていきます。</li> </ul>	学校教育課
6. 児童・生徒の将来に向けた夢を育む支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一人ひとりの子どもに応じた学習支援や体験活動の充実を図ることで、今後の変化の激しい社会の中での力強く生き抜く力の育成を図ります。</li> </ul>	学校教育課
7. 「いのちの大切さを伝える助産師出前講座」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内の小・中学校において、助産師が子どもや保護者に対して命の成り立ちと尊厳等を語ることで、自らの命の大切さと生きることへの意味を認識し、学びます。</li> </ul>	学校教育課
8. 情報モラル講習の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近年、インターネットに起因した生徒間トラブルが増加し、児童生徒等の安易な行為がいじめや犯罪になっています。児童生徒にインターネットを利用するための正しい判断力、セキュリティ知識、危機回避方法を身に付けさせ、いじめや問題行動、犯罪被害の未然防止を図ります。</li> </ul>	学校教育課
9. 女性の自殺対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出産前後や配偶者等からの暴力の被害を受けた女性への支援のほか、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」を踏まえて今後示される指針並びに法に基づいて都道府県が定める「基本計画」に即した「市町村基本計画」の策定を検討します。</li> <li>・女性が多く利用する美容室・飲食店・群馬県立女子大学にて啓発品の配布を行います。</li> <li>・産後うつ早期発見の為に、産後健診にて「エジンバラ産後うつ病質問票(EPDS)」を用いた検査を実施します。質問の結果、産後うつが疑われる方には、早期介入・支援を実施します。</li> <li>・DV相談を実施します。</li> </ul>	健康福祉課 企画課

■自殺対策計画における評価指標と目標値

評価指標名	基準値 (2023年度)	目標値 (2028年度)
自殺者数	4人 2022年度末	0人
ゲートキーパー養成講座の延べ受講者数	410人 2022年度末	710人
ゲートキーパーの認知率 (「内容まで知っている」と「内容は知らなかったが、言葉は聞いたことがある」を合わせた回答者)	13.3%	20%以上
こころの健康相談(玉村町保健センター)の認知率 (「内容まで知っている」と「内容は知らなかったが、言葉は聞いたことがある」を合わせた回答者)	32.8%	40%以上
こころの健康統一ダイヤルの認知率 (「内容まで知っている」と「内容は知らなかったが、言葉は聞いたことがある」を合わせた回答者)	56.8%	60%以上
悩みを抱えた時に、相談や助けを求めることについて『ためらわない』住民の割合 (「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」を合わせた回答者)	48.8%	50%以上
SOS 教育実施クラス数	7クラス	62クラス



自殺防止(生きるための)ワークショップ

各論Ⅲ

玉村町成年後見制度利用促進基本計画  
(第2期)

---

---

## 第1章 計画の基本的な考え方

---

### 1 計画の基本理念

高齢者人口の増大に伴って認知症の人も増加し、全国では600万人を超えると推計されています。一方、地域では共生社会づくりが進められており、全ての人の人権が尊重されることが重要となっています。また、契約制度に基づく福祉サービスの利用には、サービスについての正しい情報が提供されるとともに、それらを正しく判断できることが前提となっています。

そうした背景から制度が整えられてきた成年後見制度ですが、制度の利用者数は、保佐、補助、任意後見を合わせても、令和4年で24万5千人程度に留まっています。

本町では、成年後見制度利用促進法及び国の成年後見制度利用促進基本計画(第2期)、群馬県福祉プラン等を踏まえ、本町の第1期計画を踏襲した基本理念のもと、住民が地域で安心して暮らし続けることができるよう、本町の障害福祉計画とも連携し、制度の利用促進を図ります。

#### 成年後見制度利用促進基本計画(第2期)

### 基本理念

利用者自らの意思決定を尊重し、生活を守り、  
共に暮らせる地域社会づくり

## 2 計画の基本施策

本計画では、制度の利用促進とともに制度の充実を図るため、以下の3つの基本施策を定めます。

### 基本施策1

#### 制度の適切な利用促進に向けた周知活動の充実

住民に対して、制度への理解促進に向けた広報・啓発活動を推進します。また、障害福祉計画と連携し、市民後見人への支援や法人後見支援等に取り組みます。

### 基本施策2

#### 利用者がメリットを実感できる制度と制度運用の充実

成年後見制度に関する相談支援体制の充実と、制度運用に係る事務支援・申立て・費用の助成等の充実に取り組みます。

### 基本施策3

#### 権利擁護支援の地域連携ネットワークの体制の充実

地域共生社会の実現に向け、包括的・重層的・多層的な支援・活動のネットワークである「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の充実に取り組みます。

## 第2章 施策の展開

### 基本施策1 制度の適切な利用促進に向けた周知活動の充実

アンケート調査では、成年後見制度について「名前も、制度の内容も知っている」との回答は32.1%と5年前の29.6%から2.5ポイント高く、「名前も、制度の内容も知らない」は24.8%と5年前の33.7%から8.9ポイント低くなっており、制度の認知度は高まってきたことがわかります。また、制度が必要になった時の利用意向についても、「利用したい」が30.2%と5年前から9.1ポイントもの上昇を示しました。

今後、高齢化の進展により、判断能力に欠ける人の増加が予想されます。そうした人の資産や権利を守るために、引き続き制度の周知や適切な利用の促進に取り組んでいきます。

取り組み	内容	担当課
1. 成年後見制度に関する住民理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度の周知・理解が図られるよう、広報誌やホームページとともに、わかりやすいパンフレットを作成し、相談窓口や住民交流の場へ設置します。</li> <li>・高齢者（認知症）、障がい者など対象別に制度の利用が必要な人に対し、適切な支援が行われるよう、住民、職員、民生委員・児童委員等それぞれの立場にあった勉強会や研修会を継続的に開催します。</li> <li>・制度の利用が必要な人の家族等に対し、支援につなげることの重要性や、制度の活用等の情報提供に取り組みます。</li> </ul>	健康福祉課
2. 制度の適切な利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度の適切な利用に向け、本人の判断能力が不十分になってからの法定後見制度だけでなく、本人が十分な判断能力があるうちから備える各種委任契約や任意後見制度のメリットの周知や理解促進に取り組みます。</li> <li>・住民等への制度の理解促進を図る研修会やセミナーの中で、制度のメリットだけでなく、デメリットや利用上で注意すべき点についても、説明や情報提供を行います。</li> </ul>	健康福祉課

## 基本施策2 利用者がメリットを実感できる制度と制度運用の充実

本町では、「総合相談窓口」を成年後見制度の利用者に対応する窓口とし、関係各課の担当者や関係する機関が連携を図り対応しています。

本計画においても、同様の体制を維持するとともに、担当者のスキルアップや更なる連携の強化を図ることにより、制度の利用者がそのメリットを十分に享受できるよう、支援体制の整備・充実を図ります。

取り組み	内容	担当課
1. 相談支援体制の整備・強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合相談窓口において、各係の担当者が連携し、相談者を支援できる体制づくりに取り組みます。更に、担当者のスキルアップのための研修等を開催します。</li> <li>・地域包括支援センターや障がい者（児）基幹相談支援センター、NPO 法人ウェルサポートぐんま等と連携し、地域の相談支援の充実・強化に取り組みます。</li> </ul>	健康福祉課
2. 制度の運用体制の段階的な整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な後見人の選任や利用者本人の意思決定支援等、制度の運用体制の段階的な整備に取り組みます。</li> </ul>	健康福祉課
3. 事務支援・申立・費用助成等の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「玉村町成年後見制度利用支援事業実施要綱」に基づき、町長申立の費用をはじめ、申立経費、後見人報酬等の支援を行います。</li> </ul>	健康福祉課

### 基本施策3 権利擁護支援の地域連携ネットワークの体制の充実

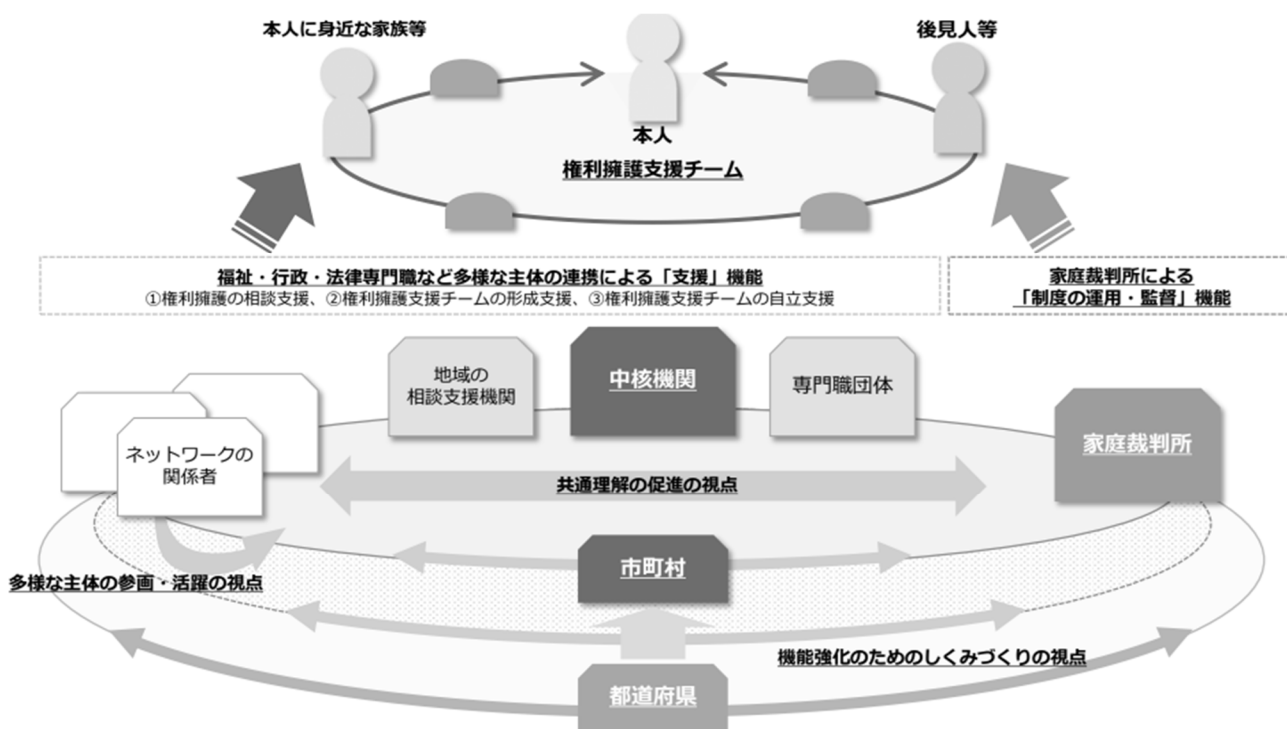
地域福祉計画が目指す「地域共生社会」は、住み慣れた地域で人と人がつながり、すべての住民が尊厳のある自分らしい生活を続けることができる社会です。その実現のため、令和4年3月に国が策定した「第二期成年後見制度利用促進基本計画」では、「権利擁護支援」を支援活動の共通基盤の考え方とし、権利擁護支援のための地域連携ネットワークの一層の充実を求めています。

本町では、「総合相談窓口」を制度の利用促進を図る中核機関、「後見定例会」（市民後見人や支援者、有識者等で構成した定例会）を行政や関係機関の相互連携と情報共有を図る場として位置付け、その機能の整備と強化を引き続き図っていきます。

取り組み	内容	担当課
1. 中核となる機関の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本町の「総合相談窓口」を成年後見制度の利用促進を推進する中核機関と位置付け、関連部署や関係機関が連携した体制づくりに取り組みます。</li> <li>・成年後見制度に関する相談を受け付けている地域包括支援センターと障がい者（児）基幹相談支援センターの連携強化に取り組みます。</li> </ul>	健康福祉課
2. 協議会の設置・開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「後見定例会」（市民後見人や支援者、有識者等で構成した定例会）を行政や関係機関が相互に連携し、情報交換や情報の共有化を図る場として位置づけ、地域における成年後見制度の適切な利用促進に向け、会議を開催します。</li> </ul>	健康福祉課
3. 地域連携ネットワークの段階的な整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域連携ネットワークの整備においては、日常生活自立支援事業利用者が、成年後見制度併用または移行の可能性も考慮のうえ、関係者と後見人等が連携し、本人を見守る体制の整備に取り組みます。</li> <li>・地域活動を行う民生委員・児童委員や区・自治会等と連携し、日常の見守りや気づきから利用支援の窓口へつなぐ役割が期待されているため、地域での見守り体制の段階的な整備に取り組みます。</li> <li>・本人にとって最適な後見人等の選任について、受任調整を行えるよう、家庭裁判所との連携を目指します。</li> </ul>	健康福祉課
4. 法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長期にわたる障がい者後見を見据え、町内の NPO 法人や社会福祉法人向けに法人後見研修を行い、実施団体の設置に努めます。</li> <li>・法人後見実施団体が業務を安定的に実施できるよう、バックアップ体制の整備に取り組みます。</li> <li>・担当者や住民の法人後見に対する知識不足がみられる中、法人後見に関する情報提供の強化に取り組みます。</li> </ul>	健康福祉課



地域連携ネットワークのイメージ



コラム

2022年8月、国際連合（以下「国連」）障害者権利委員会による障害者の権利に関する条約（略称：障害者権利条約）（※）の実施状況についての対日審査が行われ、翌9月、国連より我が国の成年後見制度（後見人による意思決定の代行という行為）が障害者の権利侵害にあたるとの指摘がなされました。また、全ての障害者が法律の前に等しく認められる権利を保障するため、民法を改正すべきとの勧告が出されました。

これを受け、今後制度の改正等が行われる可能性があります。

このような背景を踏まえ、第2期計画では、本人に寄り添った意思決定支援を重視し、地域連携ネットワークの整備に取り組みます。

※2006年に国連で採択され、我が国は2014年に批准した、障害者の尊厳と権利を保障するための人権条約

# 資料編

---

---

## 1 アンケート調査結果等に見る小学校区別状況

### ●小学校区と地区、民生委員数

小学校区	地区	民生委員数
玉村小学校区	下新田5～7丁目、上新田3～4丁目、角町、新田、与六分、斎田、板井	17名
上陽小学校区	上福島、原森、中樋越、飯塚、藤川、上樋越	10名
芝根小学校区	下茂木、川井、飯倉、五料、小泉、下之宮、箱石	10名
中央小学校区	下新田8～9丁目、上飯島、後箇、上茂木、南玉、福島、南福島	12名
南小学校区	八幡原、宇貴、上之手、角淵	9名

※民生委員・児童委員は、令和5年10月1日現在62名（主任児童委員4名を含む）で、1名は玉村小学校区と中央小学校区の2つの小学校区を担当しています。

※主任児童委員は主に児童を担当する民生委員・児童委員で、玉村小学校区・中央小学校区・南小学校区に2名、上陽小学校区に1名、芝根小学校区に1名の計4名です。

※各小学校区のアンケート調査結果では、町全体の平均値と±5ポイント以上の差がある数値を**太字**で示しています。

## ■玉村小学校区

### ●人口・高齢化率（令和5年10月1日現在）

人口	8,895人	高齢化率	30.9%
----	--------	------	-------

### ●アンケート結果からみる現状（玉村小学校区 n=204、町全体 n=789） ※（）内の数値は町全体の値

「地域」の捉え方	隣近所	区・自治会	町全体
	21.1% (17.4%)	38.7% (40.7%)	27.9% (27.1%)
近所付き合いの状況	「非常に親しく」+「親しく」付き合っている		あいさつをする程度
	23.5% (23.9%)		68.6% (67.6%)
地区・自治会の活動参加状況	「よく」+「ある程度」参加している		「あまり」+「ほとんど」参加していない
	37.2% (42.3%)		61.3% (54.9%)
避難場所の認知状況	知っている		知らない
	<b>75.0%</b> (80.4%)		<b>23.5%</b> (18.0%)
身近な地域で気になること	玉村小学校区		町全体
	1.交通などの移動手段の問題 <b>42.6%</b> 2.地域に子ども、若者が少ない 30.4% 3.災害など非常時の協力体制が不安 29.9% 4.高齢者などの買い物弱者の問題 25.0% 5.住民同士の交流機会の減少 22.1%		1.交通などの移動手段の問題 38.9% 2.地域に子ども、若者が少ない 33.7% 3.災害など非常時の協力体制が不安 29.7% 4.高齢者などの買い物弱者の問題 25.6% 5.住民同士の交流機会の減少 23.6%
地域福祉を推進していくために重要なこと	玉村小学校区		町全体
	1.福祉サービスなどの情報提供の充実 39.7% 2.地域の支え合いの仕組みづくり 38.2% 3.在宅での福祉サービスなどの充実 35.3% 4.相談体制の充実 31.4% 5.地域の人の交流の場づくり 29.9%		1.福祉サービスなどの情報提供の充実 39.0% 2.地域の支え合いの仕組みづくり 36.4% 3.在宅での福祉サービスなどの充実 31.4% 4.相談体制の充実 28.0% 5.地域の人の交流の場づくり 27.2%
本気で自殺を思った経験	思ったことがない		思ったことがある
	77.9% (76.4%)		21.1% (22.4%)

## ■上陽小学校区

### ●人口・高齢化率（令和5年10月1日現在）

人口	5,959人	高齢化率	30.4%
----	--------	------	-------

### ●アンケート結果からみる現状（上陽小学校区 n=118、町全体 n=789） ※（）内の数値は町全体の値

「地域」の捉え方	隣近所	区・自治会	町全体
	17.8% (17.4%)	44.9% (40.7%)	<b>16.9%</b> (27.1%)
近所付き合いの状況	「非常に親しく」+「親しく」付き合っている		あいさつをする程度
	27.1% (23.9%)		67.8% (67.6%)
地区・自治会の活動参加状況	「よく」+「ある程度」参加している		「あまり」+「ほとんど」参加していない
	<b>54.3%</b> (42.3%)		<b>43.2%</b> (54.9%)
避難場所の認知状況	知っている		知らない
	<b>86.4%</b> (80.4%)		<b>11.9%</b> (18.0%)
身近な地域で気になること	上陽小学校区		町全体
	1.交通などの移動手段の問題 <b>44.9%</b> 2.地域に子ども、若者が少ない <b>43.2%</b> 3.災害など非常時の協力体制が不安 <b>34.7%</b> 4.高齢者などの買い物弱者の問題 <b>31.4%</b> 5.住民同士の交流機会の減少 28.0%		1.交通などの移動手段の問題 38.9% 2.地域に子ども、若者が少ない 33.7% 3.災害など非常時の協力体制が不安 29.7% 4.高齢者などの買い物弱者の問題 25.6% 5.住民同士の交流機会の減少 23.6%
地域福祉を推進していくために重要なこと	上陽小学校区		町全体
	1.地域の支え合いの仕組みづくり 39.0% 2.福祉サービスなどの情報提供の充実 37.3% 3.在宅での福祉サービスなどの充実 35.6% 4.防犯・交通安全対策の充実 <b>33.1%</b> 5.地域の人の交流の場づくり <b>32.2%</b>		1.福祉サービスなどの情報提供の充実 39.0% 2.地域の支え合いの仕組みづくり 36.4% 3.在宅での福祉サービスなどの充実 31.4% 4.相談体制の充実 28.0% 5.地域の人の交流の場づくり 27.2%
本気で自殺を思った経験	思ったことがない		思ったことがある
	<b>83.1%</b> (76.4%)		<b>15.3%</b> (22.4%)

## ■芝根小学校区

### ●人口・高齢化率（令和5年10月1日現在）

人口	6,129人	高齢化率	28.0%
----	--------	------	-------

### ●アンケート結果からみる現状（芝根小学校区 n=112、町全体 n=789） ※（）内の数値は町全体の値

「地域」の捉え方	隣近所	区・自治会	町全体
	16.1% (17.4%)	42.9% (40.7%)	29.5% (27.1%)
近所付き合いの状況	「非常に親しく」+「親しく」付き合っている		あいさつをする程度
	27.7% (23.9%)		65.2% (67.6%)
地区・自治会の活動参加状況	「よく」+「ある程度」参加している		「あまり」+「ほとんど」参加していない
	45.6% (42.3%)		51.8% (54.9%)
避難場所の認知状況	知っている		知らない
	84.8% (80.4%)		14.3% (18.0%)
身近な地域で気になること	芝根小学校区		町全体
	1.地域に子ども、若者が少ない <b>43.8%</b> 2.交通などの移動手段の問題 40.2% 3.高齢者などの買い物弱者の問題 <b>33.0%</b> 4.災害など非常時の協力体制が不安 27.7% 5.住民同士の交流機会の減少 24.1% 地区の役員のなり手不足 24.1%		1.交通などの移動手段の問題 38.9% 2.地域に子ども、若者が少ない 33.7% 3.災害など非常時の協力体制が不安 29.7% 4.高齢者などの買い物弱者の問題 25.6% 5.住民同士の交流機会の減少 23.6%
地域福祉を推進していくために重要なこと	芝根小学校区		町全体
	1.福祉サービスなどの情報提供の充実 38.4% 2.在宅での福祉サービスなどの充実 35.7% 3.空き家対策・空き家活用 <b>32.1%</b> 4.地域の支え合いの仕組みづくり <b>30.4%</b> 5.相談体制の充実 26.8%		1.福祉サービスなどの情報提供の充実 39.0% 2.地域の支え合いの仕組みづくり 36.4% 3.在宅での福祉サービスなどの充実 31.4% 4.相談体制の充実 28.0% 5.地域の人の交流の場づくり 27.2%
本気で自殺を思った経験	思ったことがない		思ったことがある
	74.1% (76.4%)		25.0% (22.4%)

## ■中央小学校区

### ●人口・高齢化率（令和5年10月1日現在）

人口	8,260人	高齢化率	23.3%
----	--------	------	-------

### ●アンケート結果からみる現状（中央小学校区 n=177、町全体 n=789） ※（）内の数値は町全体の値

「地域」の捉え方	隣近所	区・自治会	町全体
	16.9% (17.4%)	44.6% (40.7%)	27.1% (27.1%)
近所付き合いの状況	「非常に親しく」+「親しく」付き合っている		あいさつをする程度
	26.6% (23.9%)		66.1% (67.6%)
地区・自治会の活動参加状況	「よく」+「ある程度」参加している		「あまり」+「ほとんど」参加していない
	46.3% (42.3%)		<b>48.6%</b> (54.9%)
避難場所の認知状況	知っている		知らない
	83.6% (80.4%)		15.3% (18.0%)
身近な地域で気になること	中央小学校区		町全体
	1.交通などの移動手段の問題 39.0% 2.災害など非常時の協力体制が不安 30.5% 3.地域に子ども、若者が少ない <b>26.0%</b> 4.住民同士の交流機会の減少 25.4% 5.地区の役員のなり手不足 20.3%		1.交通などの移動手段の問題／38.9% 2.地域に子ども、若者が少ない／33.7% 3.災害など非常時の協力体制が不安／29.7% 4.高齢者などの買い物弱者の問題／25.6% 5.住民同士の交流機会の減少／23.6%
地域福祉を推進していくために重要なこと	中央小学校区		町全体
	1.福祉サービスなどの情報提供の充実 42.4% 2.地域の支え合いの仕組みづくり 37.9% 3.相談体制の充実 28.8% 4.防犯・交通安全対策の充実 26.0% 5.在宅での福祉サービスなどの充実 <b>24.9%</b>		1.福祉サービスなどの情報提供の充実 39.0% 2.地域の支え合いの仕組みづくり 36.4% 3.在宅での福祉サービスなどの充実 31.4% 4.相談体制の充実 28.0% 5.地域の人の交流の場づくり 27.2%
本気で自殺を思った経験	思ったことがない		思ったことがある
	72.3% (76.4%)		27.1% (22.4%)

## ■南小学校区

### ●人口・高齢化率（令和5年10月1日現在）

人口	6,509人	高齢化率	24.5%
----	--------	------	-------

### ●アンケート結果からみる現状（南小学校区 n=127、町全体 n=789） ※（）内の数値は町全体の値

「地域」の捉え方	隣近所	区・自治会	町全体
	15.0% (17.4%)	36.2% (40.7%)	31.5% (27.1%)
近所付き合いの状況	「非常に親しく」+「親しく」付き合っている		あいさつをする程度
	19.7% (23.9%)		<b>74.0%</b> (67.6%)
地区・自治会の活動参加状況	「よく」+「ある程度」参加している		「あまり」+「ほとんど」参加していない
	42.6% (42.3%)		56.7% (54.9%)
避難場所の認知状況	知っている		知らない
	85.0% (80.4%)		<b>11.8%</b> (18.0%)
身近な地域で気になること	南小学校区		町全体
	1.地域に子ども、若者が少ない <b>40.2%</b> 2.交通などの移動手段の問題 <b>31.5%</b> 3.高齢者などの買い物弱者の問題 27.6% 4.災害など非常時の協力体制が不安 27.6% 5.住民同士の交流機会の減少 25.2%		1.交通などの移動手段の問題 38.9% 2.地域に子ども、若者が少ない 33.7% 3.災害など非常時の協力体制が不安 29.7% 4.高齢者などの買い物弱者の問題 25.6% 5.住民同士の交流機会の減少 23.6%
地域福祉を推進していくために重要なこと	南小学校区		町全体
	1.地域の支え合いの仕組みづくり 37.0% 2.福祉サービスなどの情報提供の充実 36.2% 3.地域の人の交流の場づくり 29.1% 4.在宅での福祉サービスなどの充実 28.3% 5.育児・子育て支援の充実 26.0%		1.福祉サービスなどの情報提供の充実 39.0% 2.地域の支え合いの仕組みづくり 36.4% 3.在宅での福祉サービスなどの充実 31.4% 4.相談体制の充実 28.0% 5.地域の人の交流の場づくり 27.2%
本気で自殺を思った経験	思ったことがない		思ったことがある
	79.5% (76.4%)		19.7% (22.4%)



## 2 玉村町地域福祉計画等策定委員会委員名簿

(敬称略・順不同)

	氏名	所属・役職等	備考
1	寺井 宏明	玉村町区長会会長	
2	齋藤 元	玉村町民生委員児童委員協議会会長	議長
3	桐渕 英雄	(社)玉村町社会福祉協議会会長	
4	徳江 光俊	玉村町商工会会長	
5	清水 賢臣	生活支援・介護予防サービス提供主体等協議体SC	
6	齋藤 幹治	玉村町長寿会連合会会長	
7	新井 洋子	玉村町ボランティア連絡協議会会長	
8	千葉 千恵美	玉村町子ども・子育て会議会長	副議長
9	柳井 照明	学校長代表(小中学校から)校長	
10	金田 邦夫	玉村町住民活動サポートセンターぱる理事長	
11	清水 和夫	NPO法人ウェルサポートぐんま理事長	
12	斎藤 高敏	伊勢崎保健福祉事務所所長	
13	高木 剛	伊勢崎保健所所長	
14	今井 洋	(社)群馬いのちの電話理事長・事務局長	
15	中島 章子	玉村町保健推進員協議会会長	
16	金井 敏	高崎健康福祉大学社会福祉学科教授	
17	滝澤 俊幸	NPO法人カシオペイア代表理事	
18	五十嵐 信夫	玉村消防署署長	
19	吉田 明広	玉村町交番所長	

### 3 計画策定の経過

年月日	会議名等	内容
令和5年7月3日	第1回玉村町地域福祉計画等策 定委員会	① たまむらささえあい計画及び策定スケジ ュールについて ② 住民アンケートについて
令和5年7月28日 ～8月16日	住民アンケート調査の実施	町内在住の18歳以上の方を対象 配布数：2,000件 回収数：789件
令和5年9月20日	自殺防止（生きるため）のワークシ ョップの実施	参加者数：18名 ① 自殺者の現状・課題・取り組みについて ② 重点課題（子ども、中高年、こころの病 気）について
令和5年10月2日	第2回玉村町地域福祉計画等策 定委員会	① 住民アンケート（速報）について ② 自殺対策のワークショップについて ③ 現計画における事業の推進状況につ いて ④ 次期計画の骨子（案）について ⑤ 地域福祉計画のワークショップ開催につ いて
令和5年10月20日	地域福祉計画策定に向けたワーク ショップの実施	参加者数：29名 ① テーマ「地域の宝さがし」
令和5年12月18日	第3回玉村町地域福祉計画等策 定委員会	① 計画（素案）について ② パブリックコメントの実施について
令和6年1月9日 ～2月8日	パブリックコメントの実施	
令和6年2月21日	第4回玉村町地域福祉計画等策 定委員会	① パブリックコメントの結果と素案修正につ いて



**第2期たまむらささえあい計画**  
**地域福祉計画(第2期)**  
**自殺対策計画(第2期)**  
**成年後見制度利用促進基本計画(第2期)**

発行・編集:玉村町 健康福祉課  
発行年月:令和6年3月  
〒370-1192 群馬県佐波郡玉村町大字下新田 201  
電話 0270-65-2511(代表)  
FAX 0270-65-2592